



福岡医発第 2619 号 (地)
令和 3 年 12 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

令和 3 年度日医自賠責保険研修会について (W e b 動画のご案内)

標記研修会につきましては、平成 12 (2000) 年 6 月 28 日の自動車損害賠償責任保険審議会 (自賠責審議会) 答申において、運用益活用事業の見直しとして、民間医療機関の医師等に対する自賠責保険の制度や運用等に関する研修の実施が指摘され、これを受けて、日本医師会、日本損害保険協会及び自動車保険料率算出機構の三者協議の上、平成 13 (2001) 年度より自賠責保険診療費算定基準 (新基準) 実施地域を対象に開催しております。

本会においても、今年度、自賠責保険研修会をハイブリッド形式で開催する予定としておりますが、今般、日本医師会及び日本損害保険協会 (以下、「損保協会」) において W e b 動画が作成されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) ご多忙中恐縮に存じますが、動画の視聴希望者を貴会にて別紙 1 にお取りまとめの上、令和 4 年 1 月 21 日 (金) までに本会地域医療課宛メール (fpm-a-chiiki@fukuoka.med.or.jp) にてご回報くださいますようお願い申し上げます。
- 2) 動画の視聴につきましては、損保協会より直接、視聴希望者全員にメールで I D が送付されます。システム操作方法については、別紙 2 をご参照ください。
- 3) ご参考までに資料を送付いたしますが、貴会において動画の視聴をご希望される場合は、ユーザー I D の発行が必要となりますので、併せて別紙 1 にてお申込みをお願いいたします。
- 4) 本会自賠責保険研修会につきましては、2 月を目途に予定しており、詳細が決まり次第、改めてご連絡いたします。

記

小郡三井医師会より

自賠医療担当理事 田中英二
会長 島田昇二郎

上記研修会の動画の視聴をご希望される方は、別紙にご記入いただき 1 月 14 日までに当医師会事務局へお申し込みください。

1. Web 動画の研修講師・テーマ

(1) 学術講習

講師：公益社団法人 日本医師会 長島公之 常任理事

テーマ：「最近の交通事故診療について」

(2) 自賠責講習

講師：損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター 深澤 泰 主管

テーマ：「自賠責保険（共済）のしくみ」

2. Web 動画形式の受講可能期間

ID が送付されてから令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

以上

小郡三井医師会宛（締切1月14日（金））

FAX 7 3 - 1 5 5 9

自賠責研修会オンライン受講者登録申請フォーム

No	姓	名	姓（ふりがな）	名（ふりがな）	メールアドレス
1					
2					
3					
4					
5					

2021 年 11 月 5 日

一般社団法人日本損害保険協会

損害サービス企画部自動車グループ（担当：斎藤）

自賠責研修会オンライン基盤（etudes）一般ユーザーID 利用マニュアル

（受講者、日本医師会、保険会社・損保料率機構、損保協会支部）

目次

1. 自賠責研修会オンライン基盤（etudes）導入の背景	2
2. 本システムによって実現すること	2
(1) 受講者	2
(2) 日本医師会	2
(3) 保険会社・損保料率機構	2
(4) 損保協会支部	2
3. 本システム利用にあたっての注意事項	2
4. 本システム利用方法	3
(1) 初回ログイン手続き	3
(2) 2 回目以降のログイン手続き	5
(3) パスワード失念時の手続き	6
(4) 受講方法	9
5. よくあるお問合せ	15
6. 本マニュアルの改定履歴	16

1. 自賠責研修会オンライン基盤（etudes）導入の背景

2020 年年初からの新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2019 年度末から 2020 年度にかけて自賠責研修会の開催を予定していたが開催見送りとした都道府県が多数発生したため、損保協会において非対面かつ受講者の受講状況を適切に管理できるシステムの導入を検討し、アルー株式会社がサービスを提供する「etudes（エチュード）」を導入することとした。

なお、本マニュアルでは自賠責研修会オンライン基盤（etudes）を「本システム」と呼ぶ。

2. 本システムによって実現すること

URL：<https://sonpo.etudes.jp> から ID・パスワードを用いてログインし、コンテンツの視聴およびアンケートの回答を行うことができる。ログイン ID は事前に登録したメールアドレス、ログインパスワードは ID を付与された者が定める任意のパスワードとする。

なお、本マニュアルでは次の各関係者が利用できる機能について説明する。

（1）受講者

各都道府県医師会に本システムによる自賠責研修会受講を申し込んだ受講者。2021 年 10 月現在の契約では全国で約 2,880 名 ID 登録できる。

（2）日本医師会

日本医師会事務局職員。ID 付与対象者は日本医師会事務局から希望のあった者最大 3 名程度とする。

（3）保険会社・損保料率機構

損保料率機構本部職員、各都道府県損害サービス分科会医療幹事を指す。ID 付与対象者は損保料率機構本部職員 1 名、各都道府県損害サービス分科会医療幹事 1 名、全国で合計 48 名程度とする。

（4）損保協会支部

損保協会支部職員。ID 付与対象者は 1 支部 1 名とする。

3. 本システム利用にあたっての注意事項

- ・ ID は原則社用個人メールアドレスとし、社用個人メールアドレスを持たない受講者のみプライベートの個人メールアドレスを ID とすることを認める。
- ・ ID を複数名で共有すること、ID を他人に貸与することは共有先、貸与先の社内外を問わず禁止する。本システムは ID 数に応じた課金契約であることから、ID の共有、貸与が発覚した場合には契約違反となるため厳に注意すること。ID の共有、貸与が発覚した

場合には本システムから ID 登録を抹消する。

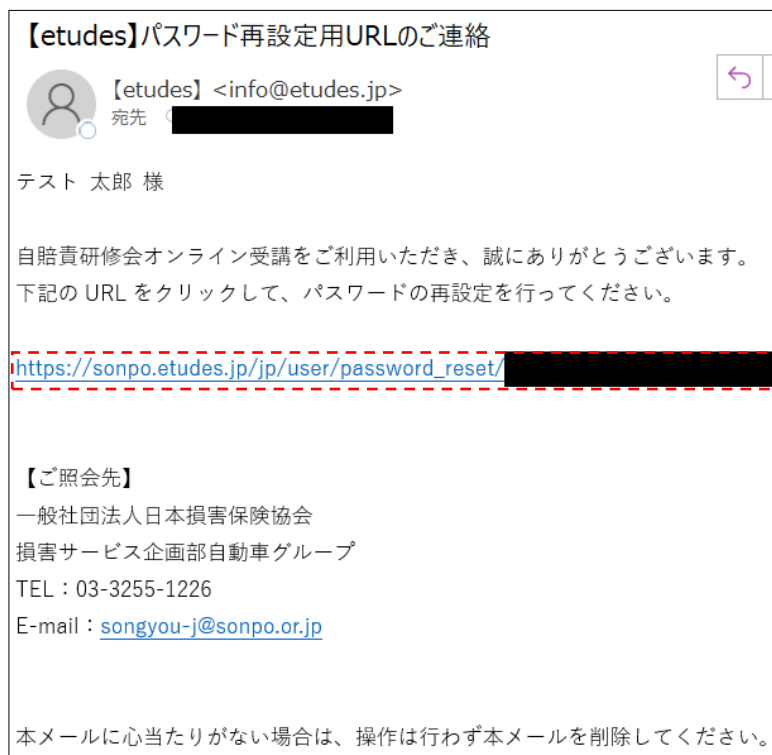
- ・ 人事異動、退職等により ID を使用しないこととなった場合には、損保協会損害サービス企画部自動車グループ (songyou-j@sonpo.or.jp) に連絡する。
- ・ 本システムによる 2021 年度自賠責研修会の受講は 2022 年 2 月 28 日 (月) 18 時まで可能。2022 年 2 月 28 日 (月) 18 時までに動画の視聴、資料のダウンロード、アンケートの回答を完了する。

4. 本システム利用方法

(1) 初回ログイン手続き

ア. パスワード設定依頼の通知

ユーザーID 登録後、本システム (info@etudes.jp) から ID として登録したメールアドレス宛に下記のとおりパスワードの再設定依頼メールが届く。



イ. パスワードの設定

上記メールの URL をクリックすると「パスワードのリセット」画面が表示されるので、任意のパスワード（半角英数字 8 文字）を入力し、登録をクリックする。



The screenshot shows a web form titled 'パスワードのリセット' (Reset Password). At the top, it says '新しいパスワードを設定してください。' (Please set a new password.). Below this are two input fields: '新しいパスワードを入力' (Enter new password) and '新しいパスワードを入力 (確認)' (Enter new password (confirmation)). At the bottom is a button labeled '登録' (Register).

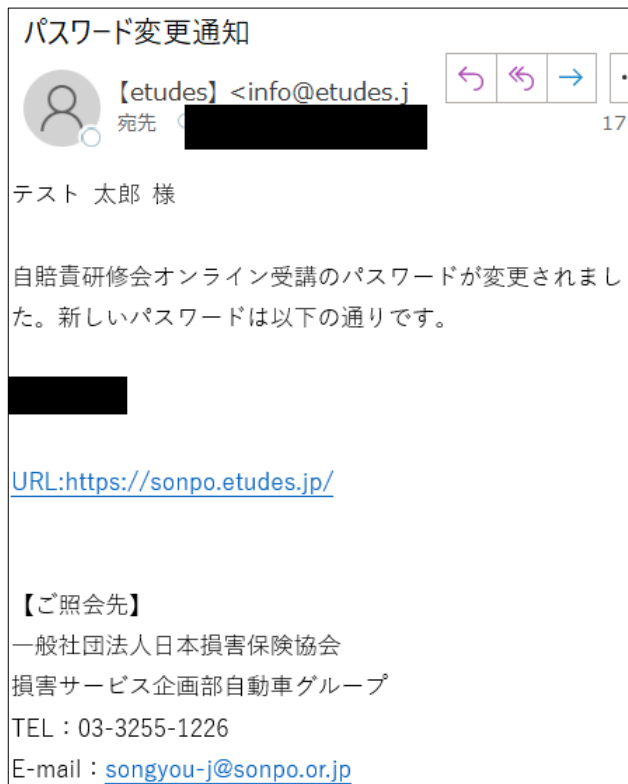
ウ. トップページが表示

新しいパスワードを登録するとトップページが表示される。これで初回ログイン手続きは終了。次回ログイン時からは（２）２回目以降のログイン手続きからログインする。



エ. パスワード変更通知メールの受信

新しいパスワードを登録した後、登録したメールアドレス宛に下記のとおりパスワード変更通知が届く。



(2) 2回目以降のログイン手続き

2回目以降、本システムにログインする際はURL:<https://sonpo.etudes.jp>にアクセスし、ユーザーID に登録したメールアドレス、パスワードに (1) イで設定したパスワードを入力し、ログインする。

ログイン

ユーザID : [input field]

パスワード : [input field]

☒ 次回から自動的にログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

ログイン

①登録したメールアドレスを入力

②(1)イで設定したパスワードを入力

③メールアドレス、パスワード入力後、ログインをクリック

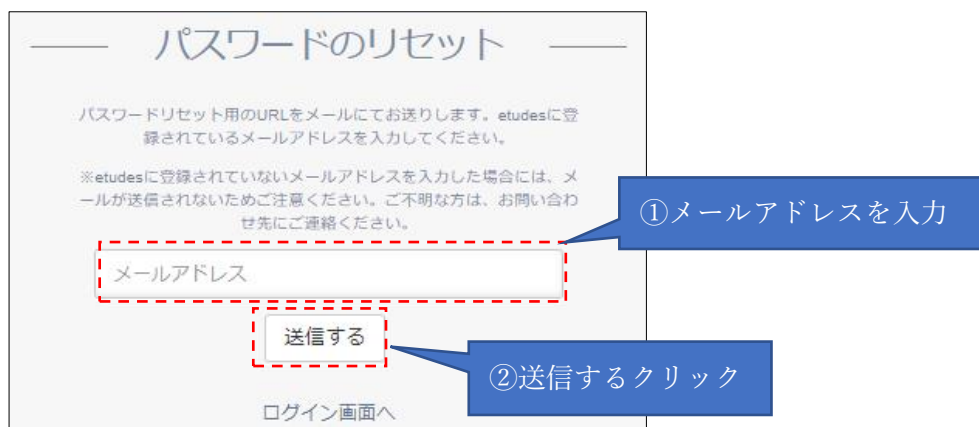
(3) パスワード失念時の手続き

パスワードを失念した場合には URL : <https://sonpo.etudes.jp> にアクセスし、「パスワードを忘れた方はこちら」をクリックする。



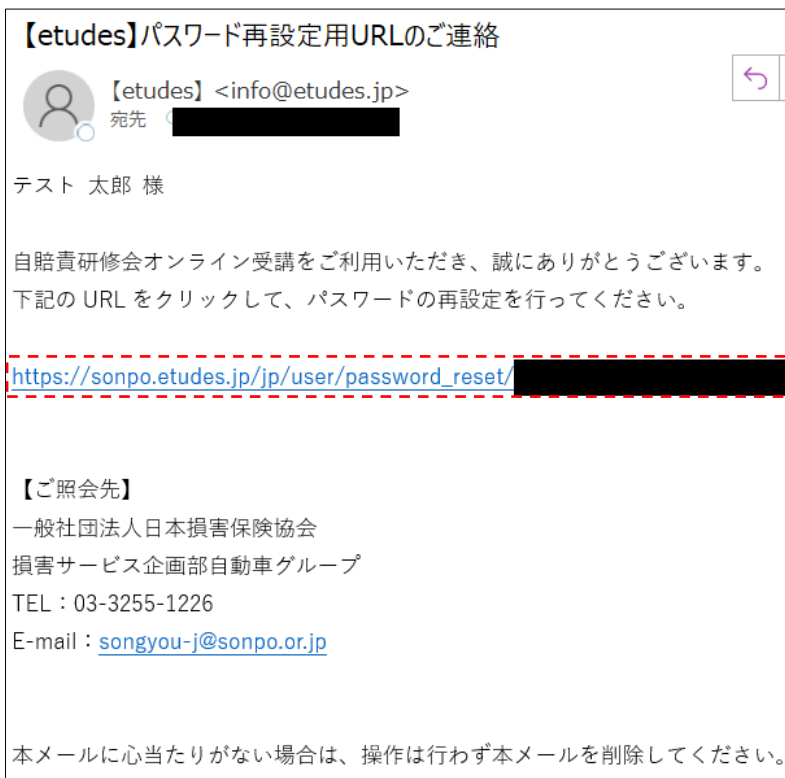
The image shows a login page with a door icon and the text 'ログイン' (Login). Below this are two input fields: 'ユーザID :' (User ID) and 'パスワード :' (Password). There is a checkbox labeled '次回から自動的にログイン' (Log in automatically from next time). Below the checkbox is a link 'パスワードを忘れた方はこちら' (Click here if you forgot your password), which is highlighted with a red dashed box. At the bottom is a red button labeled 'ログイン' (Login).

パスワードのリセット画面上に登録したメールアドレスを入力し、送信するボタンをクリックする。



The image shows a password reset page titled 'パスワードのリセット' (Reset Password). It contains instructions: 'パスワードリセット用のURLをメールにてお送りします。etudesに登録されているメールアドレスを入力してください。' (We will send you a URL for password reset via email. Please enter the email address registered with etudes.) and a note: '※etudesに登録されていないメールアドレスを入力した場合には、メールが送信されないためご注意ください。ご不明な方は、お問い合わせ先にご連絡ください。' (Please note that if you enter an email address not registered with etudes, the email will not be sent. If you have any questions, please contact the inquiry desk.) Below the text is an input field labeled 'メールアドレス' (Email address), which is highlighted with a red dashed box. To the right of this field is a blue callout box with the text '①メールアドレスを入力' (Enter email address). Below the input field is a button labeled '送信する' (Send), which is also highlighted with a red dashed box. To the right of this button is a blue callout box with the text '②送信するクリック' (Click Send). At the bottom of the page is a link 'ログイン画面へ' (Go to login screen).

「送信する」をクリックした後、本システム (info@etudes.jp) から ID として登録したメールアドレス宛に次のとおりパスワードの再設定依頼メールが届く。



上記メールの URL をクリックすると「パスワードのリセット」画面が表示されるので、任意のパスワード（半角英数字 8 文字）を入力し、登録をクリックする。

This is a screenshot of a web form titled "パスワードのリセット". It contains the instruction "新しいパスワードを設定してください。" and two input fields: "新しいパスワードを入力" and "新しいパスワードを入力（確認）". A red dashed box highlights the "登録" (Register) button at the bottom.

新しいパスワードを登録するとトップページが表示される。



新しいパスワードを登録した後、登録したメールアドレス宛に下記のとおりパスワード変更通知が届く。次回ログイン時からは（２）２回目以降のログイン手続きと同様にログインする。

パスワード変更通知



【etudes】 <info@etudes.j
宛先 

↶ ↷ ➡

175

テスト 太郎 様

自賠責研修会オンライン受講のパスワードが変更されました。新しいパスワードは以下の通りです。



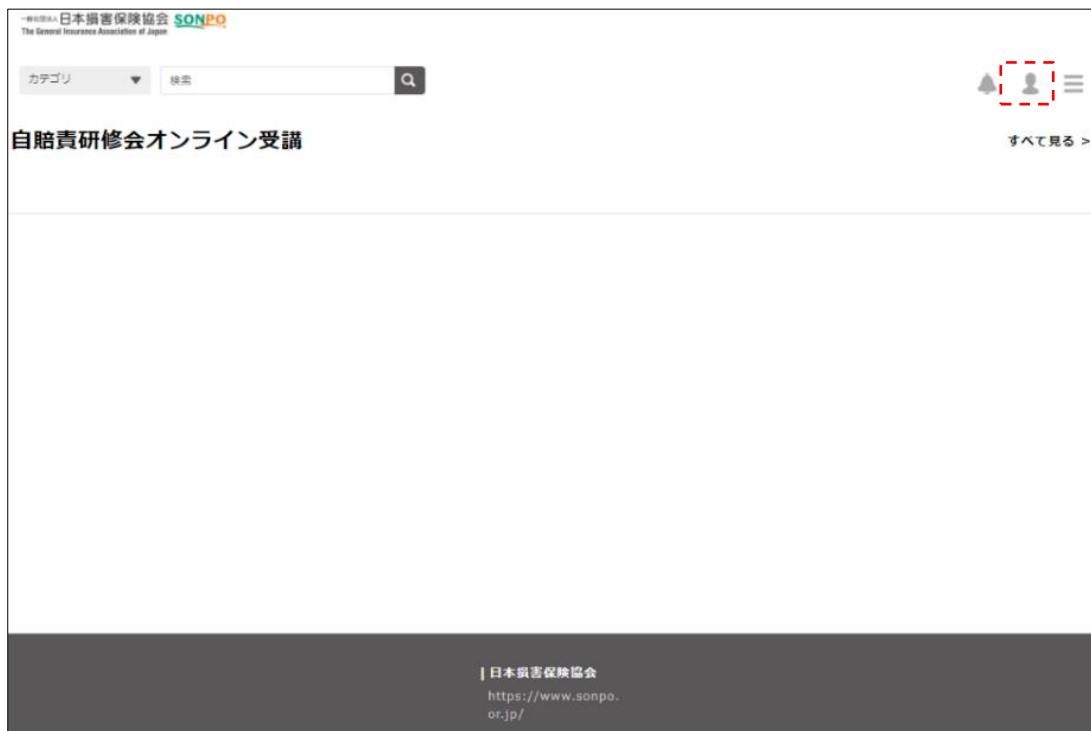
[URL:https://sonpo.etudes.jp/](https://sonpo.etudes.jp/)

【ご照会先】
一般社団法人日本損害保険協会
損害サービス企画部自動車グループ
TEL：03-3255-1226
E-mail：songyou-j@sonpo.or.jp

(4) 受講方法

ア. 初回受講時

ログイン後、トップページ右上の人マークをクリック。



画面左部の「未受講」をクリック。



一般社団法人 日本損害保険協会 SONPO
The General Insurance Association of Japan

カテゴリ ▼ 検索 🔍

ホーム > マイページ

テスト 太郎

修了コース	総学習時間
0	0 h
受講中	0 コース
申込中	0 コース
未受講	1 コース
受講済	0 コース
すべて	1 コース
お気に入り	0 コース
修了証	0 コース

未受講のコース

すべてのスタイル ▼ すべてのタイプ

必須研修
 2021年度自賠責研修会

eラーニング

● 2時間
 ■ 2021/01/05 ~ 2022/02/28

未受講
0 %

2021年度自賠責研修会

必須研修
eラーニング

未受講

0%

開催期間：2021/11/05（金）10:00～2022/02/28（月）18:00

申込期間：代理申込済

キャンセル期間：キャンセル不可

所要時間：2時間

問い合わせ先：
songyou-j@sonpo.or.jp

お気に入り

2021年度自賠責研修会です。学術講習と自賠責保険講習の2部構成となっております。両部ともご受講のうえアンケートのご回答をお願いします。

カリキュラム

2021年度自賠責研修会（学術講習）動画・資料	未受講	資料ダウンロード	再生
2021年度自賠責研修会（自賠責保険講習）動画・資料	未受講	資料ダウンロード	再生
2021年度自賠責研修会アンケート	未受講		回答

画面上の「資料ダウンロード」をクリックすると研修資料の PDF データをダウンロードできる。資料は学術講習、自賠責保険講習の 2 種類あるので必要に応じてダウンロードする。

カリキュラム			
2021年度自賠責研修会（学術講習）動画・資料 動画時間：48:00 視聴時間：	未受講	資料ダウンロード	再生
2021年度自賠責研修会（自賠責保険講習）動画・資料 動画時間：55:22 視聴時間：	未受講	資料ダウンロード	再生
2021年度自賠責研修会アンケート	未受講		回答

画面上の「再生」をクリックすると研修動画の視聴画面が表示される。研修動画は学術講習、自賠責保険講習の 2 種類あるのでそれぞれ視聴する。

カリキュラム			
2021年度自賠責研修会（学術講習）動画・資料 動画時間：48:00 視聴時間：	未受講	資料ダウンロード	再生
2021年度自賠責研修会（自賠責保険講習）動画・資料 動画時間：55:22 視聴時間：	未受講	資料ダウンロード	再生
2021年度自賠責研修会アンケート	未受講		回答

視聴画面が表示された後、映像画面の再生ボタンをクリックすると動画が再生される。

2021年度自賠責研修会（自賠責保険講習）動画・資料

2021年度自賠責研修会自賠責保険講習です。

イ. 2回目以降受講時

1 度動画を視聴すると次回ログイン以降トップページに「2021 年度自賠責研修会」が表示されるようになる。研修を中断し改めて再開する場合はトップページから直接「2021 年度自賠責研修会」をクリックし、受講ページにアクセスする。



中断した研修動画を続きから再生する場合、視聴画面右下の赤枠内をクリックする。



2021年度自賠責研修会自賠責保険講習です。

研修動画の未視聴箇所一覧が表示されるので、視聴を再開したい部分の「移動」ボタンをクリックする。

未視聴一覧

移動ボタンから動画未再生箇所を指定できます。

(1) 0:07 ~ 17:35

移動

(2) 17:39 ~ 55:22

移動

視聴画面に戻った後、映像画面の再生ボタンをクリックすると動画が途中から再生される。

2021年度自賠責研修会（自賠責保険講習）動画・資料

2021年度自賠責研修会自賠責保険講習です。

ウ. アンケート回答

研修動画の視聴が完了したらアンケートに回答する。「回答」ボタンをクリックし、アンケート回答画面を開く。

カリキュラム

2021年度自賠責研修会（学術講習）動画・資料

動画時間：48:00 視聴時間：

未受講

資料ダウンロード

再生

2021年度自賠責研修会（自賠責保険講習）動画・資料

動画時間：55:22 視聴時間：

未受講

資料ダウンロード

再生

2021年度自賠責研修会アンケート

未受講

回答

「開始する」をクリックする。

2021年度自賠責研修会アンケート
設問数：13 問 制限時間：なし
開始する

アンケート全 13 問の回答を選択または記入し、アンケート送信が完了すると画面上に「修了」と表示される。学術講習、自賠責保険講習、アンケートの 3 点が「修了」になれば本研修は受講完了となる。

2021年度自賠責研修会アンケート	 修了	回答
-------------------	--	----

5. よくあるお問合せ

Q1. ログイン ID・パスワードが分からなくなった。

A1. ログイン ID が分からない場合には、損保協会損害サービス企画部自動車グループ (songyou-j@sonpo.or.jp) にメールでお問合せください。お問合せいただく際にはご所属する医療機関の所在する都道府県とご本人様のお名前をメールに明記ください。

パスワードが分からない場合には、「4. 本システム利用方法（3）パスワード失念時の手続き」に沿い、パスワードの再設定手続きを行ってください。

Q2. パソコン・スマートフォン等端末が上手く動かない。

A2. お手持ちのパソコン・スマートフォン等端末が古い機種の場合、本システムに対応していない場合があります。上手く動作しない場合、再起動すると上手く動作することもありますのでお試しください。

Q3. 本システムの推奨動作環境を知りたい。

A3. 本システムの推奨動作環境は次のとおりです。

○パソコン

	Windows	Mac
OS	Windows® 8.1 Windows® 10	Mac OS® X v.10.13 以上
ブラウザ	Internet Explorer®11 以上 Chrome 最新版 Edge 最新版 Firefox® 最新版	Safari 最新版 Chrome 最新版 Firefox® 最新版

○スマートフォン

	Android	iOS
OS	Android OS 9.0 以上	iOS10 以上
ブラウザ	GoogleChrome 標準版・最新版	Safari 最新版

Q4. スマートフォンを機種変更してメールアドレスが変わった。

A4. ログイン ID を変更しますので損保協会損害サービス企画部自動車グループ (songyou-j@sonpo.or.jp) にメールでご連絡ください。お問合せいただく際にはご所属する医療機関の所在する都道府県とご本人様のお名前をメールに明記ください。

Q5. 本システムの利用可能時間を知りたい。

A5. 原則 24 時間 365 日稼働しています。システムメンテナンス等によりシステムを停止する場合、災害等により予期せずシステムが停止した場合には、損保協会損害サービス企画部自動車グループ (songyou-j@sonpo.or.jp) からメールでご案内いたします。

Q6. 研修内容について質問したい。

A6. 恐れ入りますが研修内容に関するご質問はお受けしておりません。本システムの使用方法に関するお問い合わせにつきましては損保協会損害サービス企画部自動車グループ (songyou-j@sonpo.or.jp) にメールでご連絡ください。

Q7. 受講期限の 2022 年 2 月 28 日を過ぎてしまったが受講したい。

A7. 恐れ入りますが本システムのサービスプロバイダーとの契約上、2022 年 3 月 1 日以降は本システムをご利用いただくことはできません。

6. 本マニュアルの改定履歴

改定日	改定担当者	改定内容
2021 年 11 月 5 日	斎藤 識樹	新設

以 上

最近の交通事故診療について



公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島公之

長島 公之

略歴



昭和59年 島根医科大学医学部 卒業

昭和59年 自治医科大学整形外科教室 入局

平成4年 自治医科大学大学院卒業 学位取得

平成4年 長島整形外科 開業

平成24年～現在 栃木県医師会常任理事

平成30年～現在 日本医師会常任理事

日本医師会における職務

◎ 主担当

医療政策

情報

救急災害医療

労災・自賠責

（医師）年金

会員情報（電子認証センター）

本日の内容

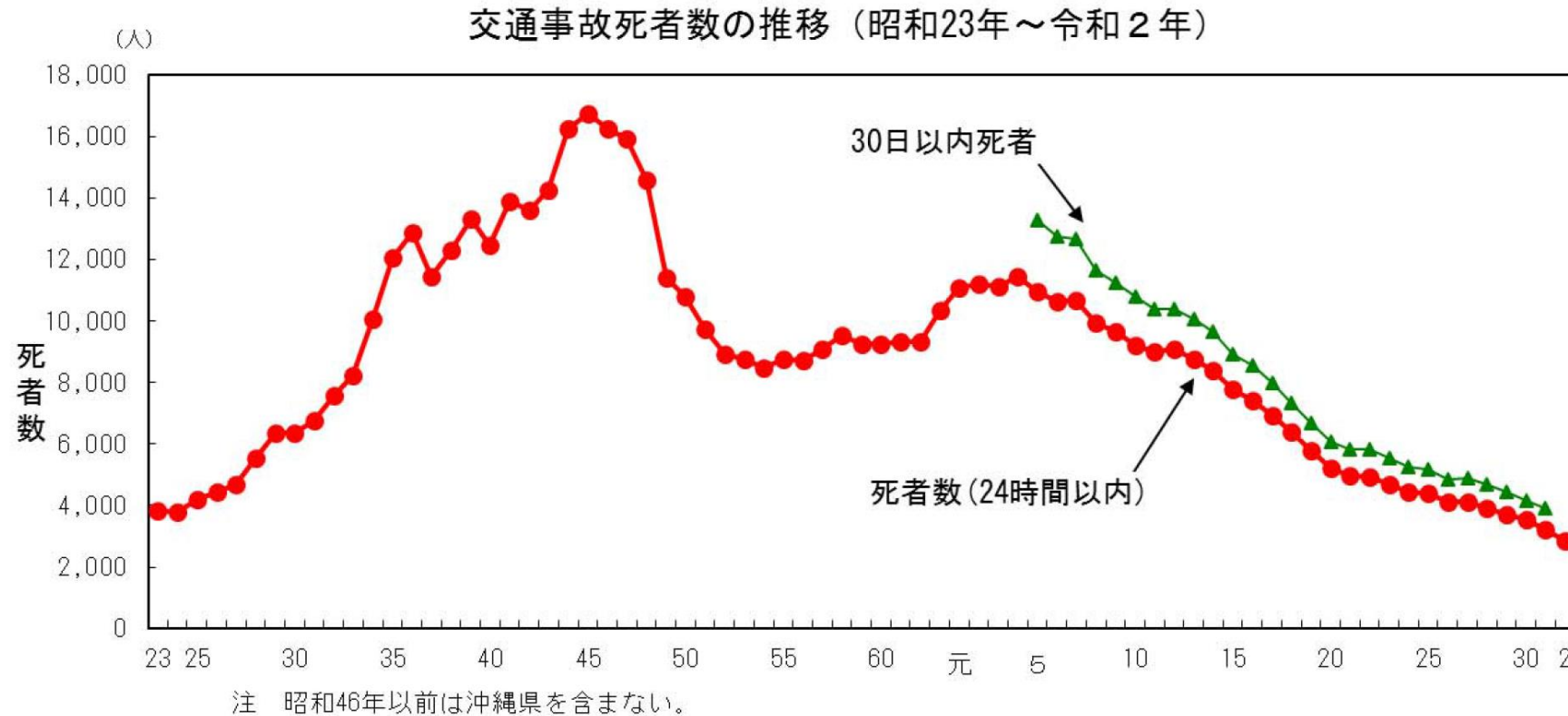
- 交通事故の状況
- 自賠責の状況
- 日本医師会 労災・自賠責委員会の活動

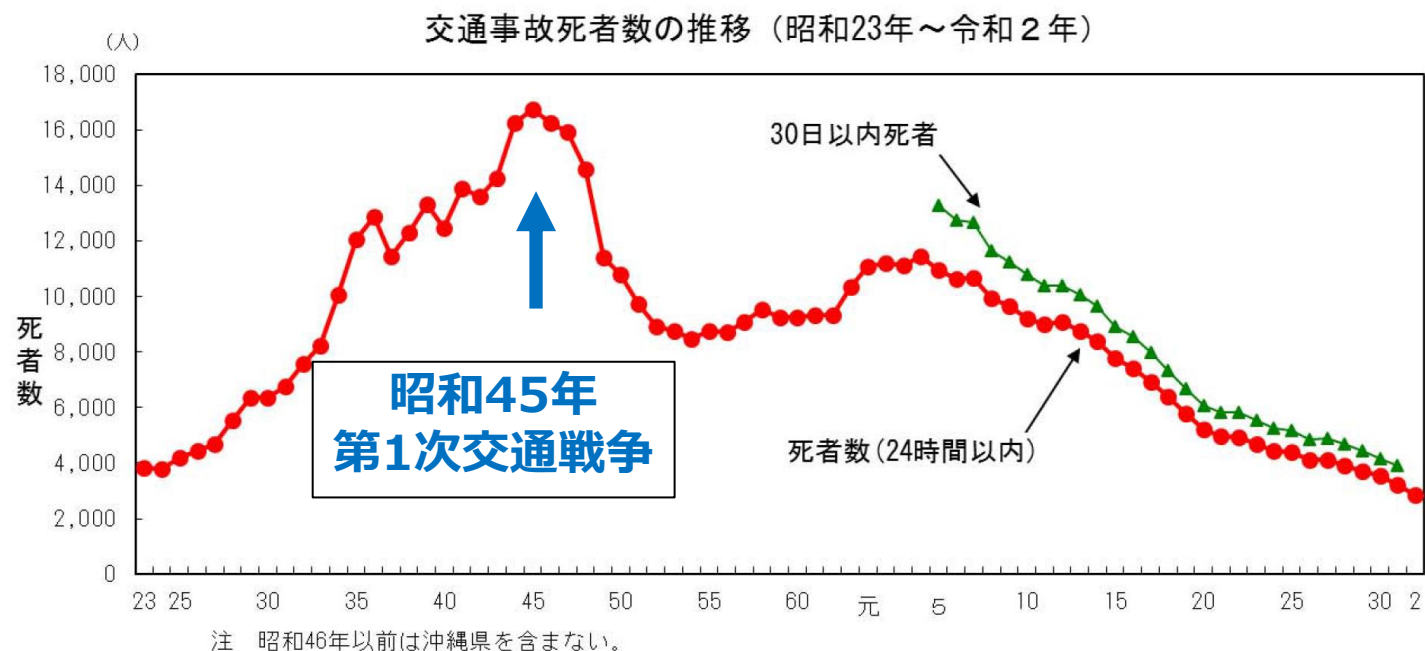
本日の内容

- 交通事故の状況
- 自賠責の状況
- 日本医師会 労災・自賠責委員会の活動

交通事故死者数の推移

警察庁交通局交通企画課 「令和2年中の交通事故死者数について」より





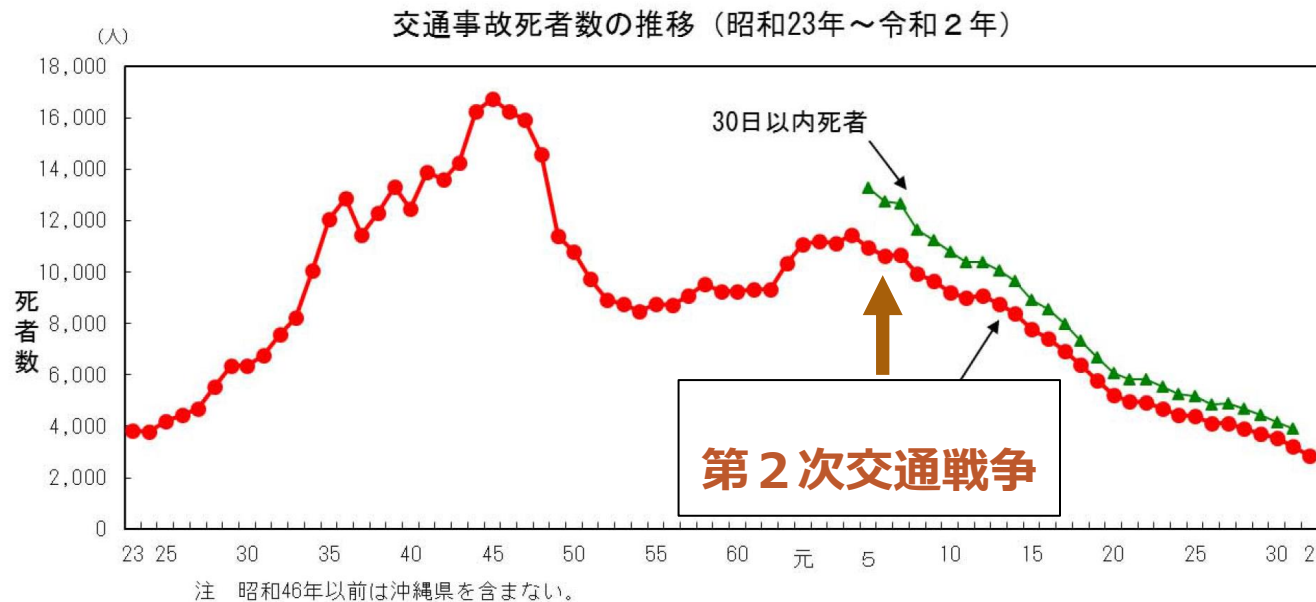
●交通事故死者数の長期的推移

戦後，昭和20年代後半から40年代半ばごろまでは，著しく増大。26年の4,429人から45年の1万6,765人（3.8倍）へと増加。

交通事故死者数の水準が、日清戦争での日本の戦死者(2年間で1万7,282人)を上回る勢いで増加したことから、この状況は一種の「戦争状態」として、「交通戦争」と呼ばれるようになった。

戦後の死者数増加の原因としては、車社会化の急速な進展に対して、道路整備、信号機、道路標識等の交通安全施設が不足していたことはもとより、車両の安全性確保の技術が未発達であったことや、交通社会の変化に対する人々の意識が遅れていたことなど、社会の体制が十分に整っていなかったことが要因であったと考えられている。

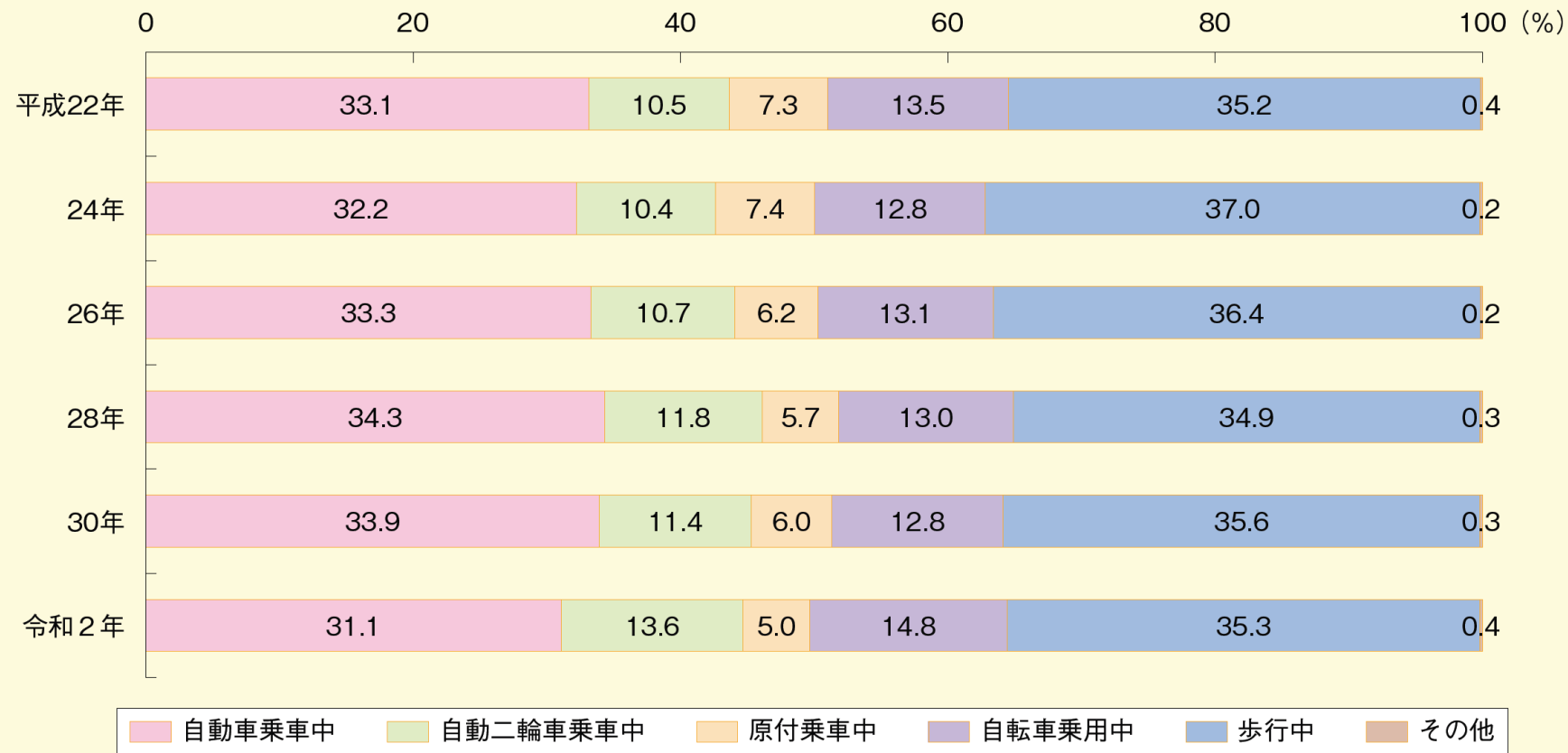
このため、交通安全の確保は焦眉の社会問題となり、昭和45年に交通安全対策基本法が制定され、国を挙げての交通安全対策が進められた。同法では、交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である交通安全基本計画の作成について定めており、昭和46年度の第1次交通安全基本計画から始まった。その結果、死者数が大きく減少し、昭和54年には、8466人と、ほぼ半減した。



しかし、昭和50年代後半から再び増加し始め、昭和63年から8年連続して1万人を超えるなど、「第2次交通戦争」と呼ばれる事態になった。その特徴として、高齢者の死者、自動車乗車中の死者、深夜に発生する死亡事故の割合の上昇があった。特に、「自動車乗車中」の死者の増加の内訳をみると、若者が急増したことから、死亡事故増加の一つの背景として、第2次ベビーブーム世代が運転免許取得年齢に達し、運転技能が十分ではない若者の運転免許保有者数が増加したことがあげられている。

その後、交通事故死者数は、再び減少しはじめた。その理由として、シートベルト装着率の大きな向上、エアバック、ABSなどがほぼ標準装備となるなど車両の安全性能の向上等の貢献も大きかったと考えられている。

▶特集-第5図 状態別交通事故死者割合の推移



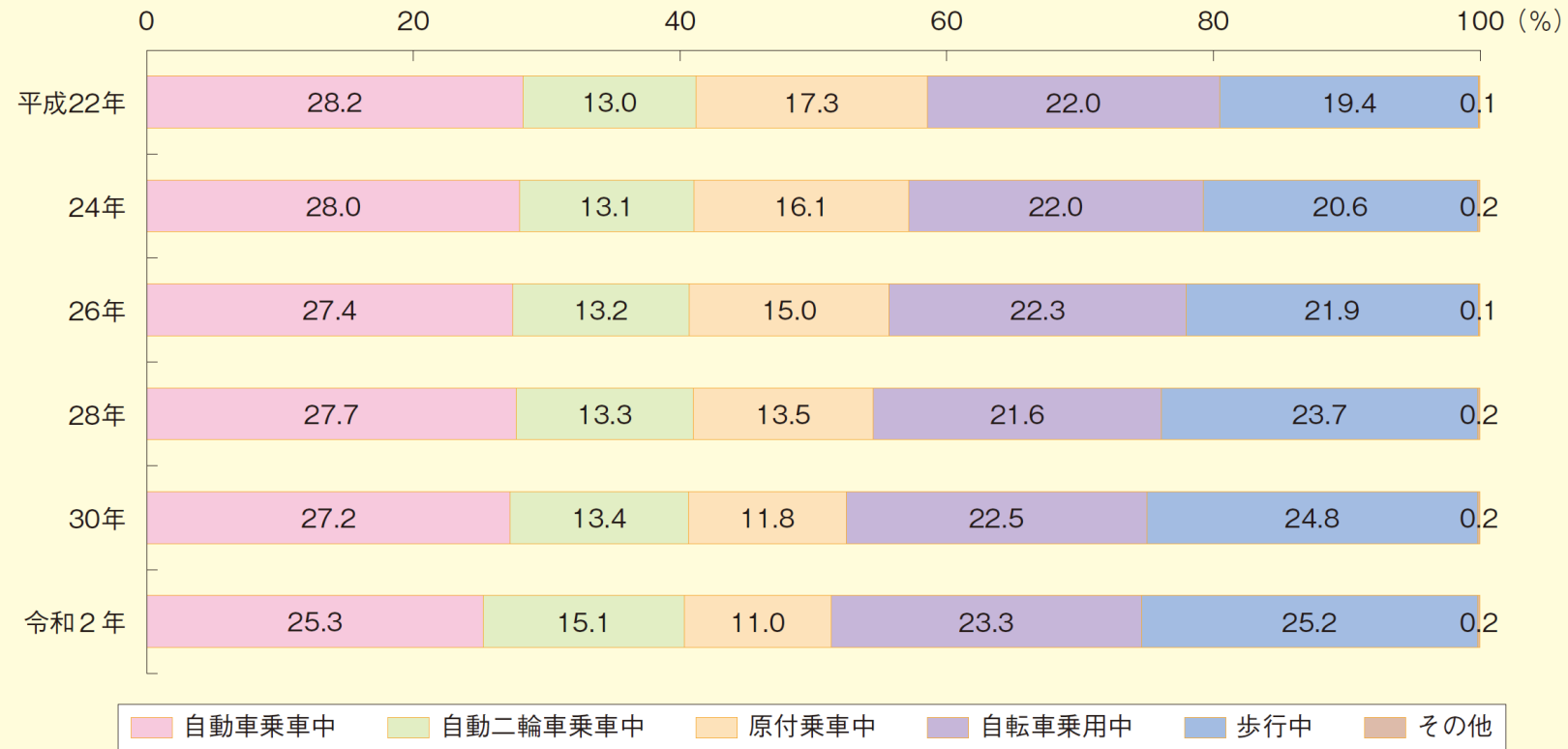
注 警察庁資料による。

令和3年版交通安全白書（内閣府）より

状態別にみると、令和2年は
交通事故死者は、**歩行中**35.3%、**自動車乗車中**31.1%、**自転車乗車中**14.8%の順。

状態別 重傷者

▶ 特集-第6図 状態別交通事故重傷者割合の推移



重傷者
↓
主に
入院治療

注 警察庁資料による。

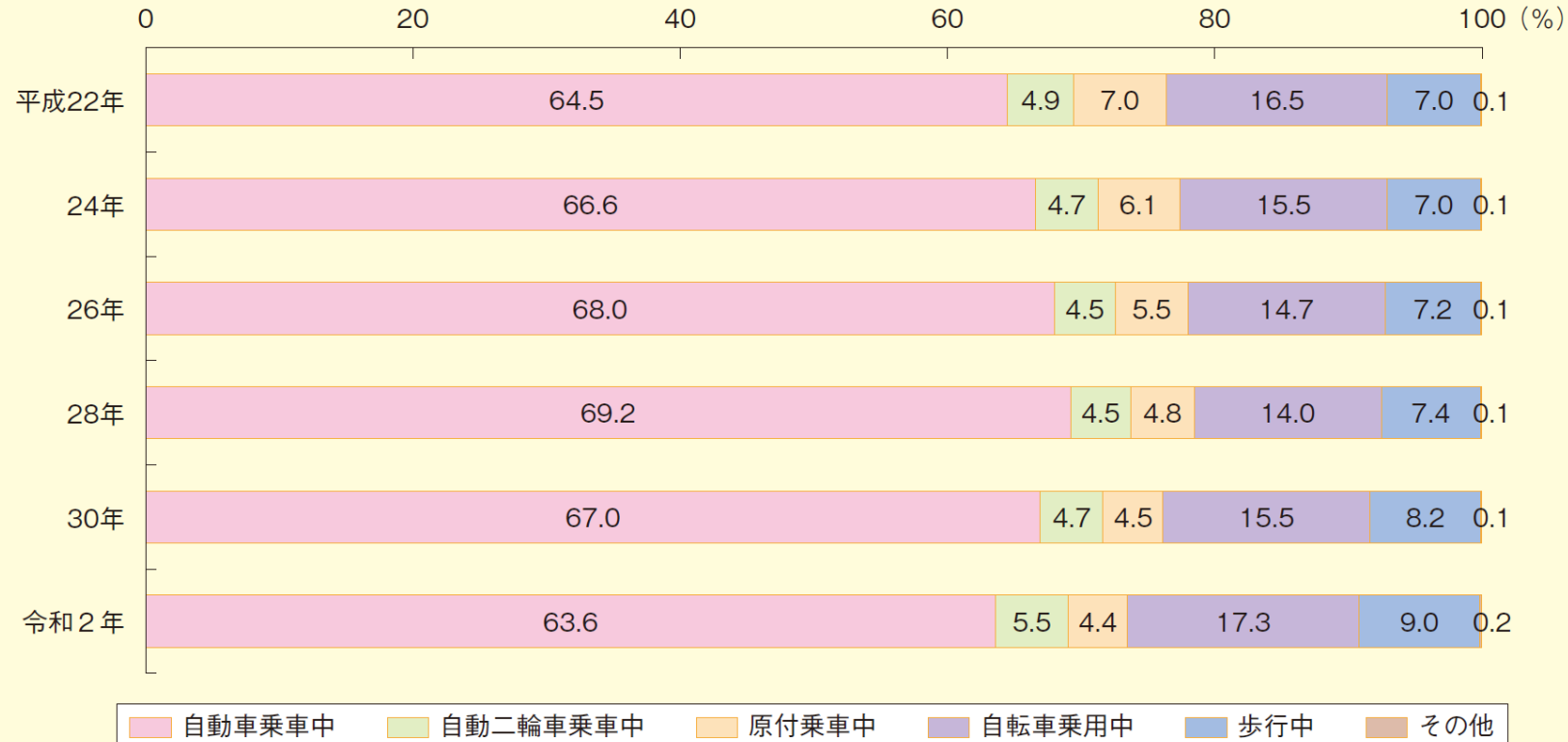
令和3年版交通安全白書（内閣府）より

令和2年。

交通事故重傷者は、**自動車乗車中**25.3%、**歩行中**25.2%、**自転車乗車中**23.3%の順。
歩行中の割合が増え、**原付乗車中**が割合を減らしている。

状態別 軽傷者

▶ 特集-第7図 状態別交通事故軽傷者割合の推移



令和3年版交通安全白書（内閣府）より

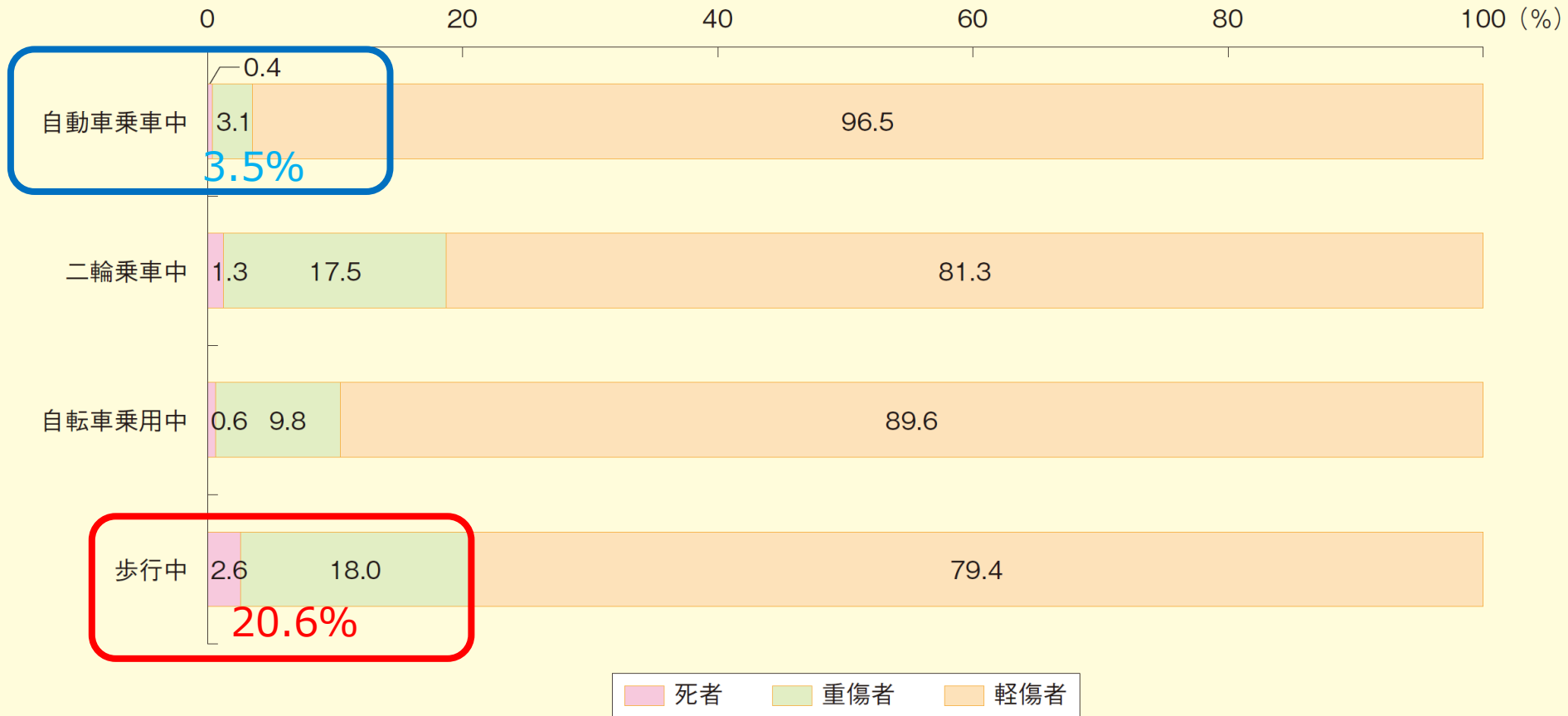
軽傷者
↓
主に
通院治療

交通事故軽傷者は、**自動車乗車中**が60数%を占め、次いで、自転車乗車中が10数%を占めるなど、死者や重傷者とは割合が異なっている。

状態別

▶特集-第8図

状態別割合の比較（令和2年）



令和3年版交通安全白書（内閣府）より

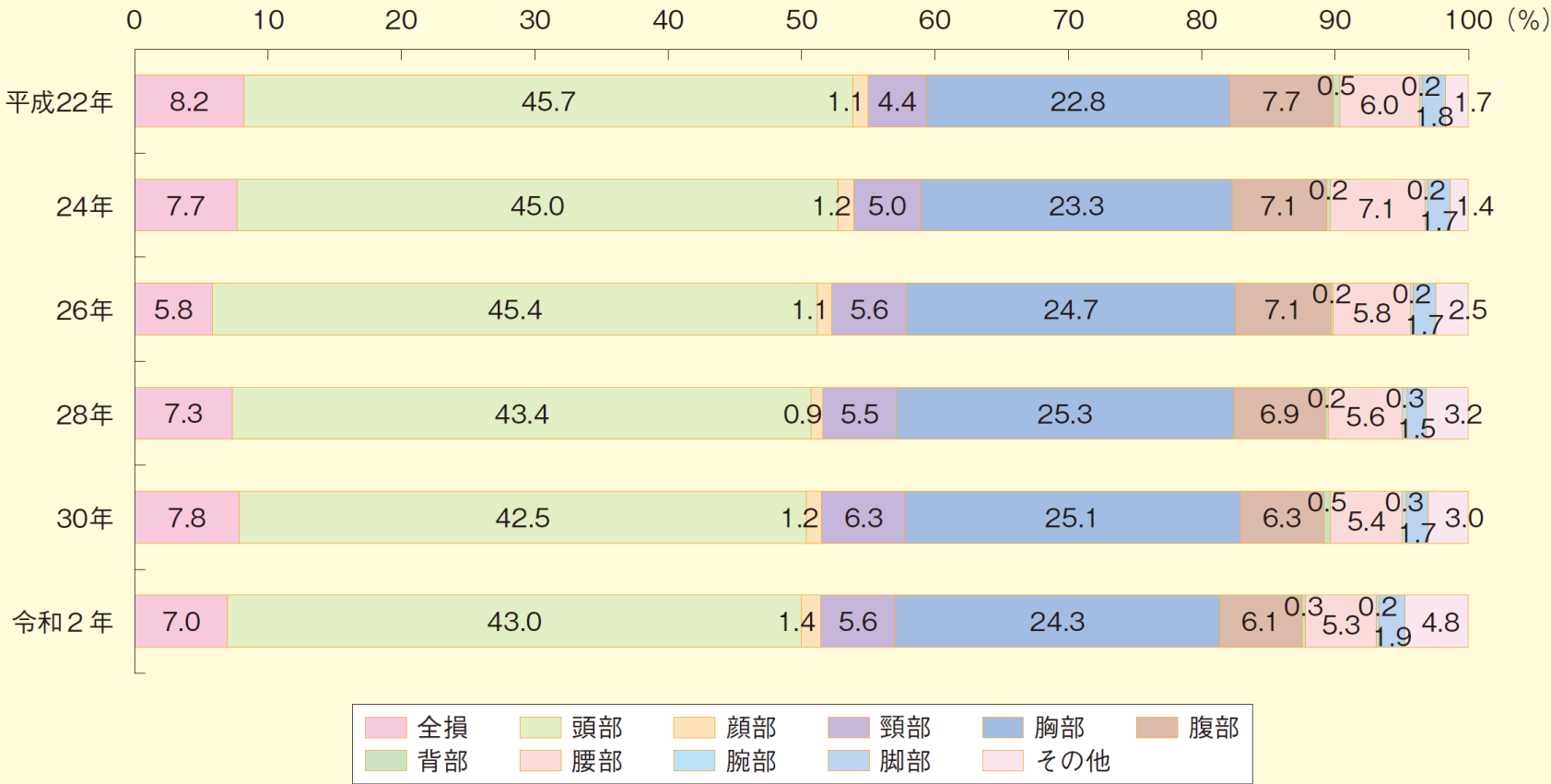
注 警察庁資料による。

令和2年。

歩行中は、死者と重傷者の合計が20.6%と、**自動車乗車中**の3.5%より大きく、人優先の交通安全思想の下、歩行者の安全確保を図る必要がある

損傷部位別 死者

▶特集-第10図 損傷主部位別交通事故死者割合の推移



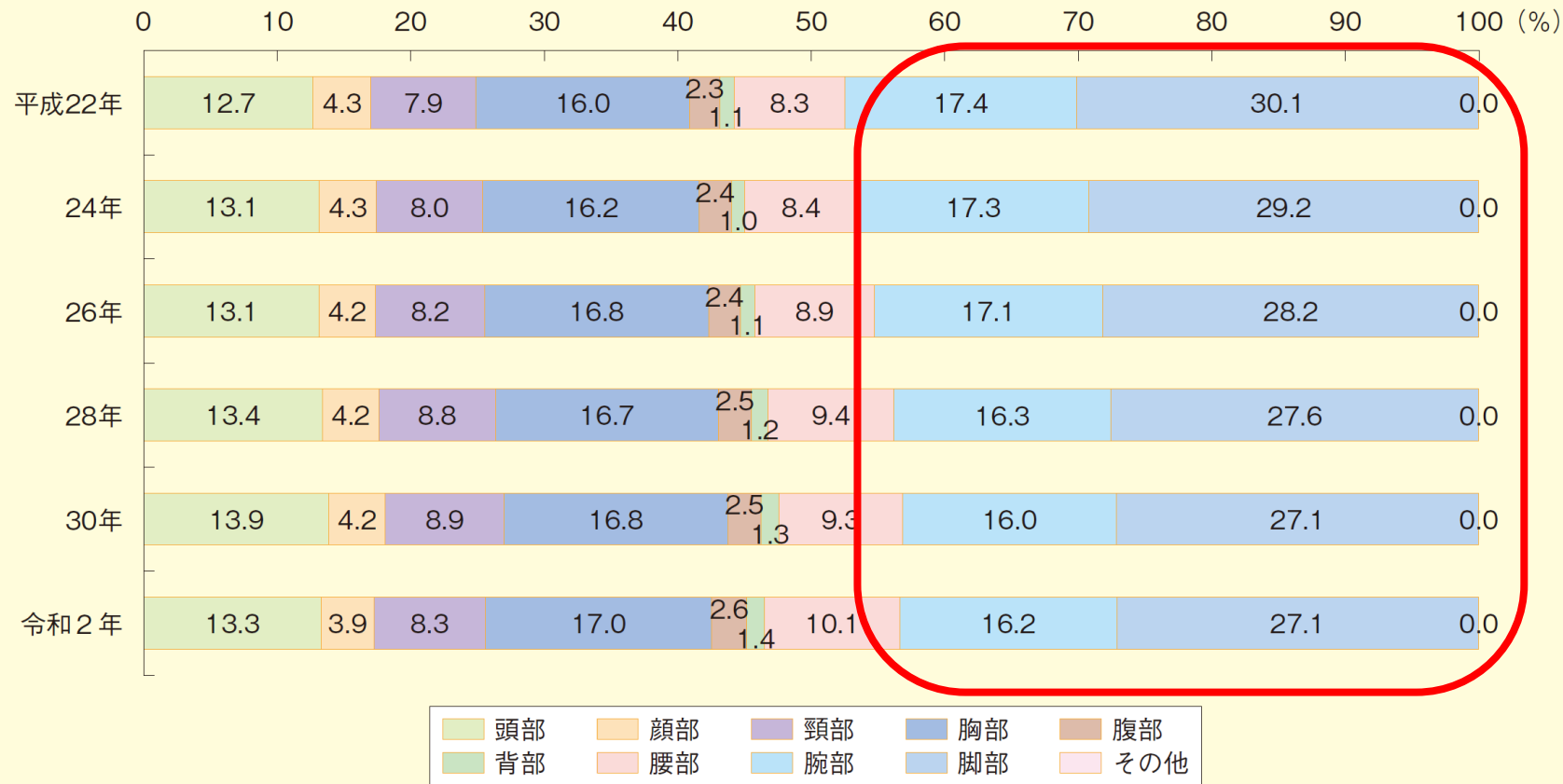
令和3年版交通安全白書（内閣府）より

注 警察庁資料による。

交通事故死者。各損傷部位の占める割合に、経時的な変化はあまりない。全ての状態別で、**頭部損傷**及び**胸部損傷**が多くを占めている。令和2年で頭部損傷は、自動車乗車中に占める割合24.9%に対し、自転車乗車中54.4%、歩行中54.2%と占める割合が高い

損傷部位別 重傷者

▶特集-第11図 損傷主部位別交通事故重傷者割合の推移



重傷者
↓
主に
入院治療

令和3年版交通安全白書（内閣府）より

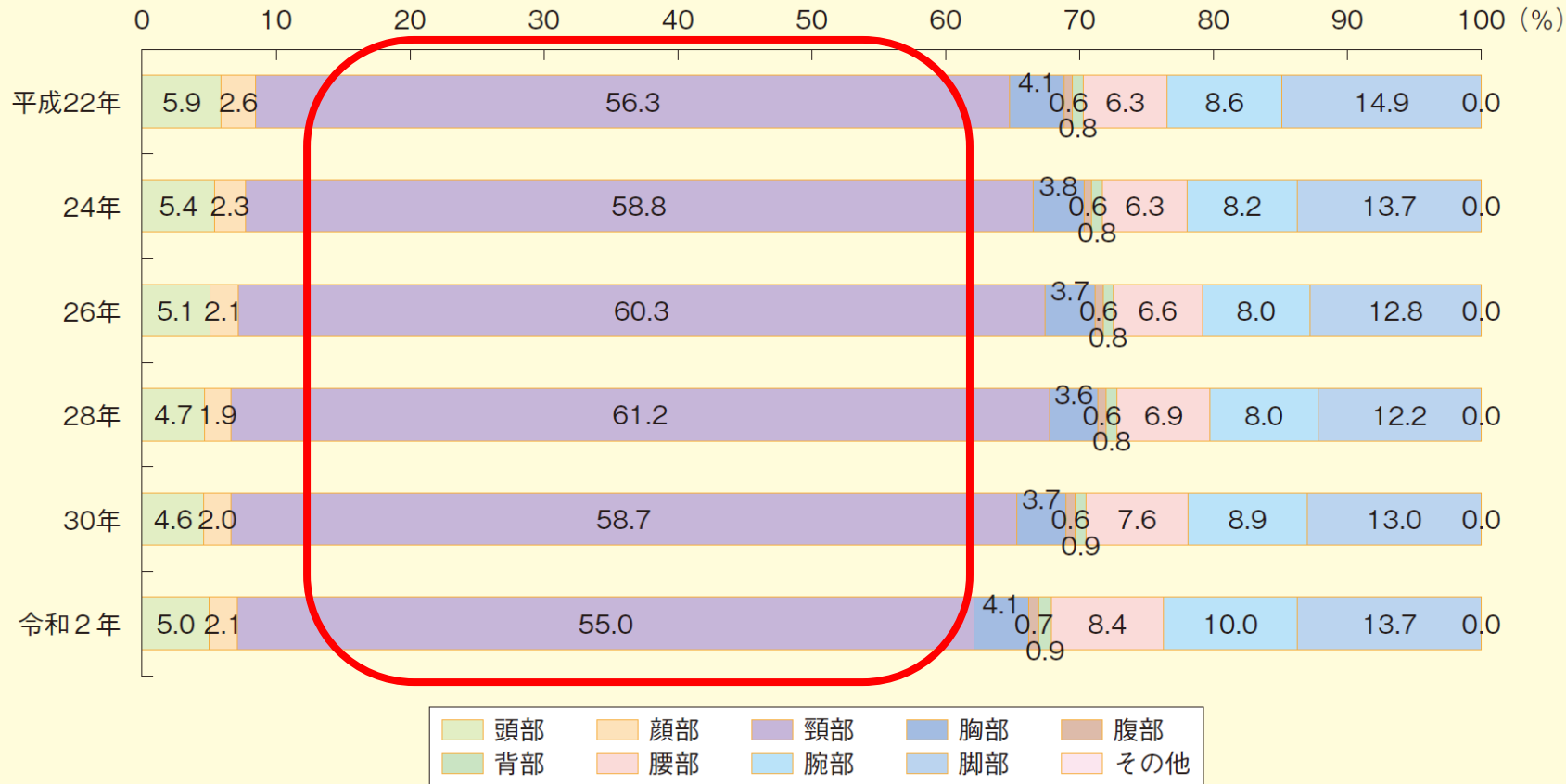
注 警察庁資料による。

令和2年。交通事故重傷者。各損傷部位の占める割合に、経時的な変化はあまりない
頭部損傷及び**胸部損傷**も一定割合を占めているが、
脚部損傷及び**腕部損傷**が高い割合を占め、特に、二輪車・自転車乗車中と歩行中では、
 半数以上を占めている

損傷部位別 軽傷者

▶特集-第12図

損傷主部位別交通事故軽傷者割合の推移



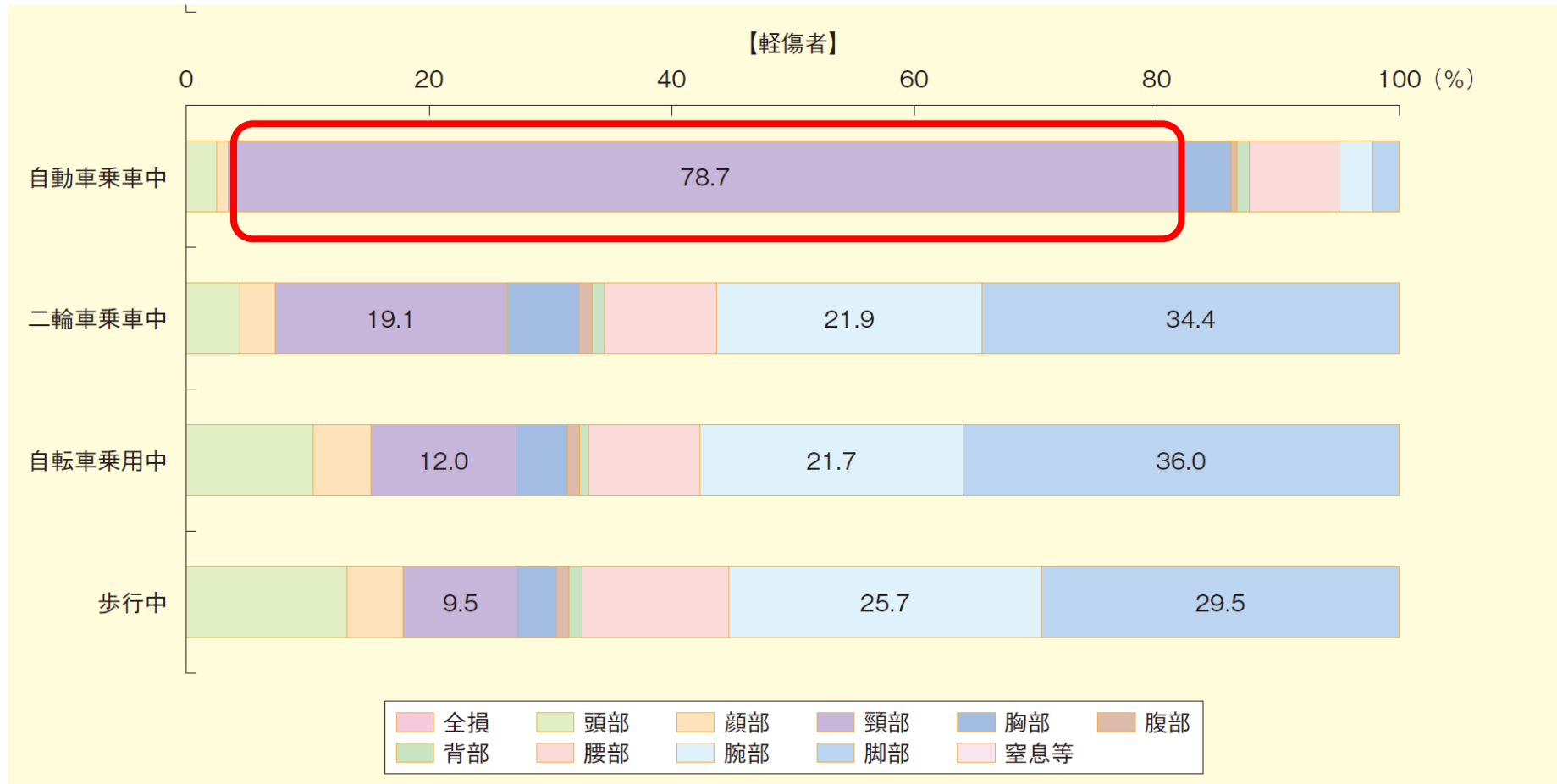
軽傷者
↓
主に
通院治療

注 警察庁資料による。

令和3年版交通安全白書（内閣府）より

交通事故軽傷者。各損傷部位の占める割合に、経時的な変化はあまりない。
全体では、**頸部損傷**の占める割合が50数%、**脚部損傷**及び**腕部損傷**が20%強である。

軽傷者 状態別



令和3年版交通安全白書（内閣府）より

令和2年。交通事故軽傷者。

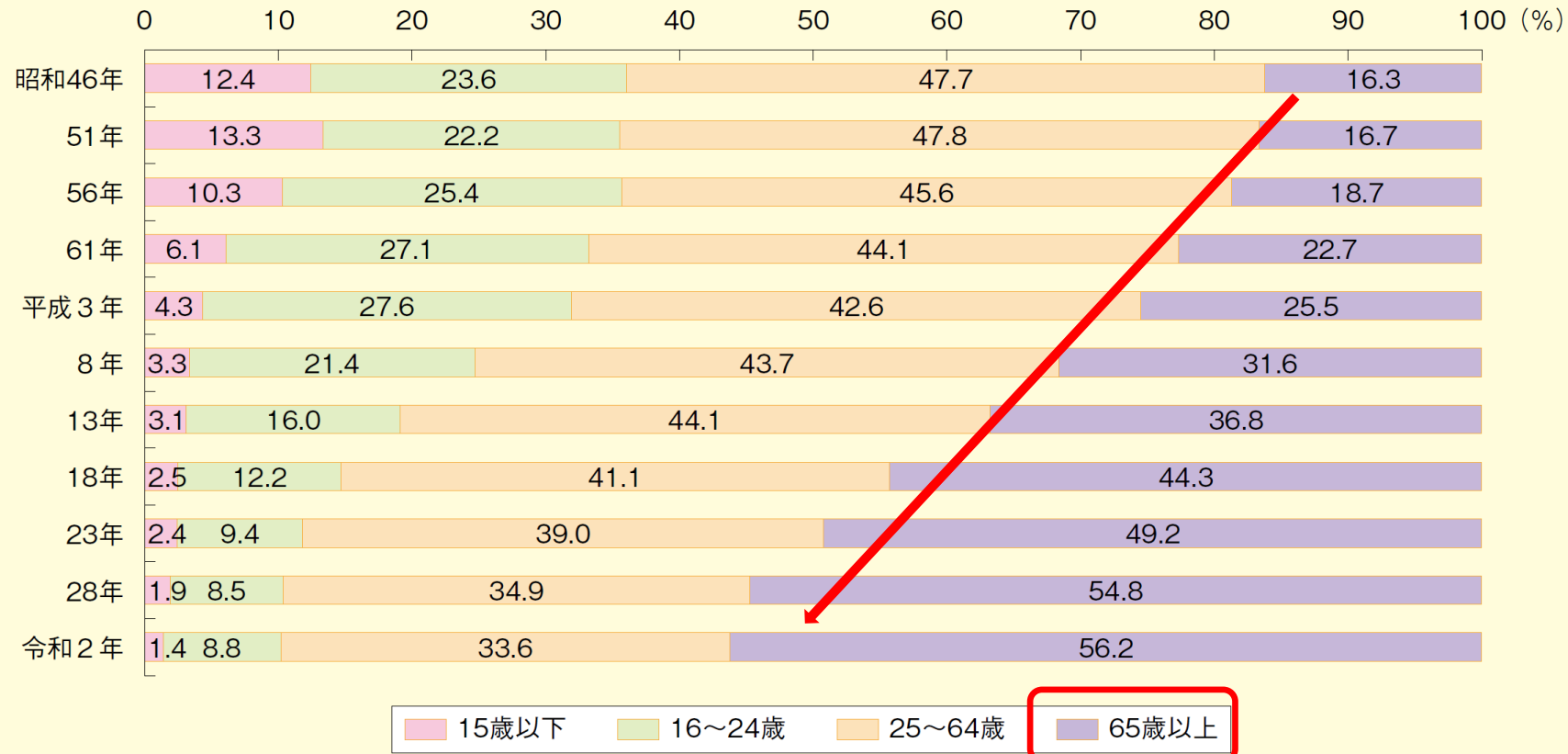
頸部損傷の割合が、自動車乗車中に占める割合が78.7%と約8割を占める。

一方、二輪車・自転車乗車中と歩行中では、脚部損傷及び腕部損傷の合計が半数以上を占めている

高齢者 交通事故死者数に占める割合

▶特集-第4図

年齢層別交通事故死者数の構成率の推移



注 警察庁資料による。

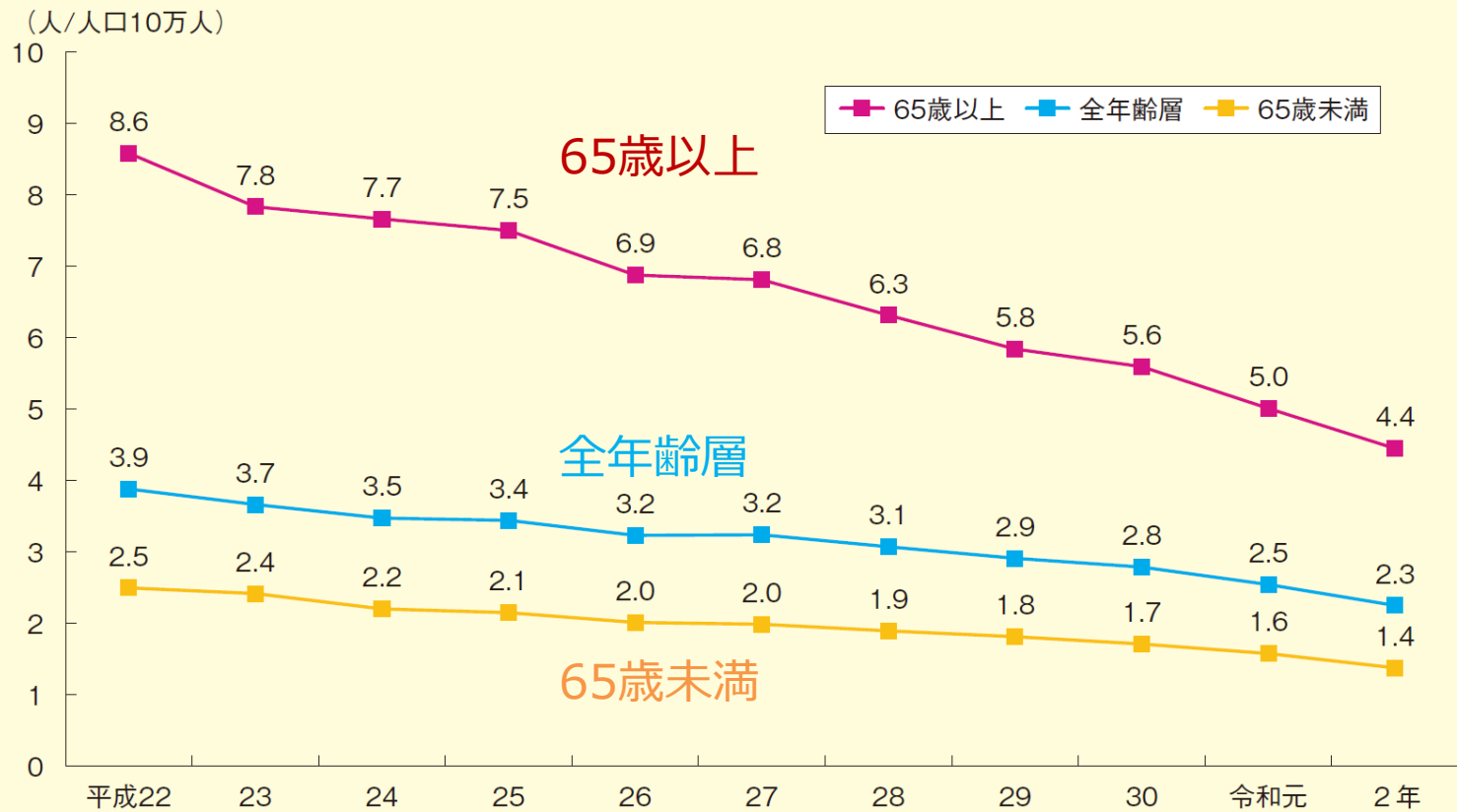
令和3年版交通安全白書（内閣府）より

全交通事故死者数に占める65歳以上の割合

昭和46年：16.3% 平成8年：31.6% 平成28年：54.8% 令和2年：56.2%
と大きくなっている。令和4年からは、「団塊の世代」が75歳以上に達し始めるため、
75歳以上高齢者の安全確保が一層重要になる

高齢者 人口10万人当たり死者数

▶特集-第14図 年齢層別人口10万人当たり交通事故死者数の推移



令和3年版交通安全白書（内閣府）より

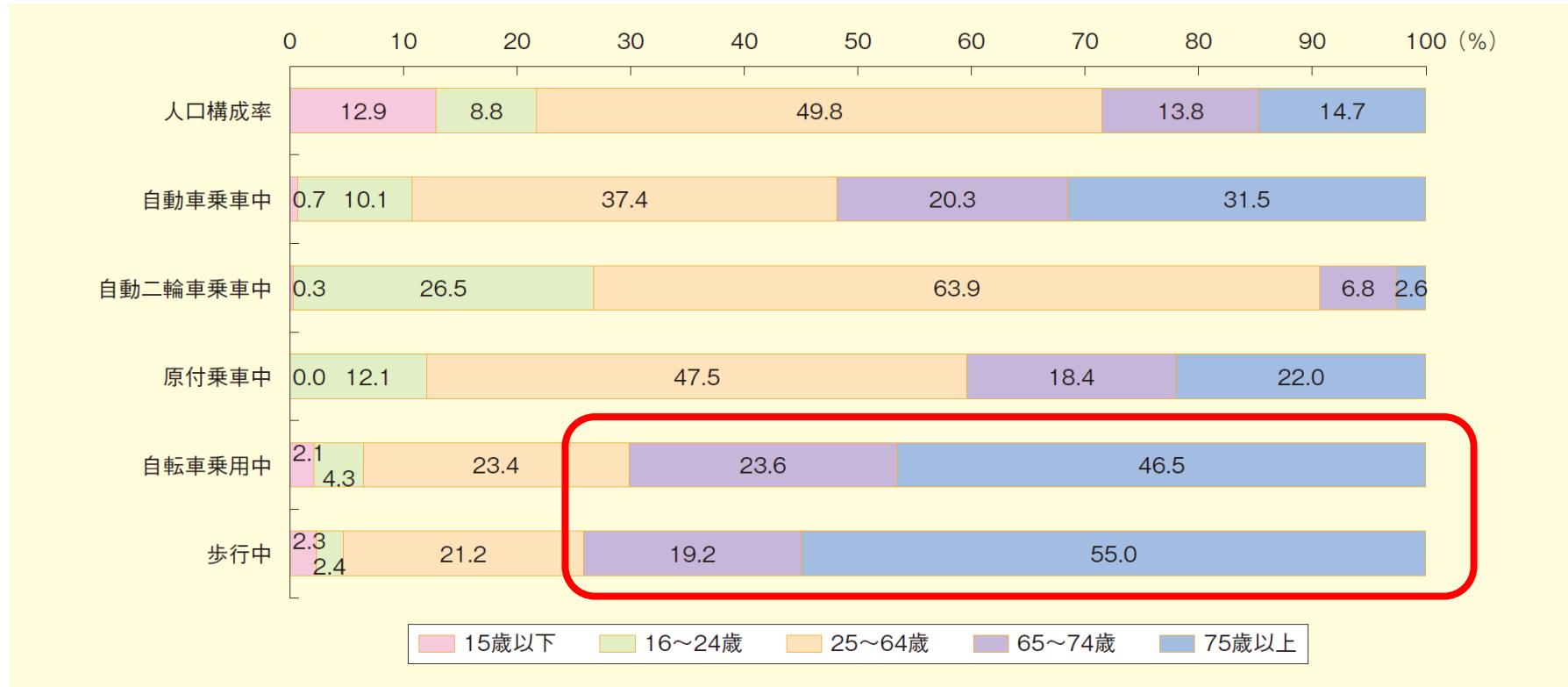
人口10万人当たり交通事故死者数

65歳以上の高齢者：年々減少傾向

しかし、令和2年で、**全年齢層**の約2倍、**65歳未満**の約3倍と高い

高齢者 状態別 死者

▶ 特集-第15図 状態別・年齢層別交通事故死者割合（令和2年）

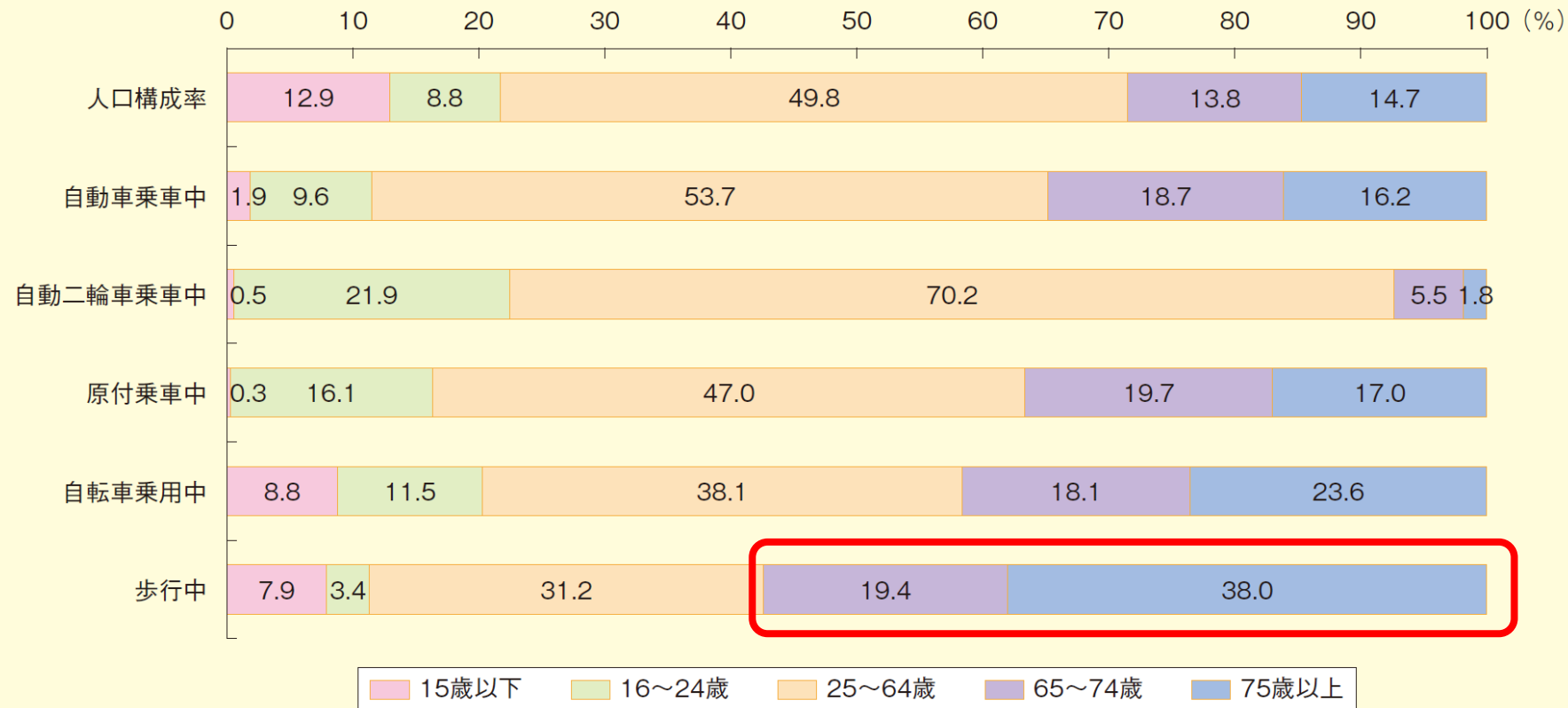


令和3年版交通安全白書（内閣府）より

令和2年 状態別・年齢層別にみると、
65歳以上の高齢者が、歩行中及び自転車乗車中の交通事故死者も約7割を占める
75歳以上の高齢者は、歩行中の55%、自転車乗車中の46.5%を占める

高齢者 状態別 重傷者

▶ 特集-第16図 状態別・年齢層別交通事故重傷者割合（令和2年）

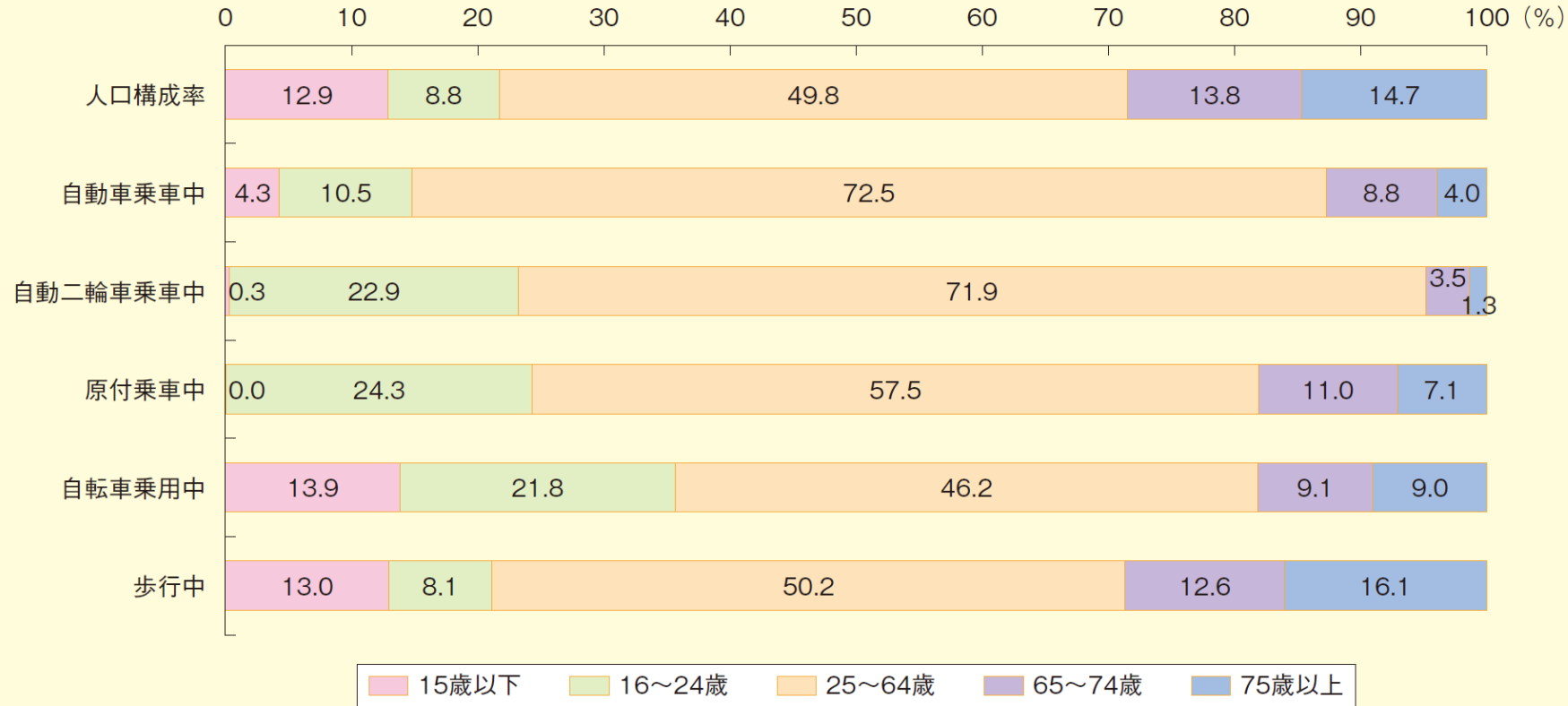


令和3年版交通安全白書（内閣府）より

重傷者では、歩行中について 65歳以上の高齢者が57.4%、75歳以上が38.0%と
 顕著に高い割合を占めている

高齢者 状態別 軽傷者

▶特集-第17図 状態別・年齢層別交通事故軽傷者割合（令和2年）

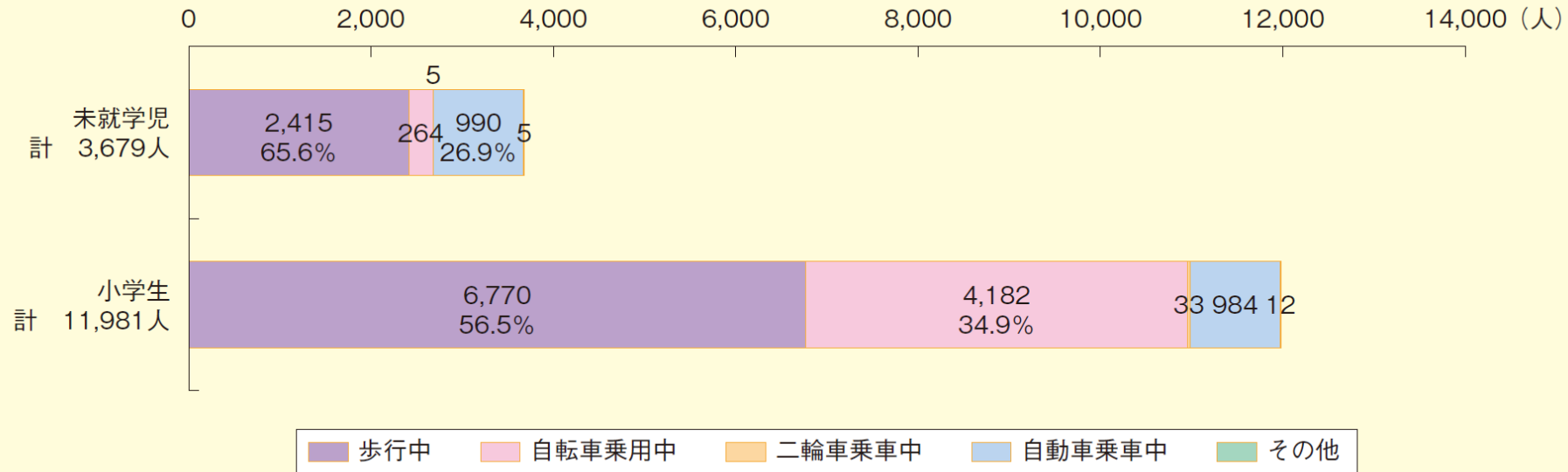


令和3年版交通安全白書（内閣府）より

軽傷者では、歩行中の構成率は、人口構成率とほぼ同様になっている

子供

▶特集-第18図 学齢別・状態別交通事故死者・重傷者数（平成23年～令和2年合計）

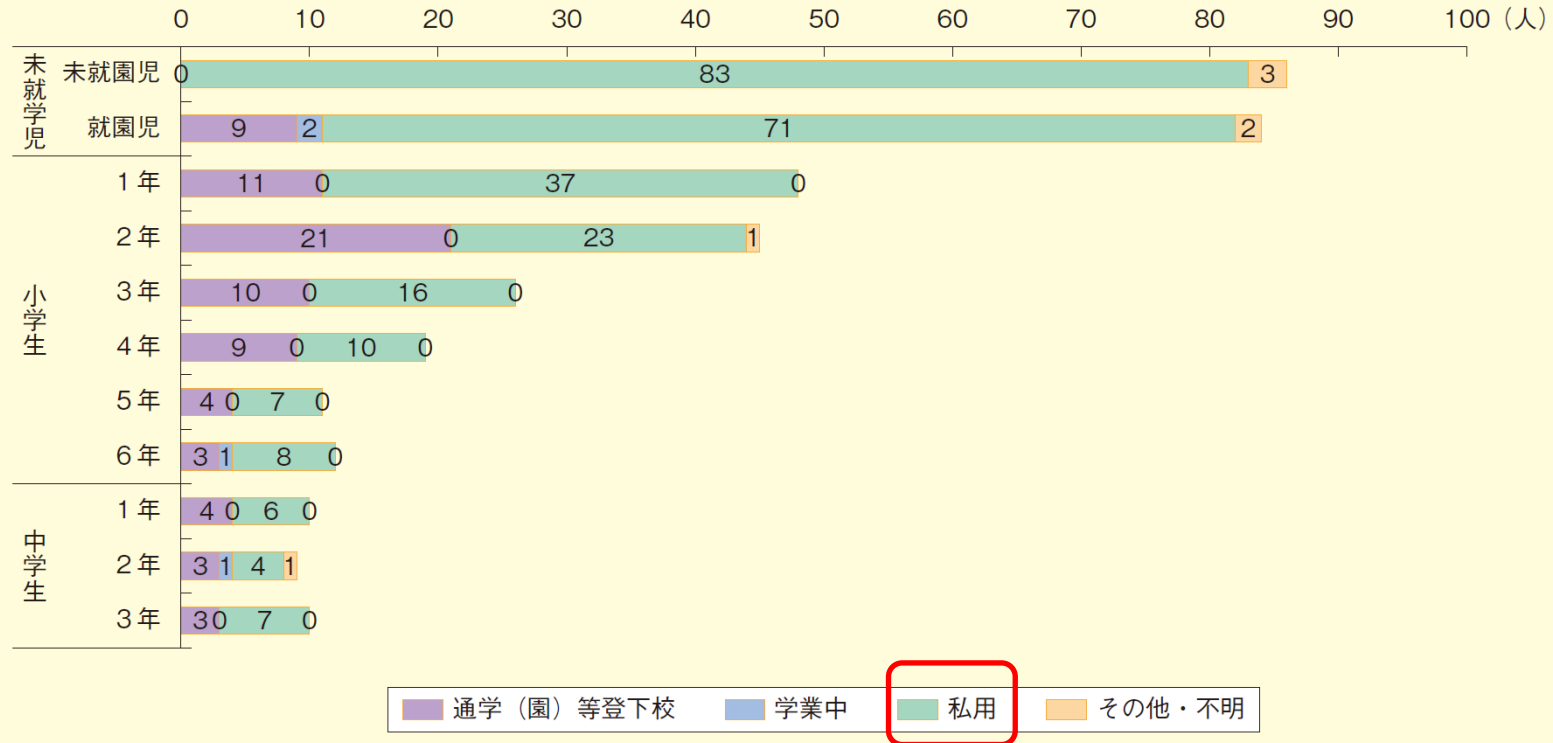


令和3年版交通安全白書（内閣府）より

子供について、状態別に平成23年から令和2年までの間の交通事故死者・重傷者数をみると、歩行中が最も多く、未就学児で65.6%、小学生で56.5%を占める。小学生では、歩行中に続き、自転車乗車中が多く、34.9%を占める。

子供 歩行中の通行目的別

▶ 特集-第19図 通行目的別にみた学齢別・歩行中交通事故死者数（平成23年～令和2年合計）

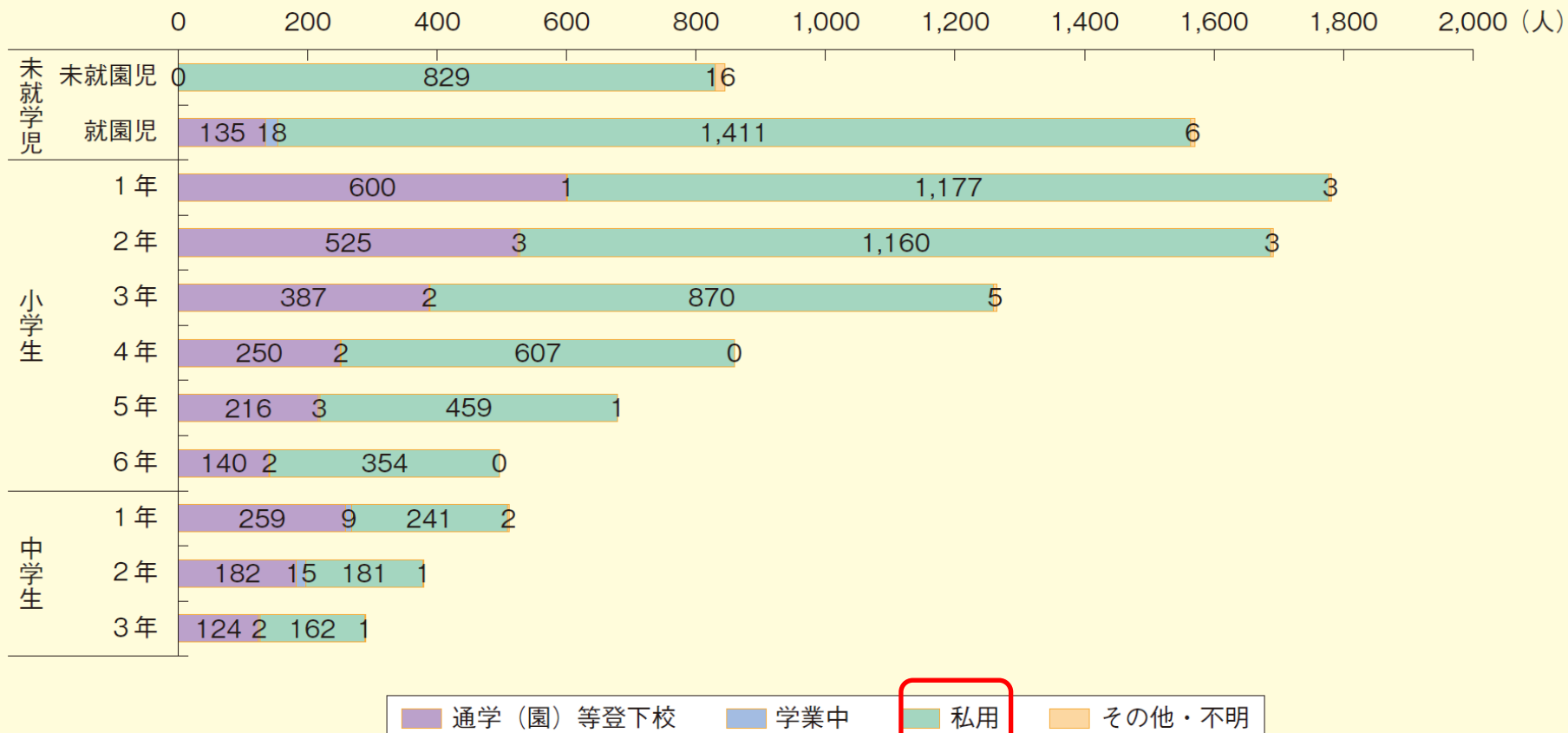


令和3年版交通安全白書（内閣府）より

歩行中の交通事故死者数について、通行目的別にみると、未就学児や小学校低学年では、買物や遊戯などの「**私用**」が最も多い。

子供 死者・重傷者数

▶ 特集-第20図 通行目的別にみた学齢別・歩行中交通事故死者・重傷者数（平成23年～令和2年合計）

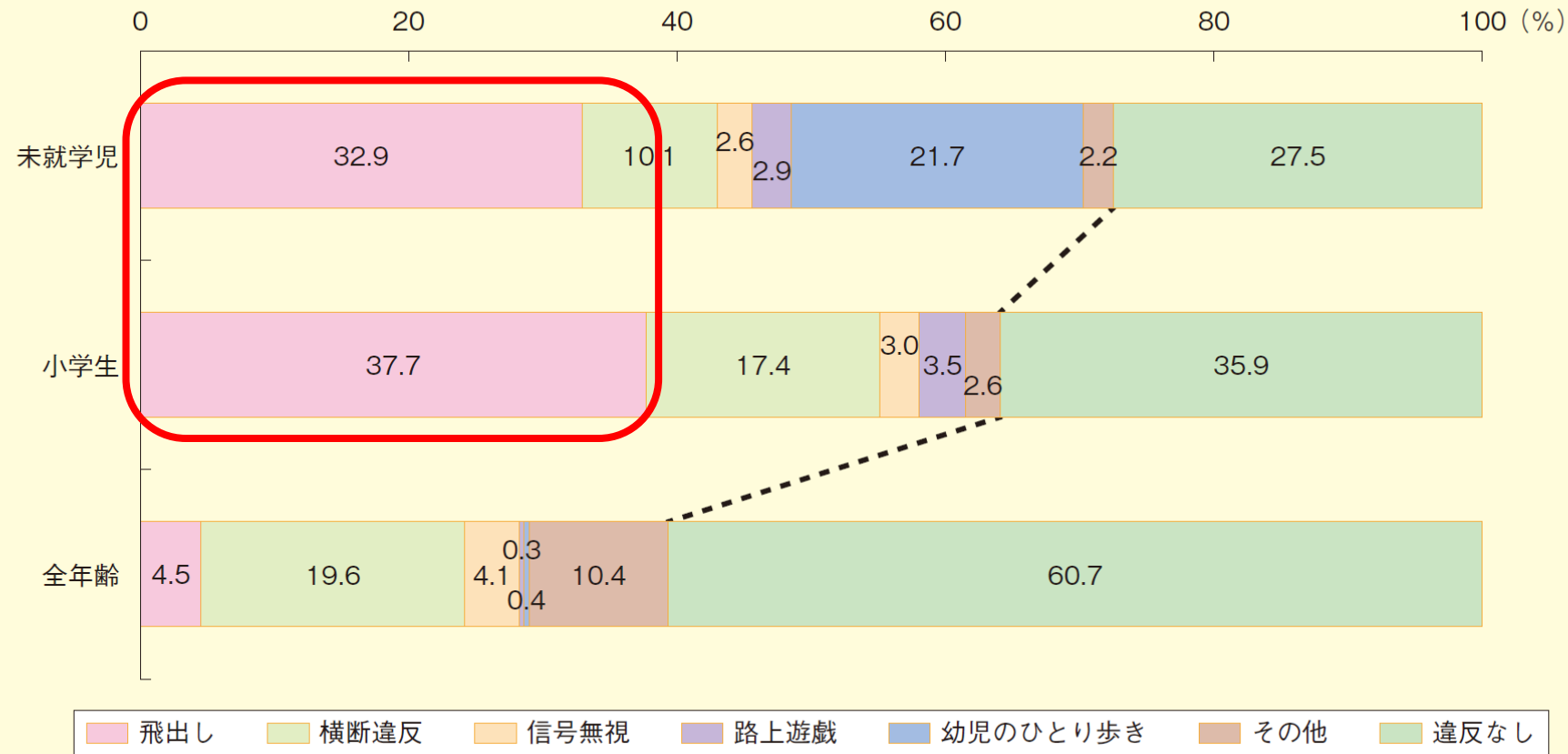


令和3年版交通安全白書（内閣府）より

重傷者数も含めた場合では、未就学児では「私用」が大多数を占める。小学生では、「私用」が半数以上を占めるが、学年が上がるとともに、数は減少している。中学生では、「通学等登下校」と「私用」は、ほぼ同数となっている。

子供 法令違反別

▶特集-第21図 歩行中（第1・第2当事者）の法令違反別交通事故死者・重傷者割合（平成28年～令和2年合計）

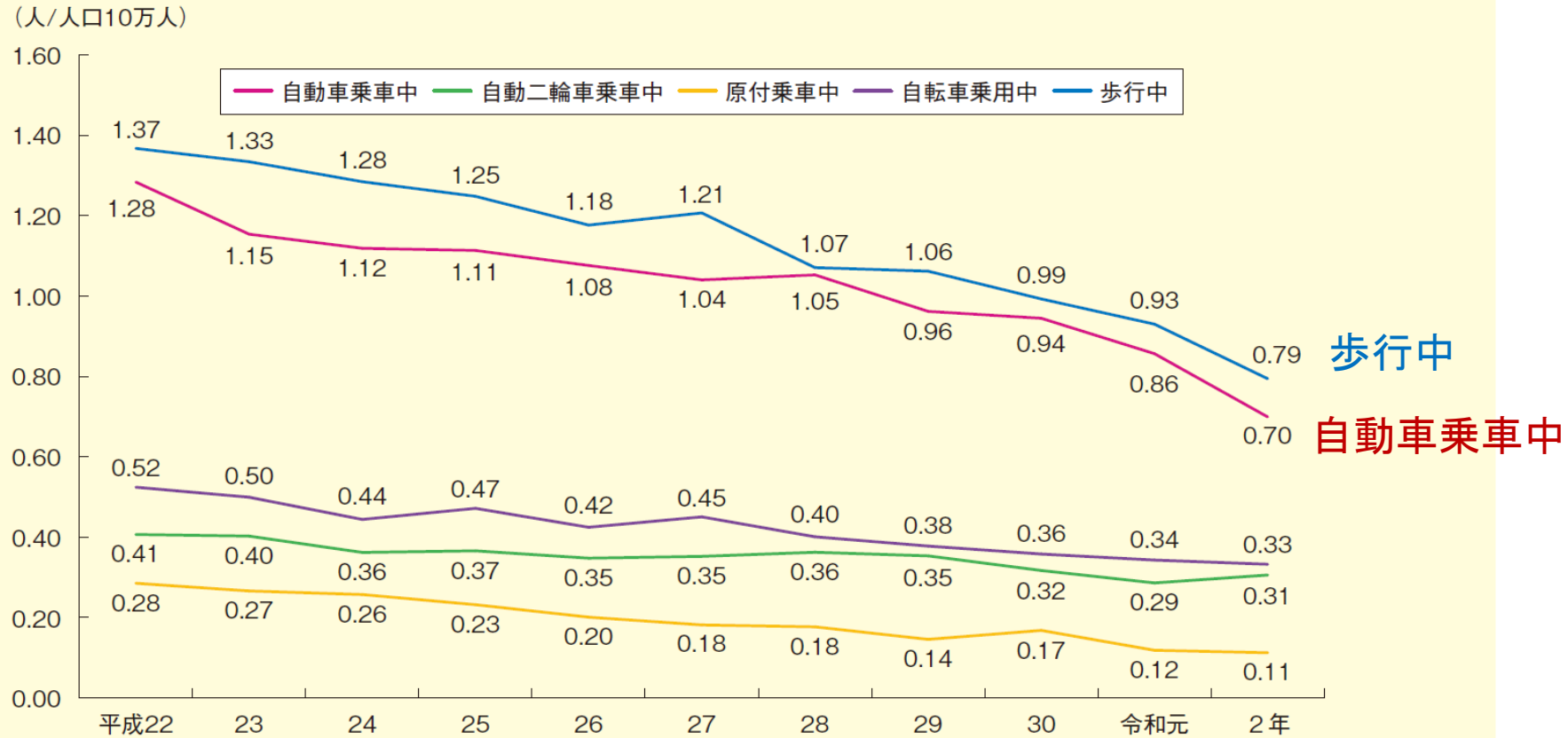


令和3年版交通安全白書（内閣府）より

法令違反別にみると、未就学児や小学生は、全年齢層と比較し、法令違反の割合が高い。特に、飛び出しについては、未就学児、小学生ともに3割を超えている。

歩行者及び自転車の交通事故の傾向

▶ 特集-第22図 状態別人口10万人当たり交通事故死者数の推移

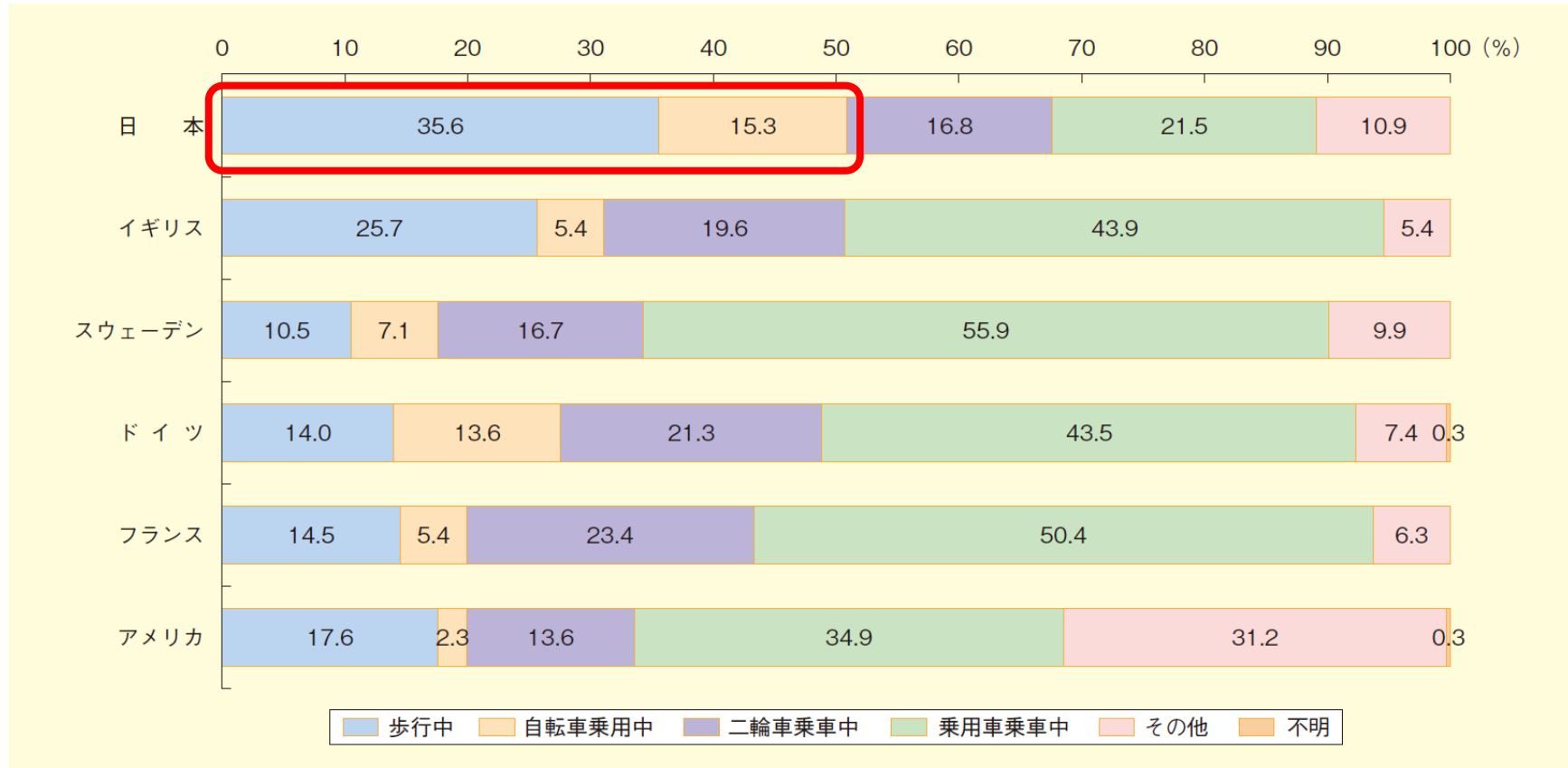


令和3年版交通安全白書（内閣府）より

状態別人口10万人当たりの交通事故死者数をみると、着実に減少しているものの、歩行中、自動車乗車中が依然として高い水準となっている

歩行者及び自転車の交通事故の傾向

▶特集-第23図 主な欧米諸国の状態別交通事故死者数の構成率（平成30（2018）年）

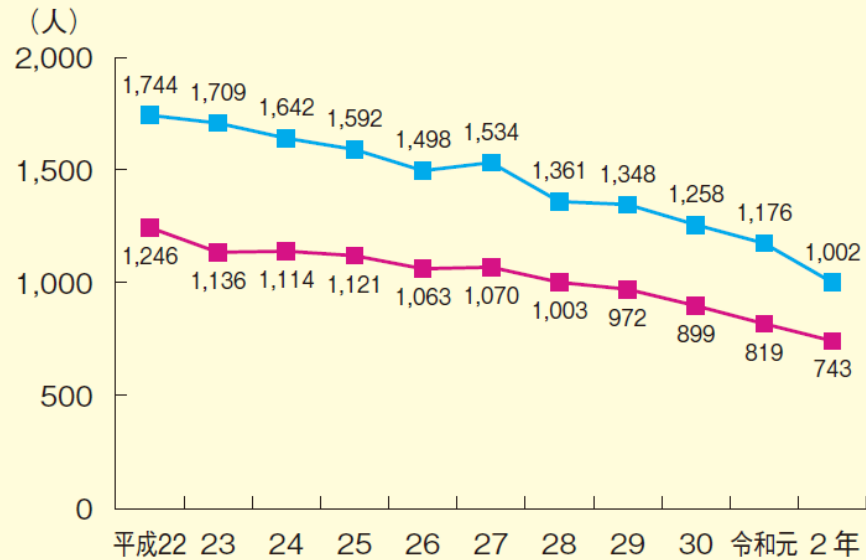


令和3年版交通安全白書（内閣府）より

欧米諸国と比べて、我が国は交通事故死者数に占める歩行中及び自転車乗用中の割合が高い

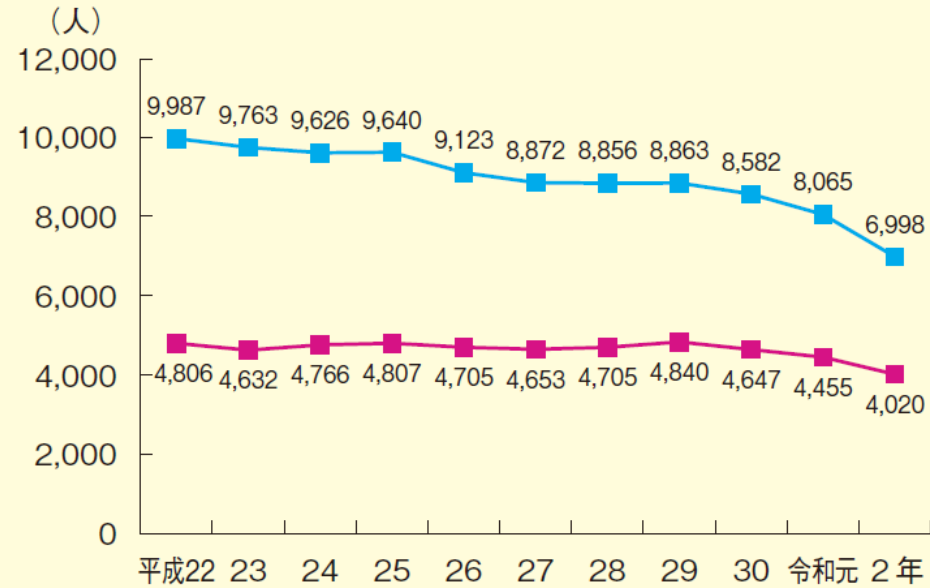
高齢者 歩行者の交通事故の傾向

年齢層別歩行中死者数の推移



高齢者の割合 (%)	71.4	66.5	67.8	70.4	71.0	69.8	73.7	72.1	71.5	69.6	74.2
------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

年齢層別歩行中重傷者数の推移



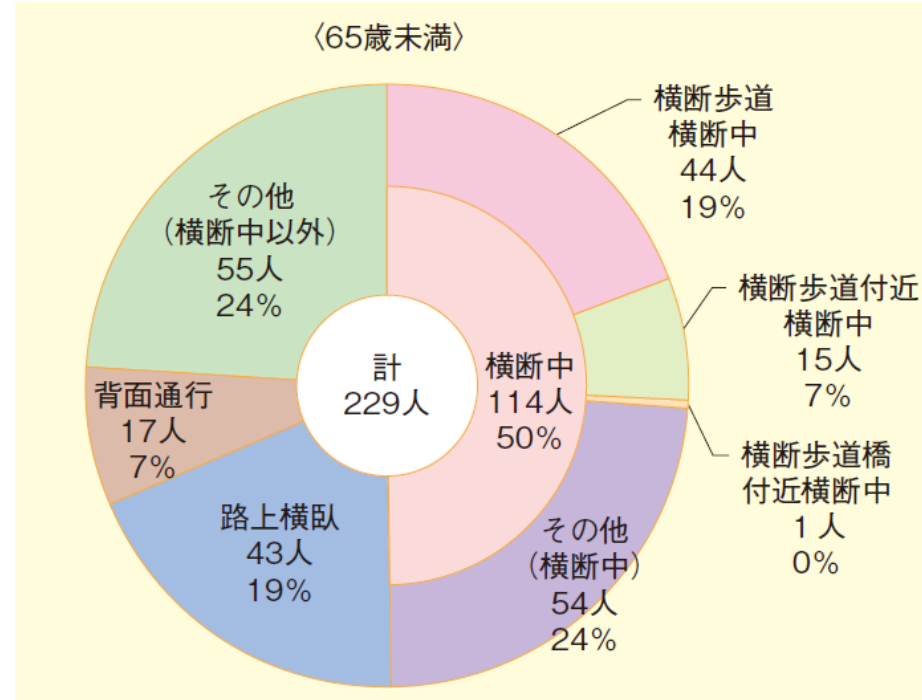
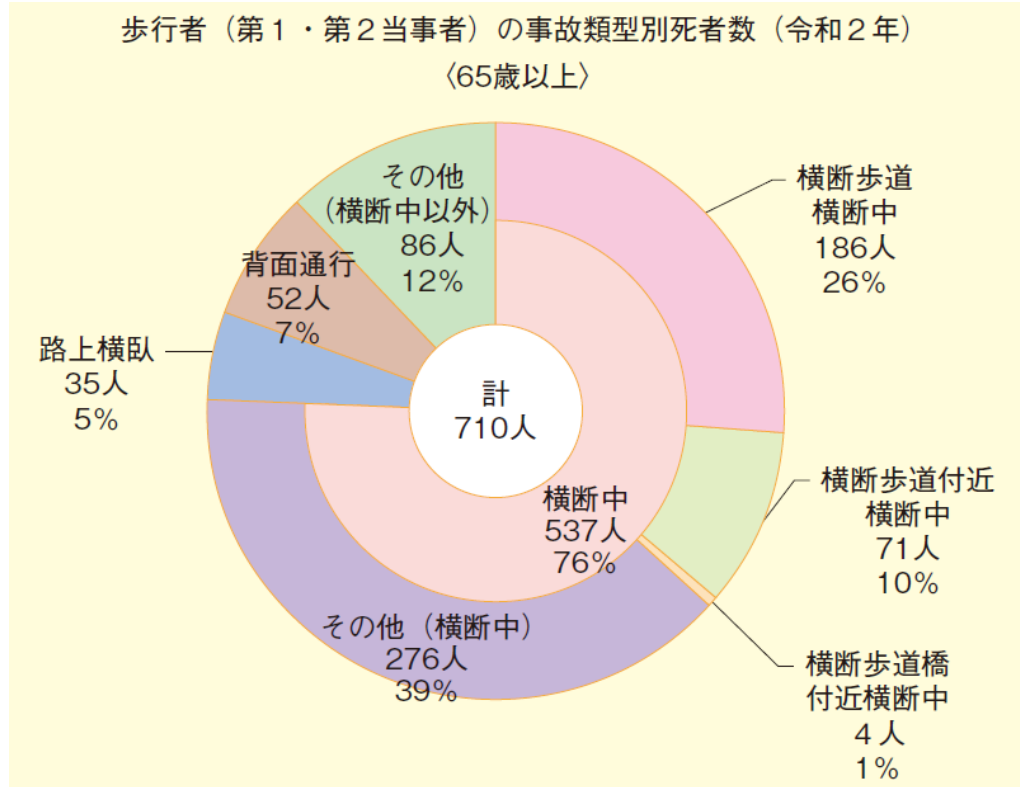
高齢者の割合 (%)	48.1	47.4	49.5	49.9	51.6	52.4	53.1	54.6	54.1	55.2	57.4
------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------

■ 全年齢層 ■ 65歳以上の高齢者

令和3年版交通安全白書（内閣府）より

年齢別にみると、65歳以上の高齢者が歩行中死者数の74.2%、重傷者数の57.4%（令和2年）と、大きな割合を占めている。

高齢者 事故類型 歩行者の交通事故の傾向

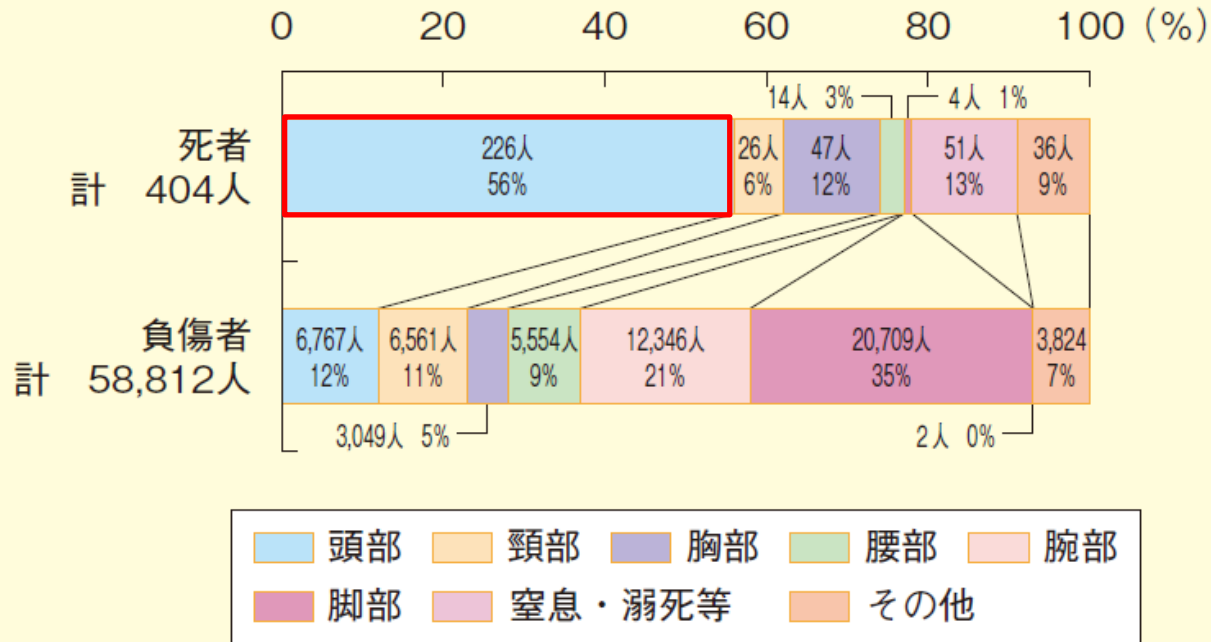


令和3年版交通安全白書（内閣府）より

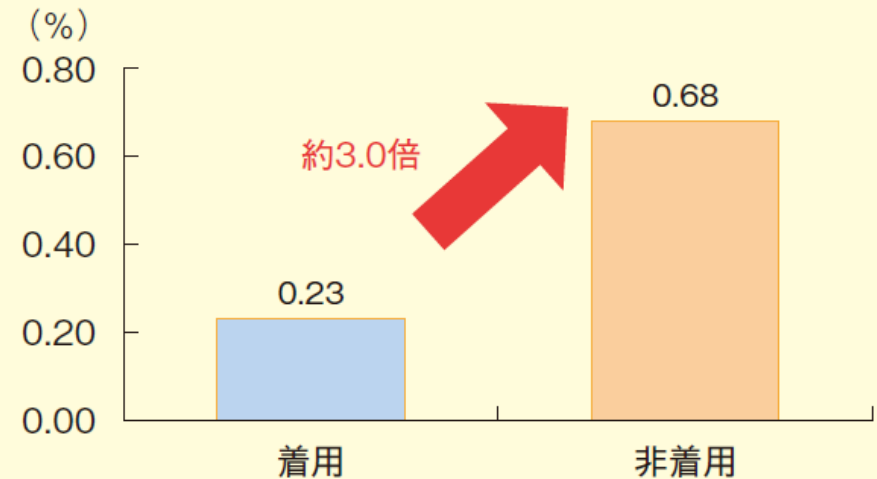
令和2年中の歩行者の事故類型別死者数を年齢別にみると、横断中が占める割合は、65歳未満の50%と比べ、65歳以上の高齢者では76%と、かなり大きい。→高齢者では、横断中の死者が多い

ヘルメット着用 自転車の交通事故の傾向

ヘルメット非着用の自転車乗用中死者・
負傷者の損傷主部位別比較（令和2年）



ヘルメット着用状況別の致死率比較（令和2年）



注 「致死率」とは、死傷者のうち死者の占める割合をいう。

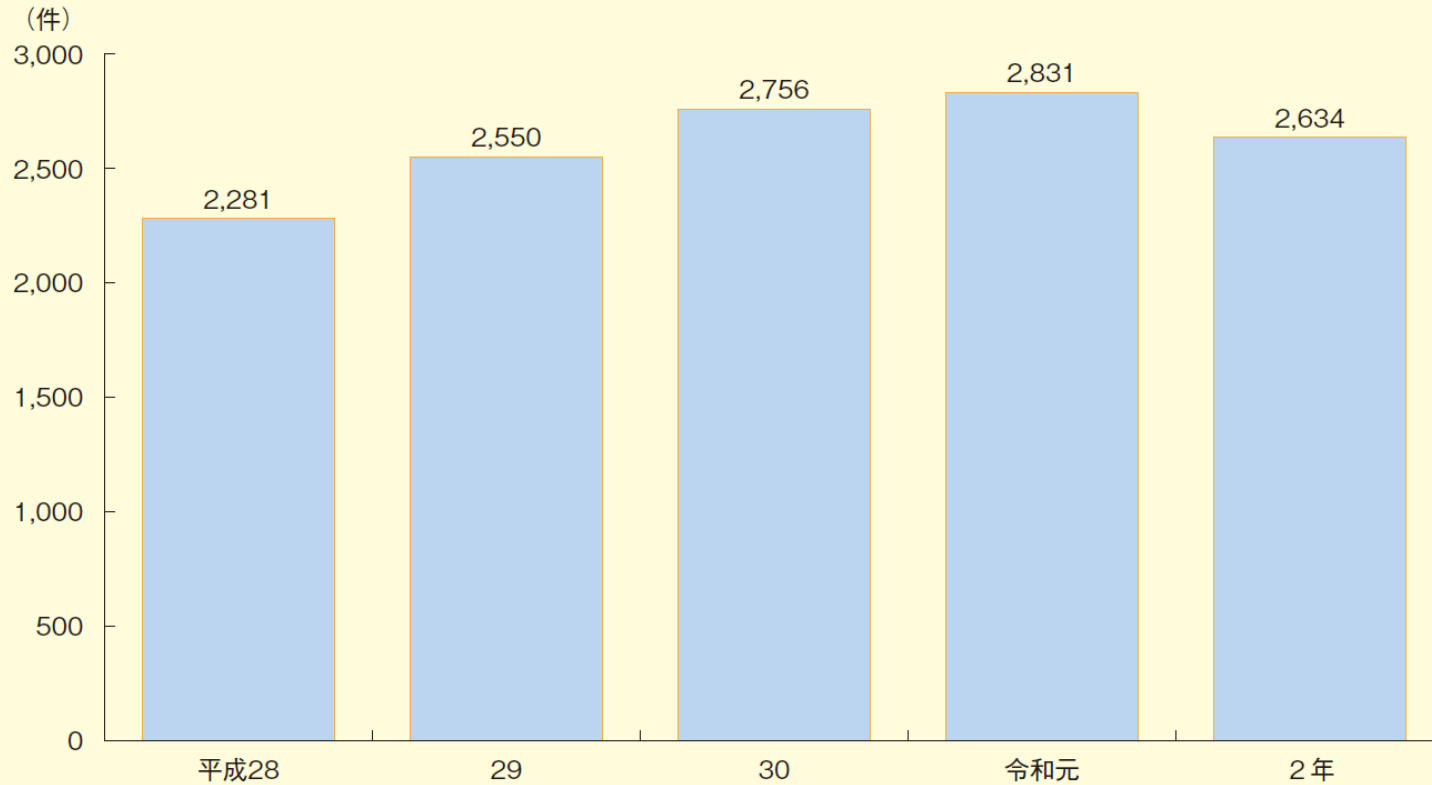
令和3年版交通安全白書（内閣府）より

ヘルメット非着用の自転車乗用中死者の損傷主部位別の割合をみると、半数以上(56%)が頭部損傷による

ヘルメット着用状況別の致死率 着用した場合に比べ非着用は致死率が約3倍
→頭部を保護するヘルメットの着用が重要

自転車と歩行者の交通事故

▶特集-第34図 自転車対歩行者交通事故件数



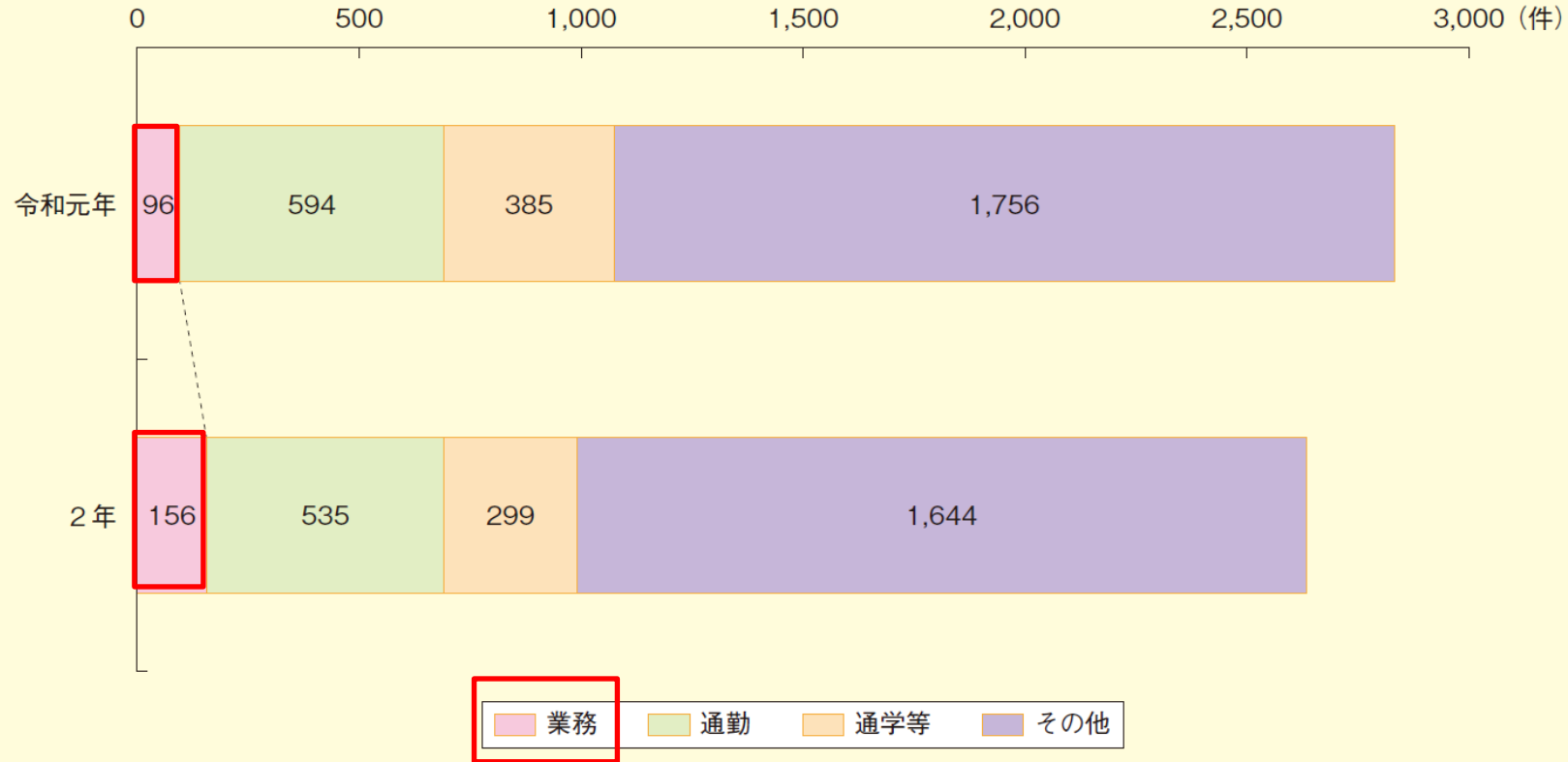
令和3年版交通安全白書（内閣府）より

令和2年の自転車対歩行者の交通事故件数は、令和元年と比較して7%減少しているものの、平成28年と比較した場合、15.5%増加している

自転車と歩行者の交通事故

▶特集-第35図

自転車対歩行者の交通事故における自転車の通行目的別交通事故件数（令和元年，2年）



令和3年版交通安全白書（内閣府）より

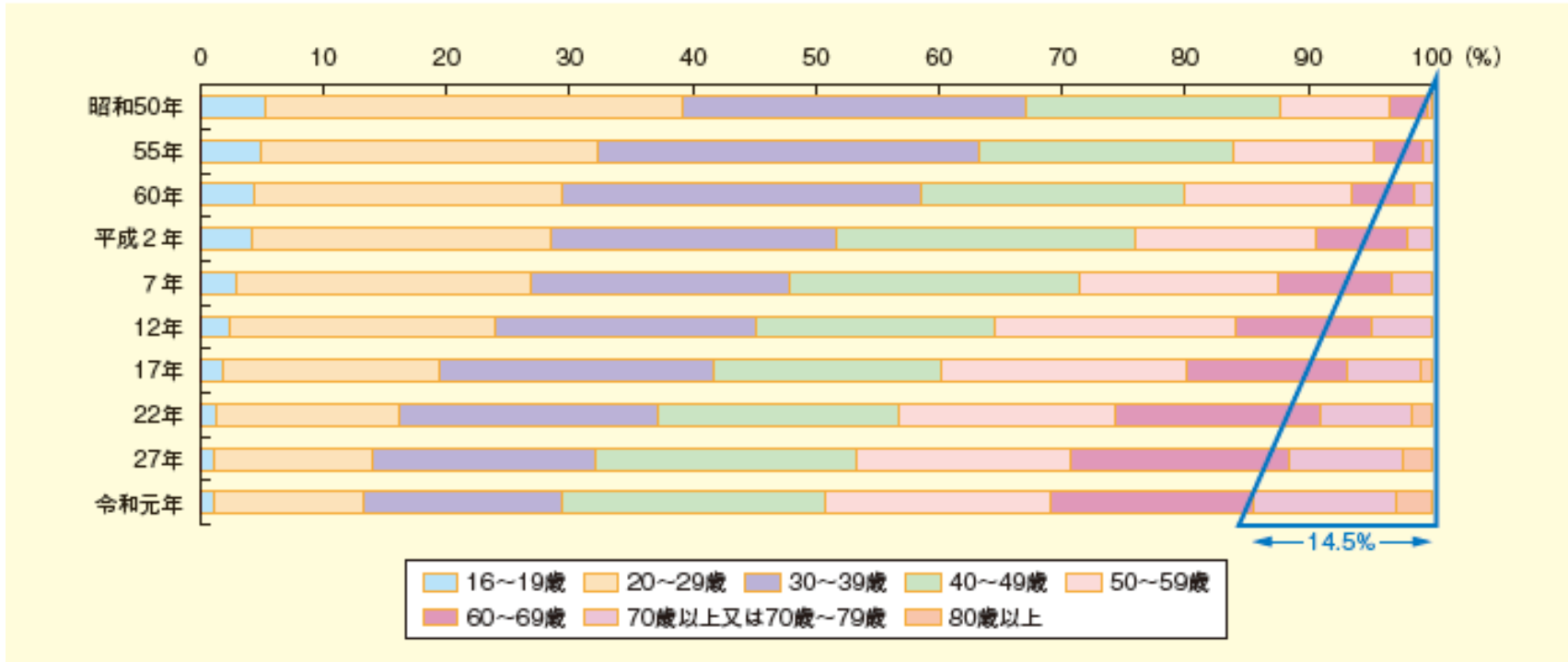
令和2年中，自転車に乗って仕事をしていた人（業務）と歩行者の交通事故は，全国で対前年約6割増の156件であった

令和2年交通安全白書（内閣府） より

高齢運転者の交通事故の状況

高齢運転者の運転免許保有

▶特集-第35図 運転免許保有者構成率の推移



注 警察庁資料による。

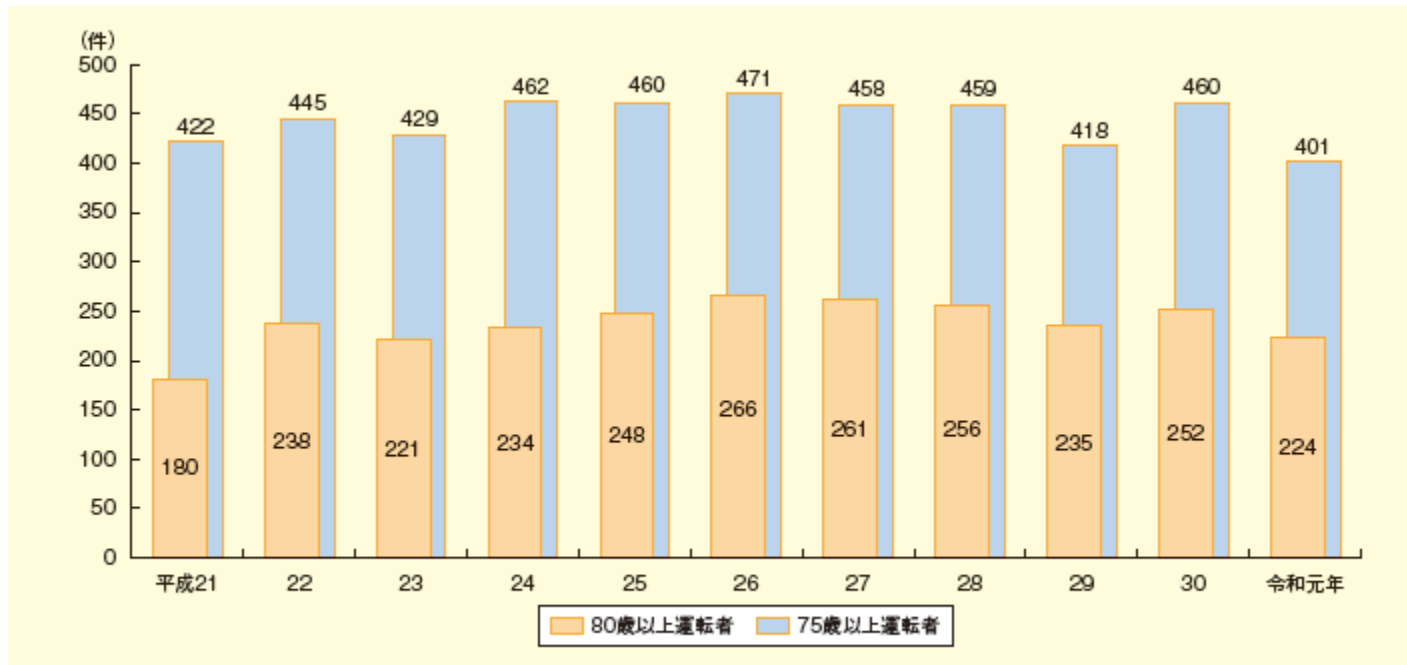
※ 平成17年以降は、70歳以上を、70歳~79歳、80歳以上に区分している。

令和2年版交通安全白書（内閣府）より

70歳以上の運転免許保有者は、年々増加し続け、令和元年は1,195万人と、昭和50年の13万人の90倍弱、昭和61年の80万人の15倍弱となり、運転免許保有者の14.5%を占める

高齢運転者による交通事故発生状況

▶特集-第37図 75歳以上・80歳以上の高齢運転者による死亡事故件数の推移



注 1 警察庁資料による。

2 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

令和2年版交通安全白書（内閣府）より

高齢運転者による死亡事故件数

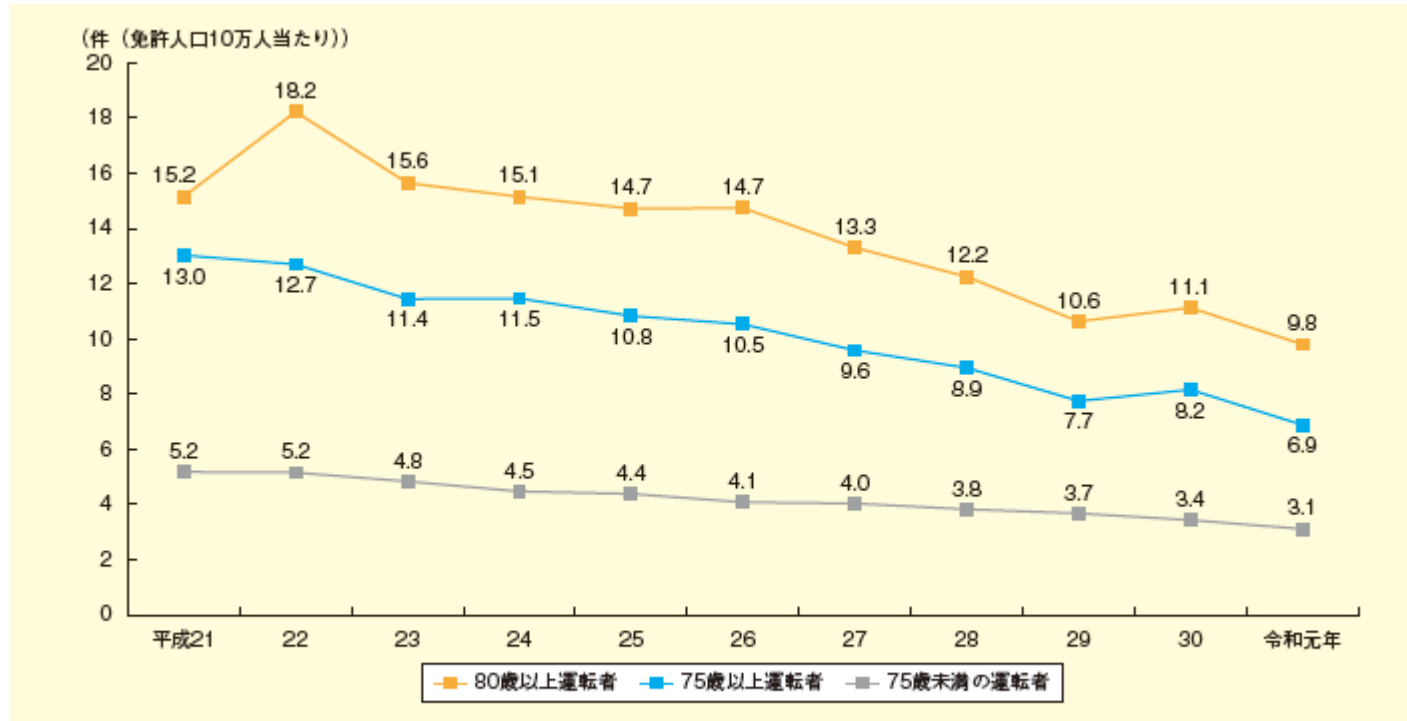
75歳以上は、平成21年 422件→令和元年 401件

80歳以上は、平成21年 180件→令和元年 224件

免許保有者数の増加に対し、死亡事故件数は大きな増減はなし

免許人口10万人当たり高齢運転者により死亡事故件数の推移

▶特集-第38図 免許人口10万人当たり高齢運転者による死亡事故件数の推移



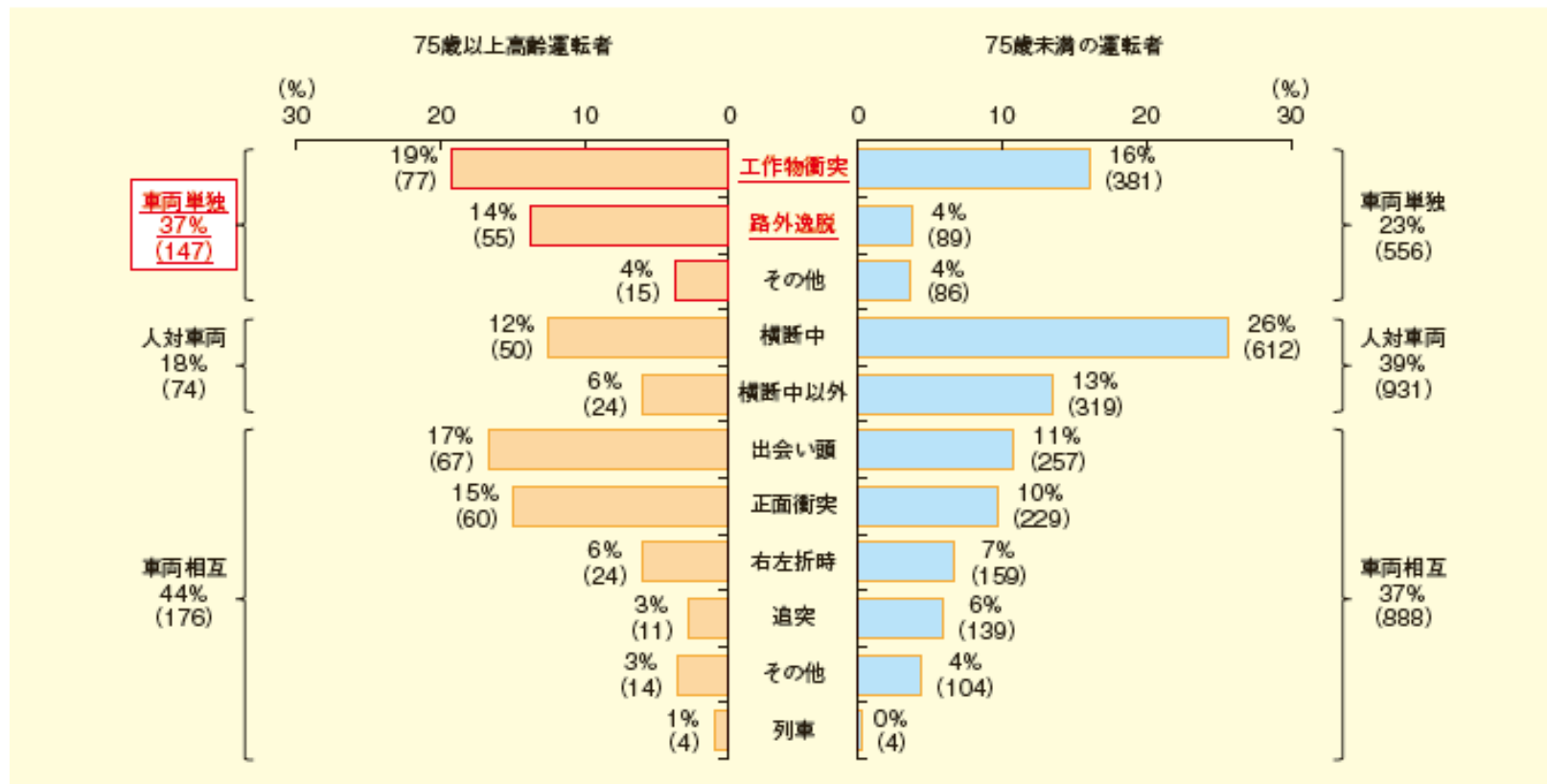
注 1 警察庁資料による。
2 各年は12月末の運転免許保有者数である。
3 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

令和2年版交通安全白書（内閣府）より

75歳以上及び80歳以上の高齢運転者について、
免許人口10万人当たり死亡事故件数の推移を見ると、過去10年間減少傾向にある。

高齢運転者による死亡事故の類型

▶特集-第39図 死亡事故の類型比較（令和元年）



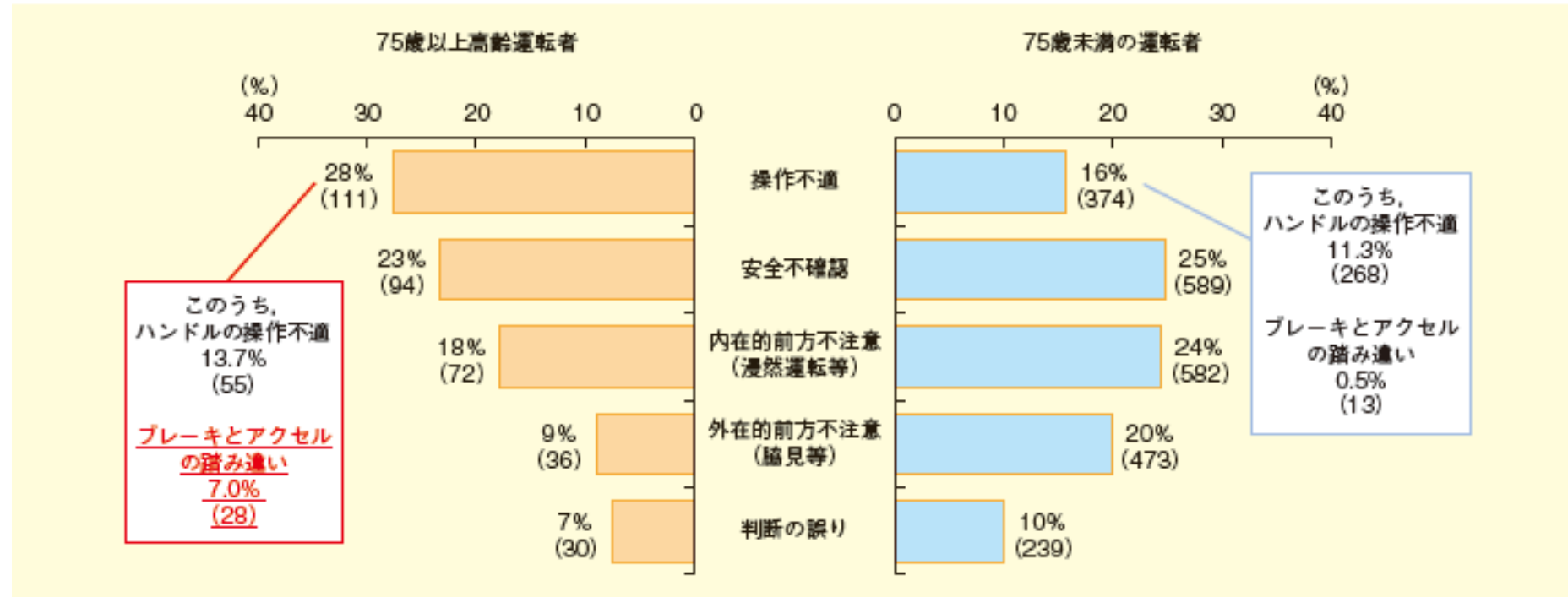
注 1 警察庁資料による。
2 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

令和2年版交通安全白書（内閣府）より

75歳以上の高齢運転者による死亡事故は、75歳未満の運転者と比較して、車両単独による事故の割合が高くなっており、具体的には工作物衝突や路外逸脱の割合が高い

高齢運転者による死亡事故の人的要因

▶特集-第40図 死亡事故の人的要因比較（令和元年）



注 1 警察庁資料による。
2 第1当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

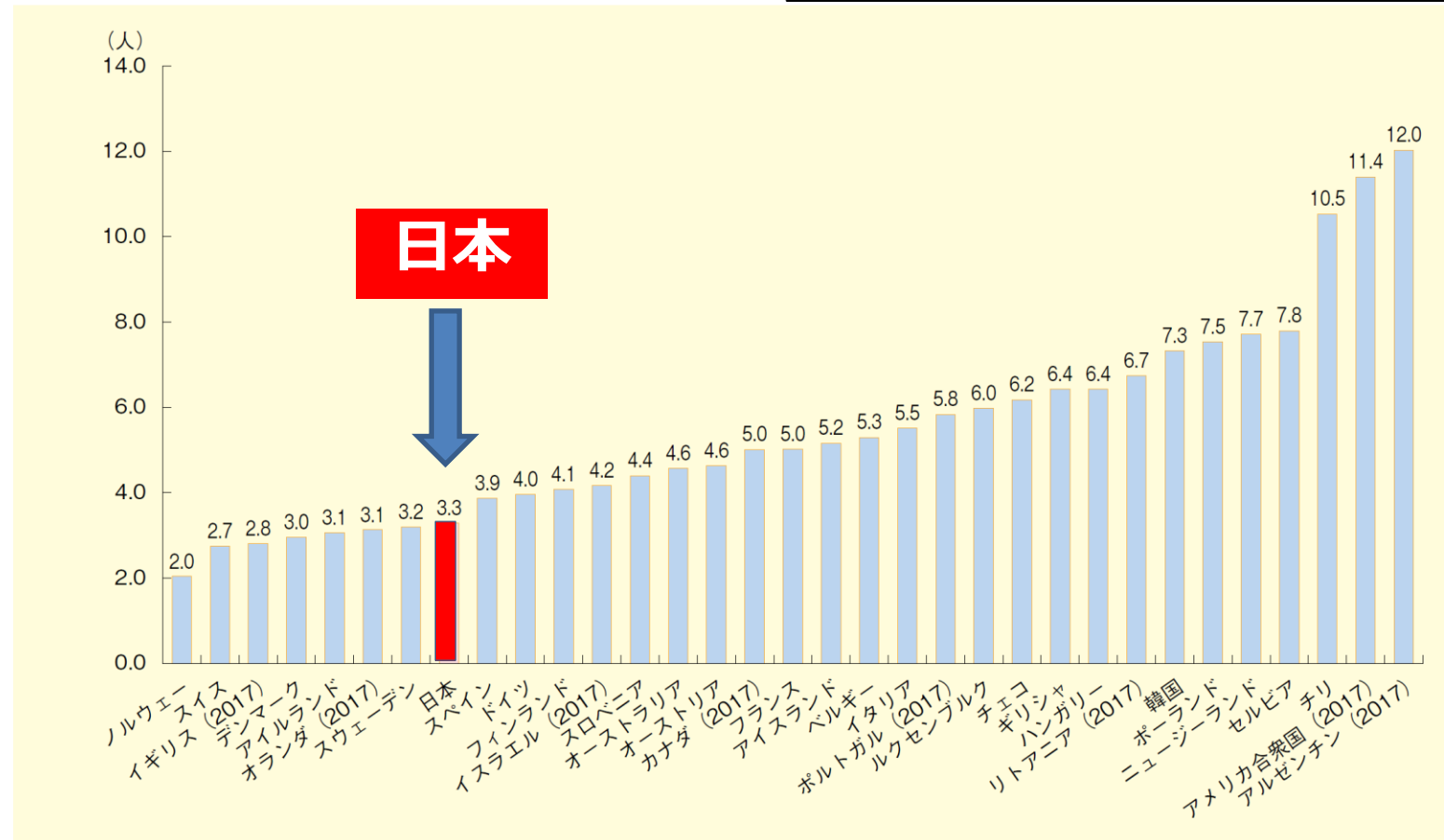
令和2年版交通安全白書（内閣府）より

死亡事故を人的要因別に比較すると、75歳以上の高齢運転者は、操作不適による事故が28%と最も多く、このうちハンドル操作不適が13.7%となっている。
ブレーキとアクセルによる踏み違い事故は、75歳未満が全体の0.5%に過ぎないのに対し、75歳以上の高齢運転者は7.0%と高い

海外の交通事故の状況

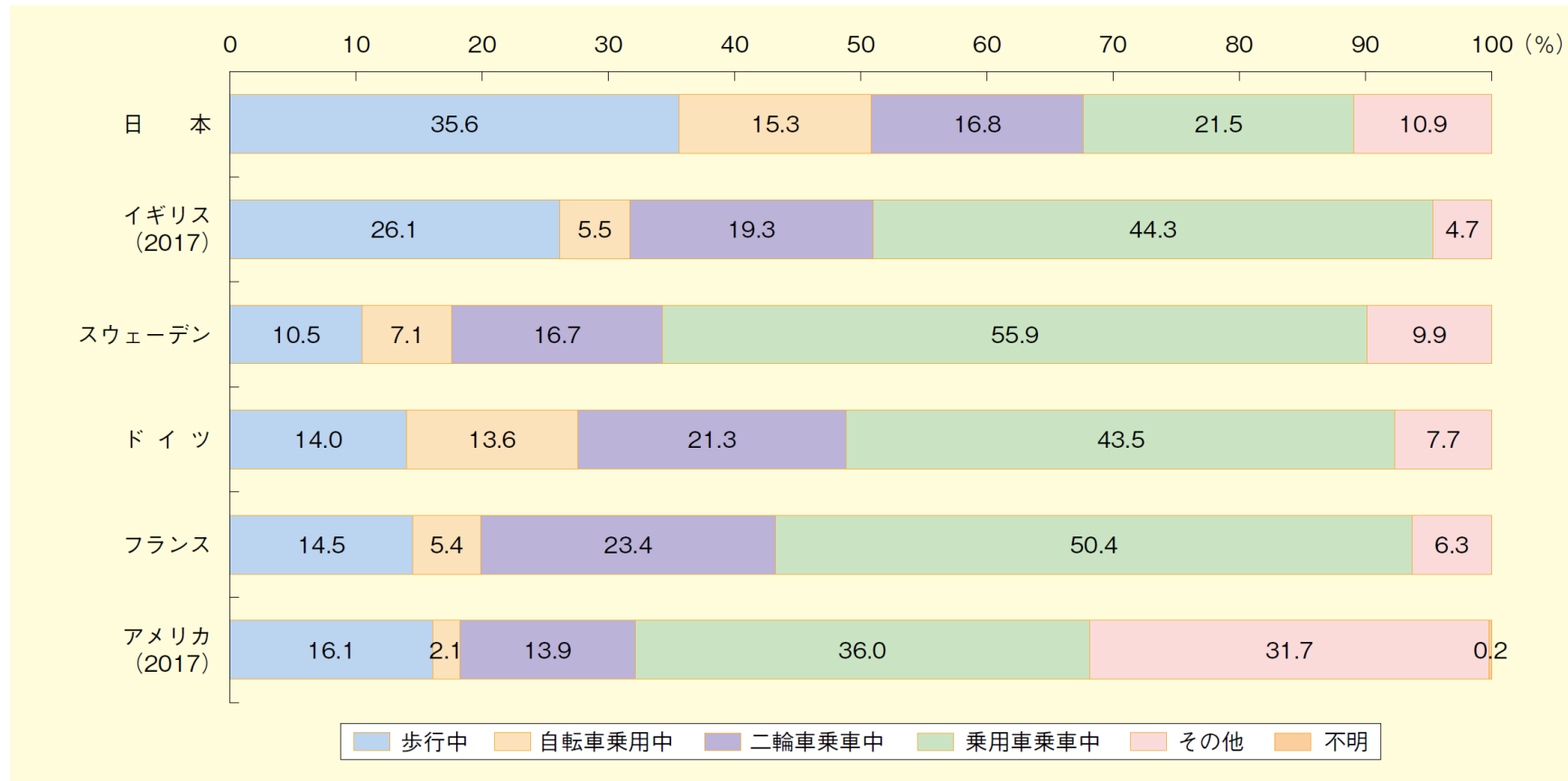
▶第1図 人口10万人当たりの交通事故死者数（2018年）

令和2年版交通安全白書（内閣府）より



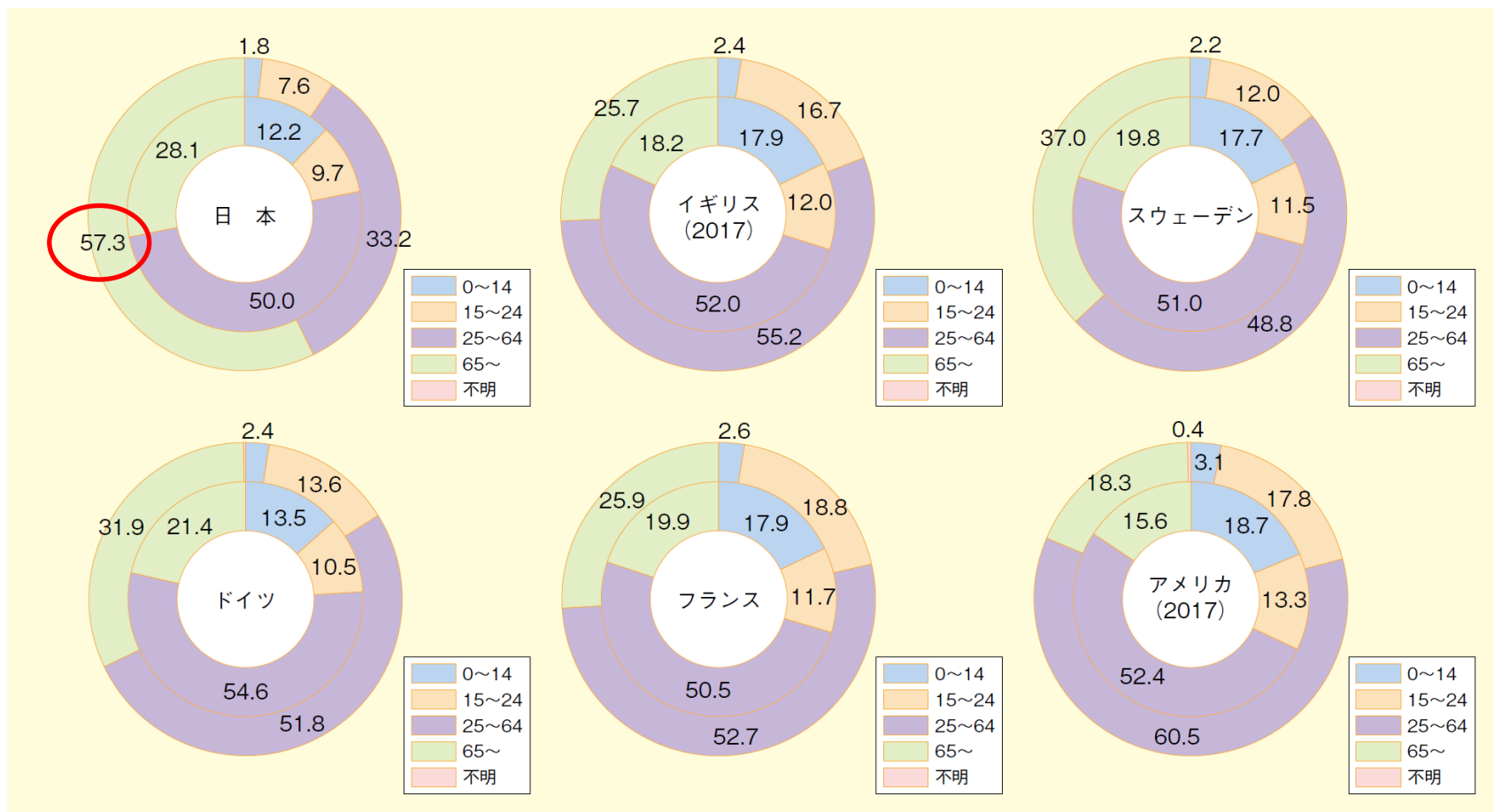
国際道路交通事故データベース(IRTAD)がデータを有する33か国について、人口10万人当たりの死者数を比較すると、我が国は3.3人(2018年)であり、第8位に位置している。

▶第3図 我が国と主な欧米諸国の状態別交通事故死者数の構成率（2018年）



令和2年版交通安全白書（内閣府）より

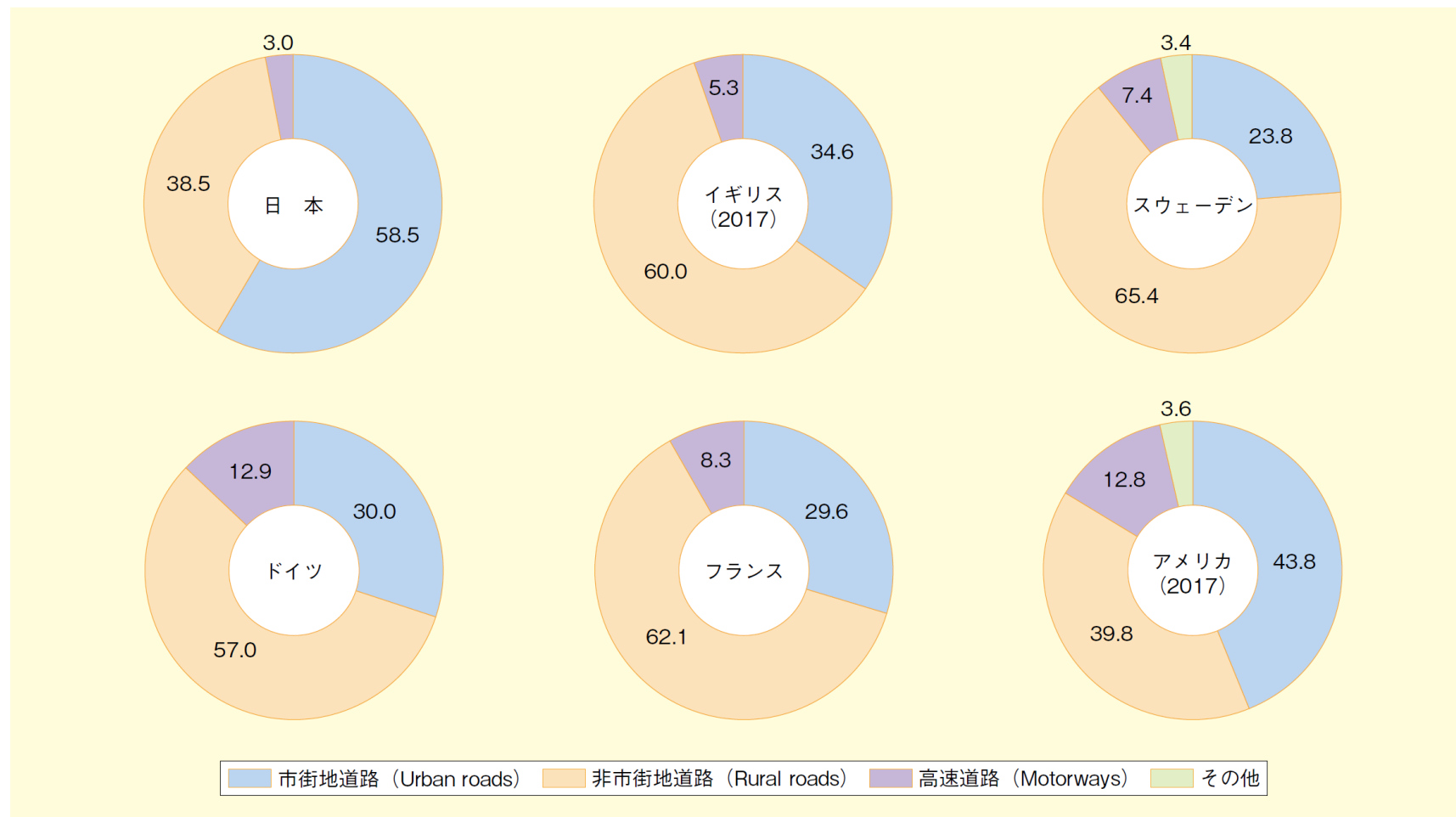
我が国と主な欧米諸国の状態別交通事故死者数の状況を見ると、我が国は乗用車乗車中の死者数の構成率が他国と比較して低く、歩行中及び自転車乗用中の死者数の構成率が高い。



注 1 外円は交通事故死者数, 内円は人口の構成率 (%)

令和2年版交通安全白書（内閣府）より

年齢層別交通事故死者数の状況を見ると、我が国は、**65歳以上**の年齢層の死者数の構成率が他国と比較して**際立って高い**。一方、主な欧米諸国では、**15~24歳**の年齢層の死者数の構成率が**我が国よりも高く**、それぞれの人口構成率を上回っている。



注 日本の場合 市街地道路 (Urban roads) : 高速自動車国道ではない市街地
 非市街地道路 (Rural roads) : 高速自動車国道ではない非市街地
 高速道路 (Motor Highways) : 高速自動車国道

令和2年版交通安全白書（内閣府）より

我が国は市街地道路における死者数の構成率が高い

警察庁交通局 令和3年2月18日 令和2年における交通事故の発生状況等について

2 令和2年における交通事故死者数等の特徴

○ 交通量との関係

- ・重傷者数については、交通量の減少を背景に4・5月の重傷者数が顕著に減少したこともあり、昨年の減少率と比較し大幅に減少
- ・死者数については、高速道路における交通量の減少を背景に、5・6月の高速道路における死者数が顕著に減少したこともあり、減少率が昨年より2.7ポイント上昇

○ 歩行者

- ・歩行中死者数及び重傷者数は減少しており、うち事故類型別では、横断歩道以外横断中での減少傾向が大きい。また、法令違反別では、車両側では前方不注意や歩行者妨害、歩行者側では横断方法等の違反や信号無視が多い
- ・高齢者の死者数及び重傷者数はいずれの状態別でも減少しているが、うち歩行中全体に占める高齢者の割合はやや増加傾向にあり、高齢者の歩行中死者数の8割近くが横断中である。また、横断歩行中死者の半数以上に違反あり

警察庁交通局 令和3年2月18日 令和2年における交通事故の発生状況等について

2 令和2年における交通事故死者数等の特徴

○ 自転車

・自転車関連交通事故死者・重傷者数は減少しているが、対自動車事故のうち半数以上を占める出会い頭衝突事故では、自転車側にも約8割に法令違反がある。また、ヘルメット着用者率は小・中学生に改善傾向がみられるが、全体としては依然として低調

○ その他

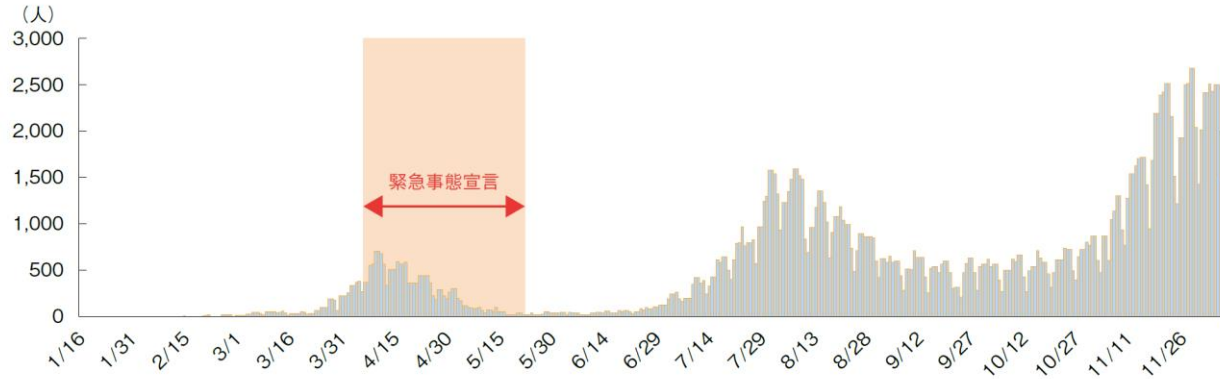
- ・幼児及び児童の死者・重傷者数はいずれも減少
- ・飲酒運転による死亡事故件数及び重傷事故件数は過去10年で4割以上減少

新型コロナウイルス感染症拡大と交通への影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と交通への影響

令和3年版交通安全白書（内閣府）より

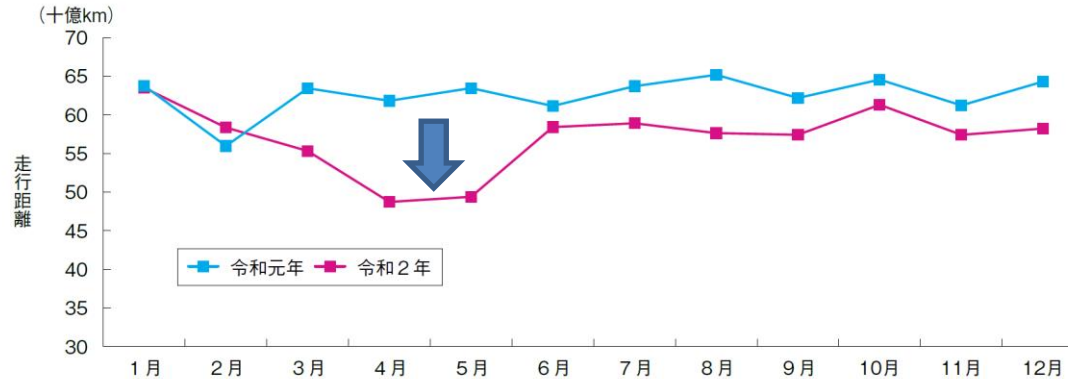
新型コロナウイルス感染症陽性者数（令和2年中）



注1 4/7～5/25 緊急事態宣言

2 厚生労働省HPより：<https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/kokunainohasseijoukyou.html>

月別自動車走行距離の推移（令和元年・令和2年）



注1 国土交通省「自動車燃料消費量調査」による。

2 走行距離は自動車燃料消費量調査の第1表の燃料別の走行距離の和。

新型コロナウイルス感染症の影響

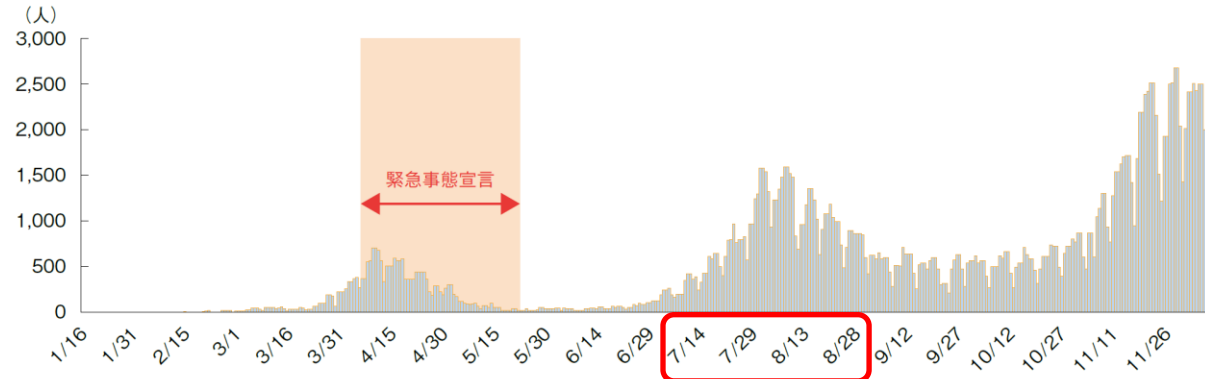
令和元年及び2年中の月別自動車走行距離の推移を参照すると、緊急事態宣言が発令された令和2年の4～5月は、元年と比較して自動車走行距離が大きく減少した。

新型コロナウイルス感染症拡大と交通への影響

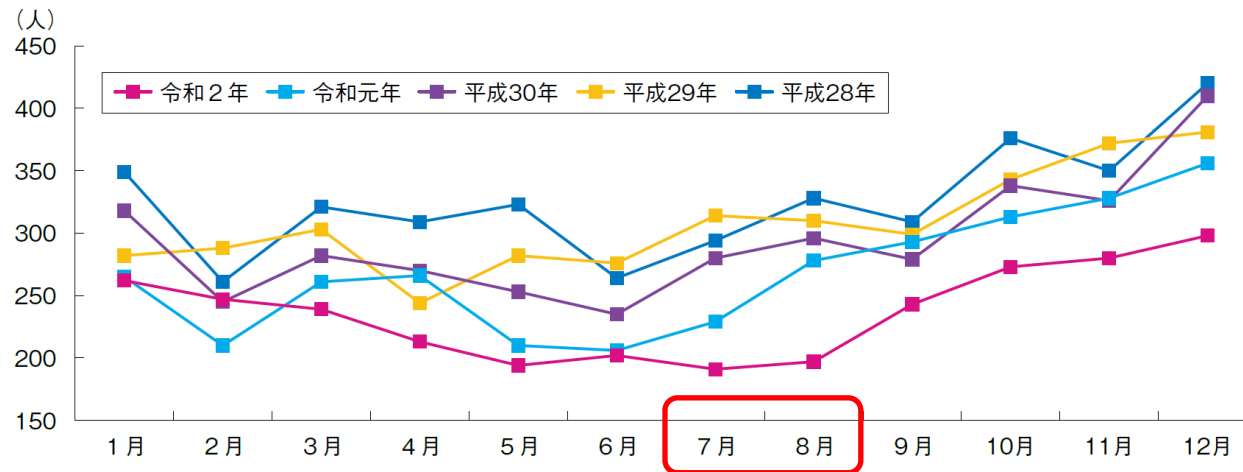
新型コロナウイルス感染症の感染拡大と交通への影響

令和3年版交通安全白書（内閣府）より

新型コロナウイルス感染症陽性者数（令和2年中）



月別交通事故死者数

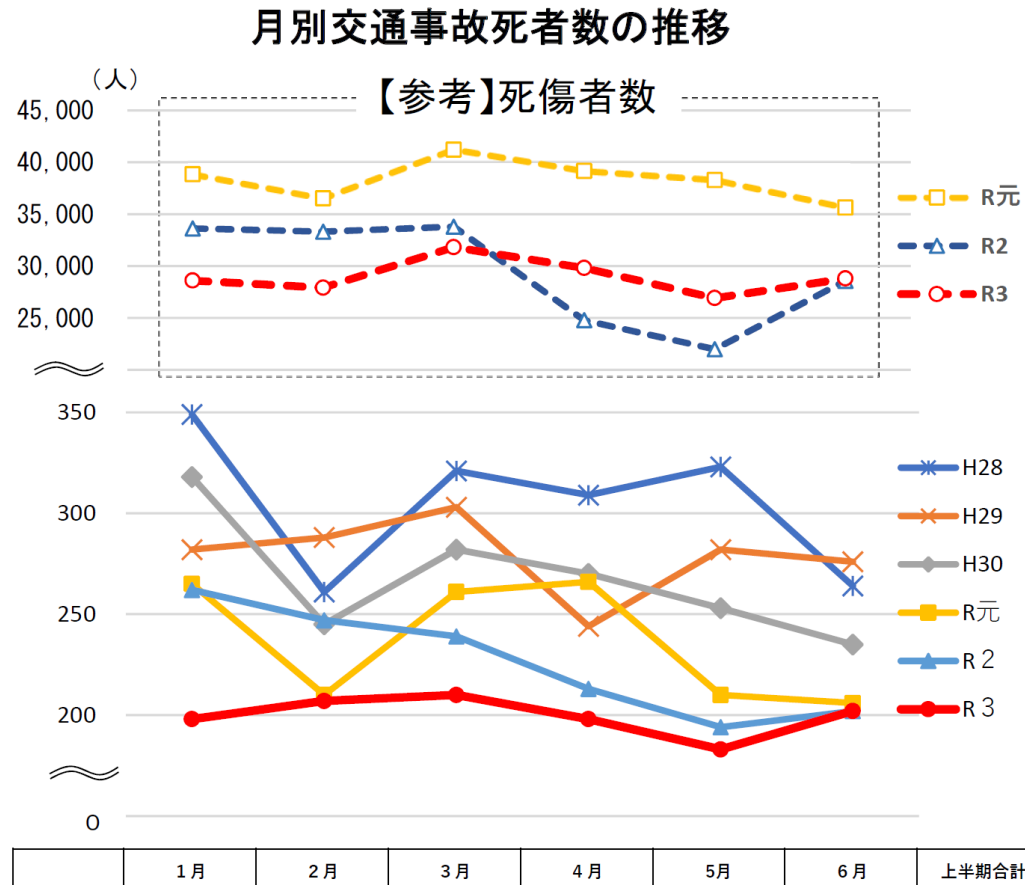


注 警察庁資料による。

令和2年中の月別交通事故死者数は、新型コロナウイルス感染症が拡大した4月以降、特に7～8月の交通事故死者数が低く抑えられている。
7月から8月にかけての新型コロナウイルス感染症拡大の時期と重なる。

令和3年上半期における交通事故死亡事故の発生状況 警察庁交通局

- ・ 交通事故死者数は減少傾向 （前年同期比：－159人、－11.7%）
- ・ 月別死者数はすべての月で過去最少



本日の内容

- 交通事故の状況
- 自賠責の状況
- 日本医師会 労災・自賠責委員会の活動

自動車損害賠償保障制度の充実等

自動車損害賠償保障制度は、強制保険である自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険」という。）、ひき逃げ又は無保険車による事故の被害者に対して損害のてん補を行う政府の自動車損害賠償保障事業（以下「保障事業」という。）により、自動車事故による損害賠償の基本保障を担保し被害者救済を図るための制度である。

また、自動車損害賠償保障法による自動車事故対策計画に基づき、被害者救済対策事業及び自動車事故発生防止対策事業を実施しており、保険金の支払と相まって被害者保護の増進及び自動車事故発生の防止に大きな役割を担っている。

1 自動車損害賠償保障制度の充実等

(1)自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進

自賠責保険では、被害者保護の充実が図られるよう、国による死亡等重要事案に関する支払審査のほか、保険会社等による被害者等に対する情報提供措置の義務付け、公正中立な紛争処理機関による紛争処理の仕組みの整備など、被害者を保護する措置がとられている。

これにより、保険金の適正な支払いの確保や、保険金支払いをめぐる紛争の迅速かつ適正な解決による被害者保護の増進を図っているところである。なお、自動車損害賠償保障法（昭30法97）に基づく指定紛争処理機関である（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構による令和元年度の紛争処理件数は592件となっている。

1 自動車損害賠償保障制度の充実等

(2)政府の自動車損害賠償保障事業の充実

自賠責保険による救済を受けられないひき逃げや無保険車による事故の被害者に対しては、政府の保障事業が被害者に損害のてん補を行い、その救済を図っている。

この保障事業は、自賠責保険料に組み込まれた賦課金等を財源としており、損害てん補の限度額は自賠責保険と同一である。令和元年度の保障事業による保障金の支払額は、ひき逃げ447件及び無保険163件（計610件）に対し、約6億8,500万円（死亡17人、傷害593人に対してそれぞれ約3億4,600万円及び約3億3,800万円）である。

被害者の救済

重度後遺障害被害者への支援

○療護施設の設置・運営

他に受け入れる医療機関がない最重度の後遺障害者に対する専門的治療を実施

○介護料の支給

在宅ケアを行う家庭に対し、介護用品の購入等に充てる費用を支給



○訪問支援の実施

在宅ケアを行う家庭を訪問し、情報提供や悩みの聴取等により支援

○短期入院・入所協力事業の実施

在宅ケアを受けている重度後遺障害者が、短期間、病院へ入院又は施設へ入所できるよう病院等の受入体制を整備

○在宅生活支援環境整備事業の実施

在宅重度後遺障害者が介護者なき後等に障害者支援施設やグループホームへ入所し生活することができるよう施設の受入体制を整備

事故の相談・解決

○（公財）日弁連交通事故相談センター による法律相談

○救急医療機器整備事業

交通遺児への支援

○賠償金を基にした育成給付金の支給

○生活資金の無利子貸付 ○交通遺児の集いの開催



自動車事故の防止

○ASV(先進安全自動車)の普及

○運行管理の高度化に資する機器等普及、社内安全教育実施

○プロドライバー等に対する安全運転意識向上に係る教育等



○自動車アセスメント…実車を用いた衝突試験等の結果の公表により、車両の安全性能を向上



損害保険料率算出機構

ホームページ <https://www.giroj.or.jp/>

自動車保険の概況

自賠責保険・自動車保険の動向・推移・基本統計等



自賠責保険の『収支』の状況を知りたい

動 向	自賠責保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P20～25
統 計	自賠責保険収支の推移	P90～91
	自賠責共済収支の推移	P138～139
仕 組 み	自賠責保険の保険料率	P11
	自賠責保険の基準料率の算出後の流れ、検証と改定	P18～19
トピックス	2020年度 自賠責保険基準料率の検証結果	P26
	自賠責保険基準料率の改定	P27

自賠責保険の『医療費』の推移を知りたい

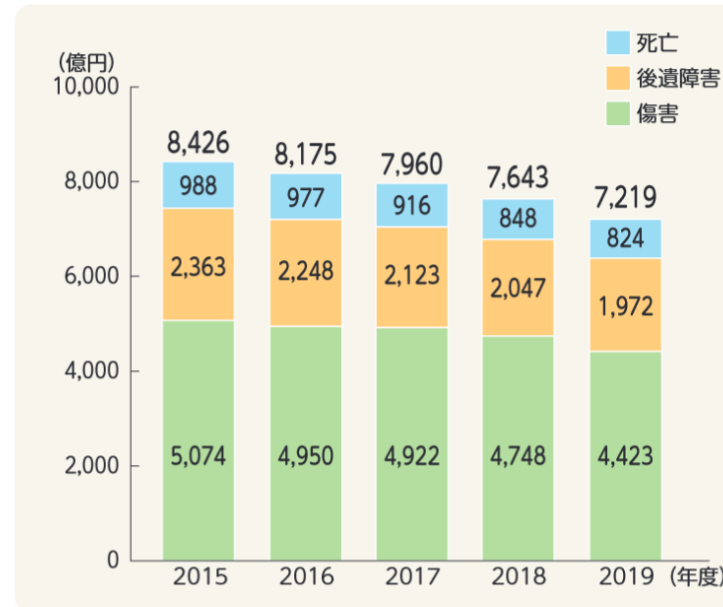
動 向	医療機関における現況	P40～42
	柔道整復における現況	P43～44

第Ⅱ部 | 自賠責保険

2 保険金（支払い）の状況

自賠責保険の保険金は、減少傾向で推移しており、2019年度は約7,200億円となっています。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみても、それぞれ減少傾向で推移しています。

図4 保険金の推移

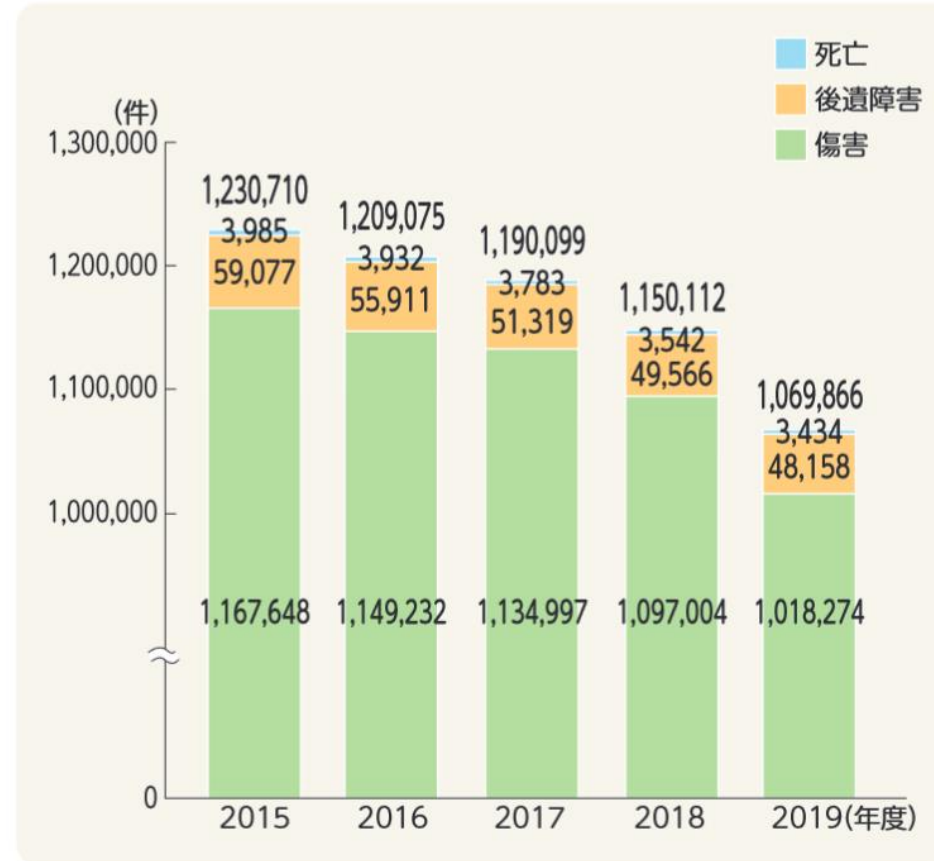


- ※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
 ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

支払件数の推移

自賠責保険の支払件数は、概ね減少傾向で推移しており、先進安全技術の普及促進に伴う追突事故の減少等を背景に2019年度は約107万件まで減少しています。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみても、それぞれ減少傾向で推移しています。

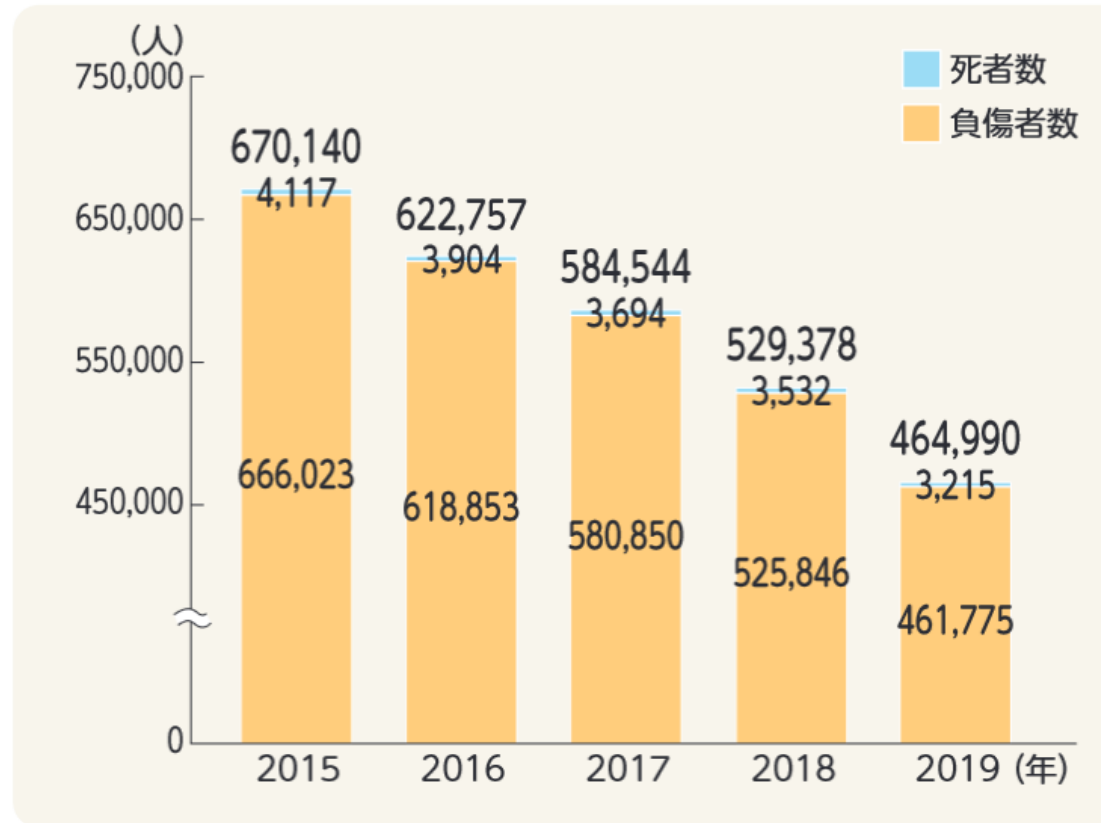
図5 支払件数の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

交通事故死傷者数の推移と比較すると、死亡の支払件数は、交通事故死者数と概ね同様の減少傾向となっていますが、傷害の支払件数は、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いも含まれているため、交通事故負傷者数の減少傾向よりも減少度合いは緩やかになっています。

図6 交通事故死傷者数の推移



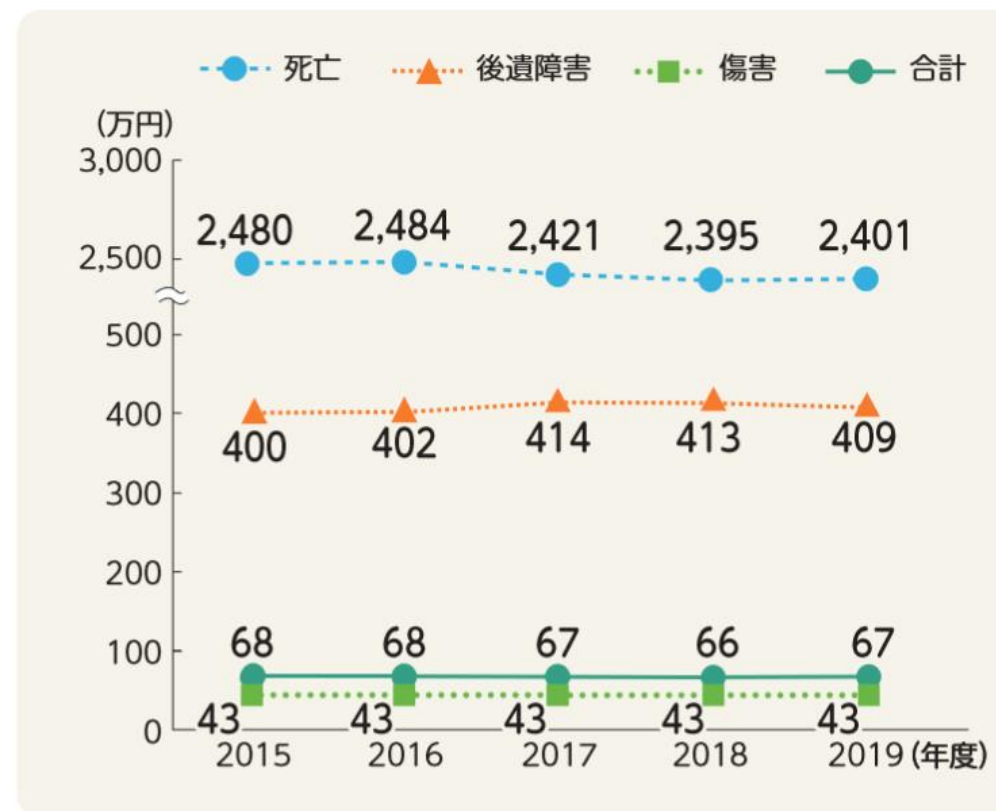
※「令和元年中の交通事故の発生状況」（警察庁交通局）から作成

保険金単価の推移

自賠責保険の保険金単価は、70万円弱で推移しています。

また内訳をみると、年度による若干の増減はあるものの、死亡、後遺障害、傷害の保険金単価について、いずれも大きな変動は見られません。

図7 保険金単価の推移



※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

死亡保険金単価に影響する要因

死亡保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料」、「葬儀費」があります。このうち、過半を占める逸失利益は、就労可能年数（亡くならなければ働くことができたであろう年数）や給与額を基に計算されるため、被害者の年齢構成の変化や賃金の増減等による影響を受けます。

死亡保険金の内訳（逸失利益、慰謝料、葬儀費）

逸失利益…被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額から、本人の生活費を控除したもの

慰謝料…被害者本人や遺族の精神的苦痛に対する補償

葬儀費…通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用

後遺障害保険金単価に影響する要因

後遺障害保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料等」があります。これら後遺障害の保険金は、身体に残った障害の程度に応じた1～14級の「後遺障害等級」ごとに定められた基準に基づき計算されます。また、支払限度額である保険金額も後遺障害等級ごとに異なります。

したがって、保険金額の高い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は増加することとなり、逆に保険金額の低い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は減少することとなります。

後遺障害保険金の内訳（逸失利益、慰謝料等）

逸失利益…身体に障害を残し労働能力が減少したために生じた、将来得ることができたと考えられる収入額の減少

慰謝料等…精神的・肉体的な苦痛に対する補償など

3 後遺障害認定の現況

自賠法施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一（第1級・第2級）」、その他の後遺障害は「別表第二（第1級～第14級）」に定められています。また、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。

➡ 後遺障害等級表は第48表（P158）をご参照ください。

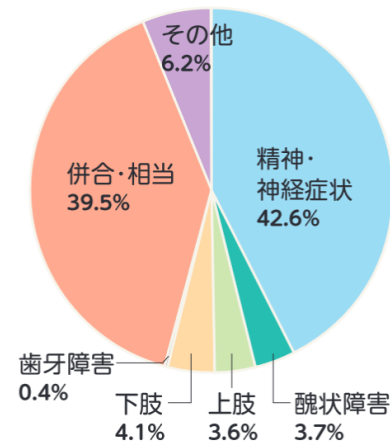
図18 後遺障害等級別認定件数〈2019年度〉

（単位：件）

等級	別表第一 （介護を要する 後遺障害）		別 表 第 二 （その他の後遺障害）														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
件数 (構成比)	806 (1.53%)	453 (0.86%)	38 (0.07%)	81 (0.15%)	277 (0.53%)	149 (0.28%)	363 (0.69%)	495 (0.94%)	922 (1.75%)	1,815 (3.45%)	1,815 (3.45%)	1,715 (3.26%)	3,885 (7.39%)	8,556 (16.28%)	496 (0.94%)	30,675 (58.38%)	52,541 (100.00%)

- ※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
- ※2 2002年3月31日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第1級・第2級として集計しています。
- ※3 「認定件数」は、同一年度内の損害調査が完了した事案から被害者1名あたりを1件として集計しています。したがって、同一の被害者が同一年度内に複数回の請求を行った場合でも1件として集計しています。
- ※4 損害調査が完了した件数から集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。

図19 後遺障害の系列別構成比
〈2019年度〉



※「併合」や「相当」として認定された等級は個々の系列には区分できないことから、「併合・相当」として集計しています。

傷害保険金単価に影響する要因

傷害保険金の内訳は、「治療費」、「休業損害」、「慰謝料」が中心となります。このうち、損害額の約半分を占める治療費は、入通院日数の増減の影響を受けるため、平均入通院日数が増加（減少）すれば、傷害の保険金単価を増加（減少）させる要因となります。

傷害保険金の主な内訳（治療費、休業損害、慰謝料）

治 療 費…診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費など

休業損害…事故による傷害によって発生した収入額の減少（有給休暇を使用した場合や家事従事者の場合を含む）

慰 謝 料…精神的・肉体的な苦痛に対する補償

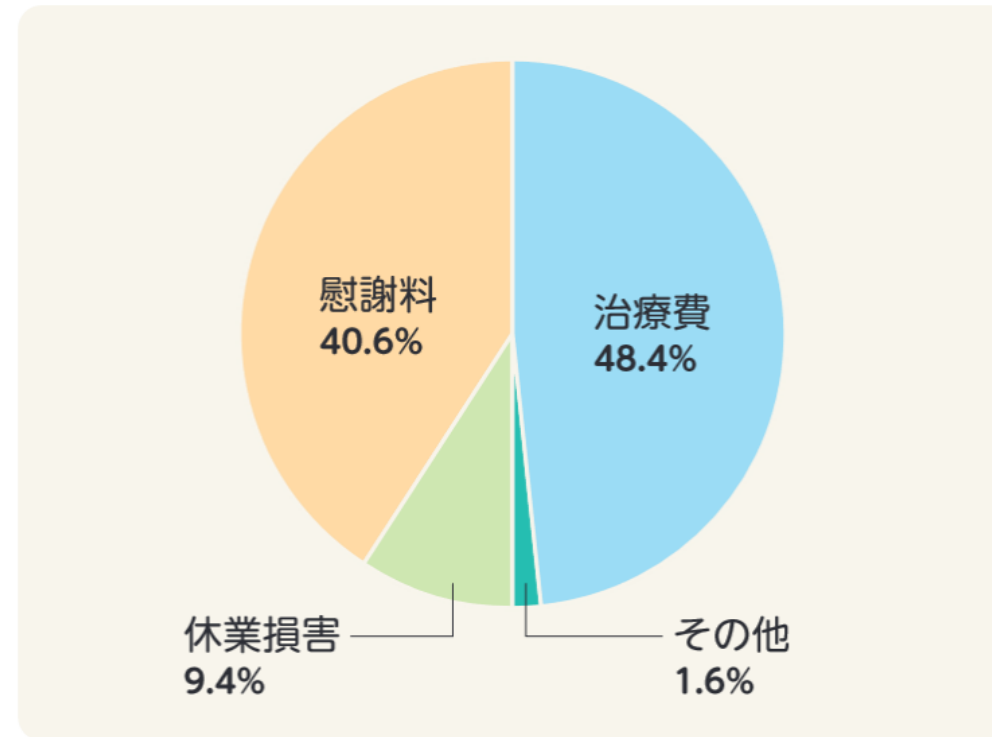
2

保険金の支払状況

保険金の支払状況については、3[2]保険金（支払い）の状況（P22）をご参照ください。

なお、傷害による損害額の費目別構成比は、治療関係費（治療費+その他）が50.0%と半数を占め、慰謝料が約4割、休業損害が残りの約1割となっています。

図17 傷害による損害額の費目別構成比〈2019年度〉



1

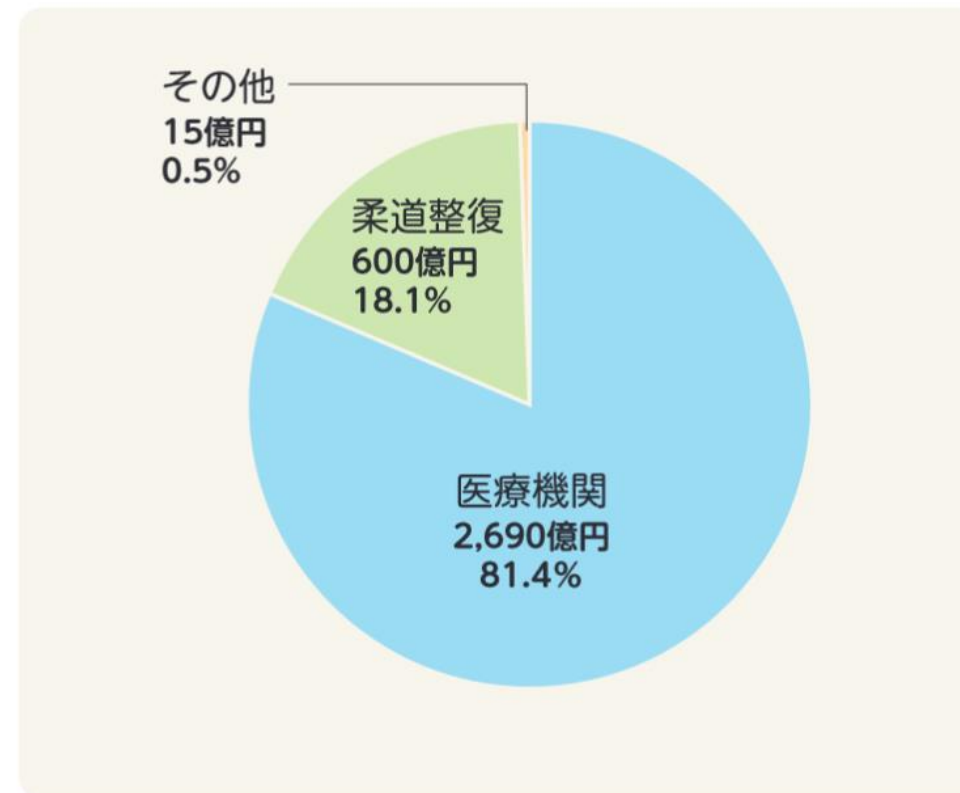
医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診断書、診療報酬明細書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

自賠責保険における医療費の施設別請求状況は2019年度は総医療費3,305億円のうち、医療機関が81.4%（2,690億円）、柔道整復が18.1%（600億円）となっています。

- 医療費** 医療機関での治療および柔道整復等での施術にかかった費用
- 診療費** 医療機関での治療にかかった費用（薬局を含みます）
- 施術費** 柔道整復での施術にかかった費用

図20 施設別請求状況〈2019年度〉



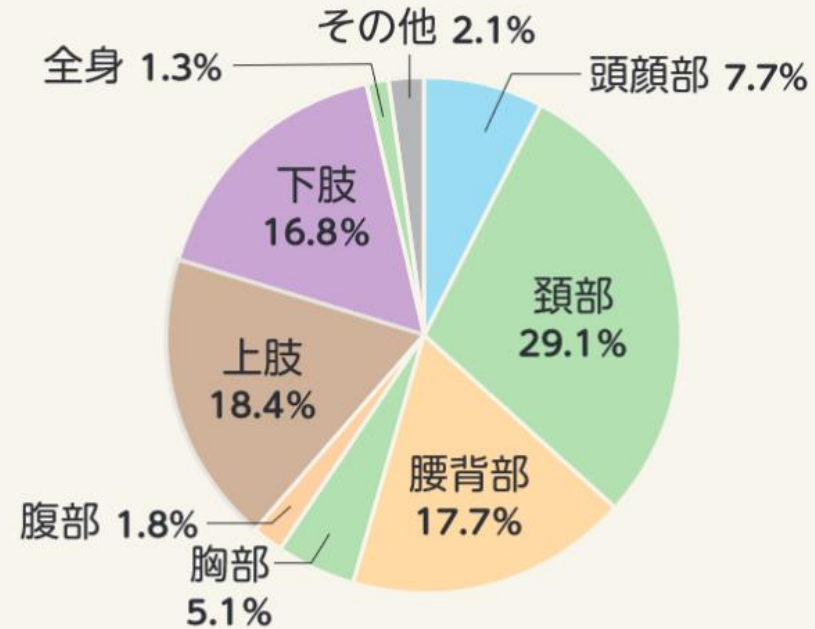
※1 「医療機関」には、薬局を含みます。

※2 「その他」には、歯科、あんま・はり・きゅうを含みます。

(2) 自動車事故による受傷の状況

自動車事故により受傷した被害者について、受傷部位別の傷病数で見ると、頸部が29.1%と最も高い割合になっており、以下、上肢が18.4%、腰背部が17.7%、下肢が16.8%となっています。

図23 受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈2019年度〉



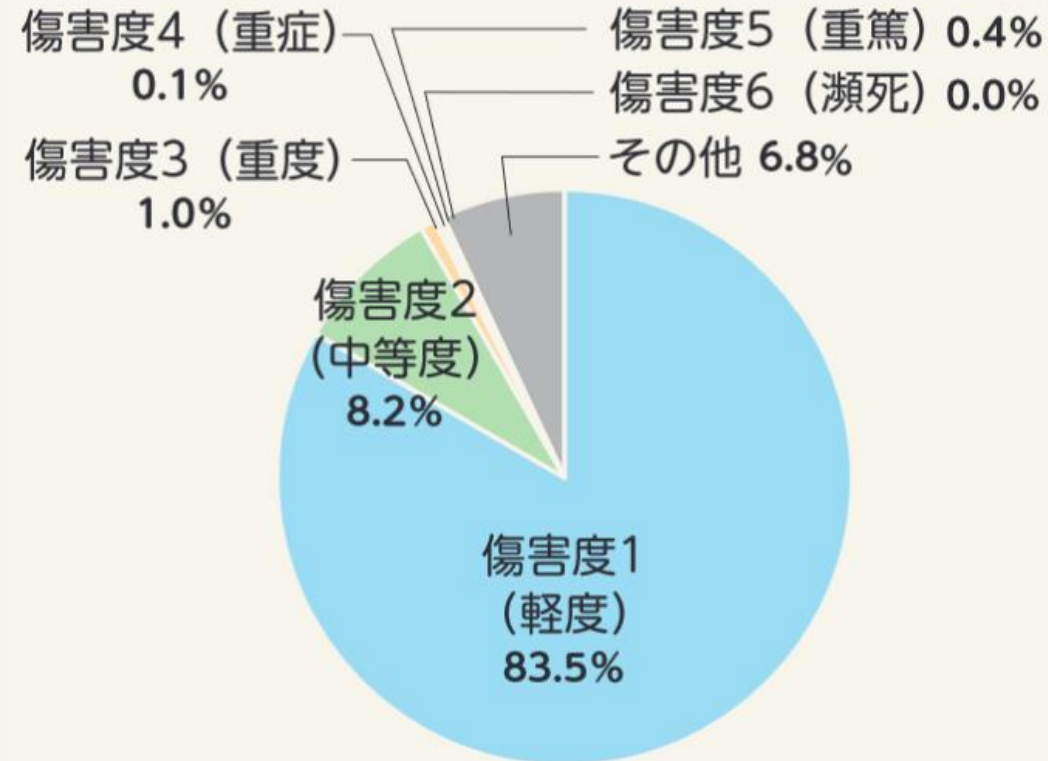
※1 被害者の初診時の傷病名から集計しています。

※2 1人の被害者が身体の2か所以上の部位に受傷した場合は、それぞれの部位を1個として集計しています。

また、受傷の程度（傷害度）別にみると、軽度の傷害（傷害度1）が83.5%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます。

➡ 受傷部位別傷害度別傷病数・構成比は第8表（P100）をご参照ください。

図24 傷害度別傷病数構成比（傷害）〈2019年度〉

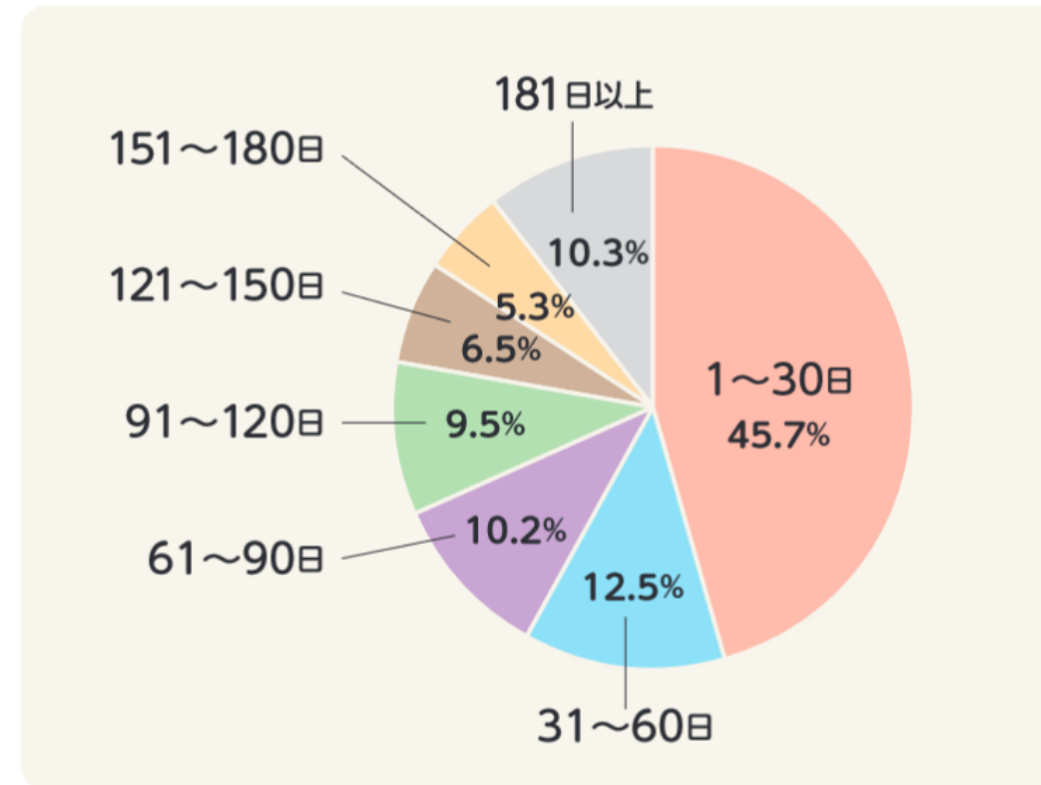


※1 被害者の初診時の傷病名から集計しています。

※2 1人の被害者に複数の傷病名がある場合は、傷病名ごとの傷害度をそれぞれ1個として集計しています。

また、2019年度における診療期間別の件数構成比をみると、30日以内が45.7%と最も多くなっています。

図26 診療期間別の件数構成比〈2019年度〉



※ 1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同一年度の請求について診療期間を合算して集計しています。

4

自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係

自賠責保険では、自動車の保有者が自賠法に基づく人身損害の賠償責任を負った場合に、政令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。限度額は右のとおりです。

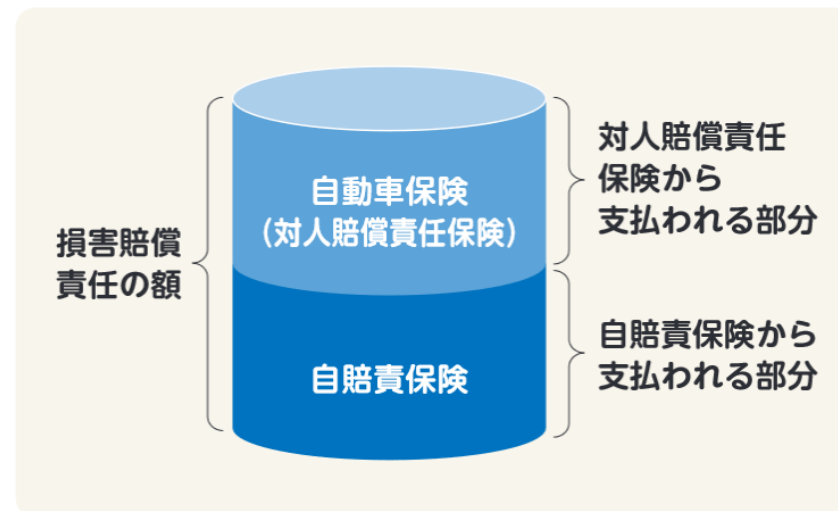
死亡の場合 3,000万円

後遺障害の場合 75万円～ 4,000万円
(後遺障害の程度による)

傷害の場合 120万円

自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。

■支払われる保険金の内訳

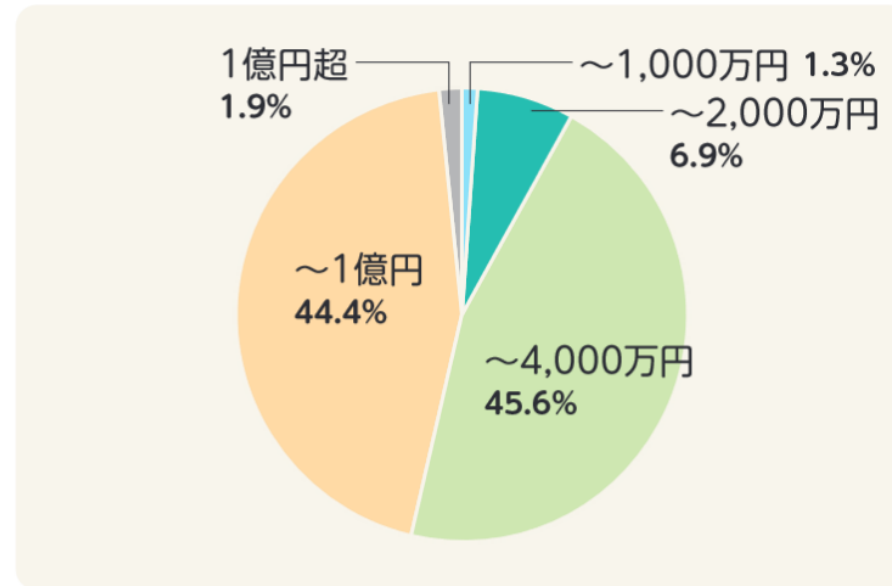


参考 一括払制度

対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、1973年8月から自賠責保険と対人賠償責任保険の一括払制度が導入されています。本制度は、対人賠償責任保険の保険会社が請求者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

2019年度の対人賠償責任保険における死亡認定額の構成比は図11のとおりです。これによれば4,000万円超の事案が4割以上を占めています。

図11 対人賠償責任保険 死亡認定額構成比
〈2019年度〉



※「認定額」とは、自賠責保険と上積み部分の対人賠償責任保険の双方で認定された治療費、逸失利益や慰謝料等の合計額です。

自賠責保険診療費算定基準（新基準）について

自賠責保険の診療費算定基準の設定について

昭和59年12月 金融庁自動車損害賠償責任保険審議会答申

「自算会及び損保協会において、日本医師会の協力を得つつ、医療費統計等を参考に責任保険についての診療報酬基準案を作成し、医療機関等の医療費請求及び自算会調査事務所等での医療費調査の基準とする。」

自賠責保険の診療費算定基準の設定について

平成元年 6 月、日本医師会、日本損害保険協会、自動車保険料率算定会の三者協議において、交通事故診療にかかる医療費請求の適正化を図ることを基本として、自賠責保険診療費算定基準（新基準）が制定された。

新基準実施経緯

実施年度	(実施順) 47/47都道府県
平成2年度《4地区》	1) 栃木県, 2) 青森県, 3) 広島県, 4) 徳島県
平成3年度《4地区》	5) 宮城県, 6) 奈良県, 7) 秋田県, 8) 福島県
平成4年度《3地区》	9) 宮崎県, 10) 滋賀県, 11) 兵庫県
平成5年度《5地区》	12) 熊本県, 13) 岩手県, 14) 大阪府, 15) 長崎県, 16) 大分県
平成6年度《8地区》	17) 高知県, 18) 富山県, 19) 岐阜県, 20) 長野県, 21) 新潟県,
	22) 北海道, 23) 石川県, 24) 福岡県
平成7年度《9地区》	25) 山形県, 26) 和歌山県, 27) 愛知県, 28) 福井県, 29) 山口県
	30) 鹿児島県, 31) 佐賀県, 32) 鳥取県, 33) 島根県
平成11年度《4地区》	34) 東京都, 35) 茨城県, 36) 香川県, 37) 三重県
平成12年度《2地区》	38) 千葉県, 39) 静岡県,
平成13年度《5地区》	40) 愛媛県, 41) 神奈川県, 42) 群馬県, 43) 埼玉県, 44) 沖縄県
平成15年度《1地区》	45) 京都府
平成24年度《1地区》	46) 岡山県
平成28年度《1地区》	47) 山梨県 (47都道府県実施)

新基準の制度化に受けた検討へ

本日の内容

- 交通事故の状況
- 自賠責の状況
- 日本医師会 労災・自賠責委員会の活動

日本医師会 労災・自賠責委員会について

昭和59年の委員会発足より、長い歴史の中で、類似した事案、問題について幾度となく検討し、議論尽くされてきたものもいくつかある。



労災保険及び自賠責保険に関する各地の問題を解決するために、現在は、実務委員会として設置。
各地域の対応状況により、過去の答申を踏まえ問題事項を検討。さらにメーリングリストで随時検討。
必要に応じて、関連団体等からのヒヤリング。

労災・自賠責委員会の活動内容

【労災保険】

- 各地域で発生している問題の検討
- 労災診療費改定の要望とりまとめ
- 厚生労働省との意見交換会

<議題>

高齢労働者と労災

- ・ 高齢化社会に向けた労災審査や労災診療報酬体系について
審査会について
- ・ 審査会で起きている問題点について

労災・自賠責委員会の活動内容

【自賠責保険】

■各地域で発生している問題の検討

■日本損害保険協会、損害保険料率算出機構との意見交換会

<議題>

自賠責診療費算定基準(新基準)について

- ・「制度化」について損保業界と意見交換会

医療費「一括払い請求」について

- ・現場でのトラブル解消を議論

その他の要望

2018・2019 年度

労 災 ・ 自 賠 責 委 員 会

報告書 令和2年2月

はじめに

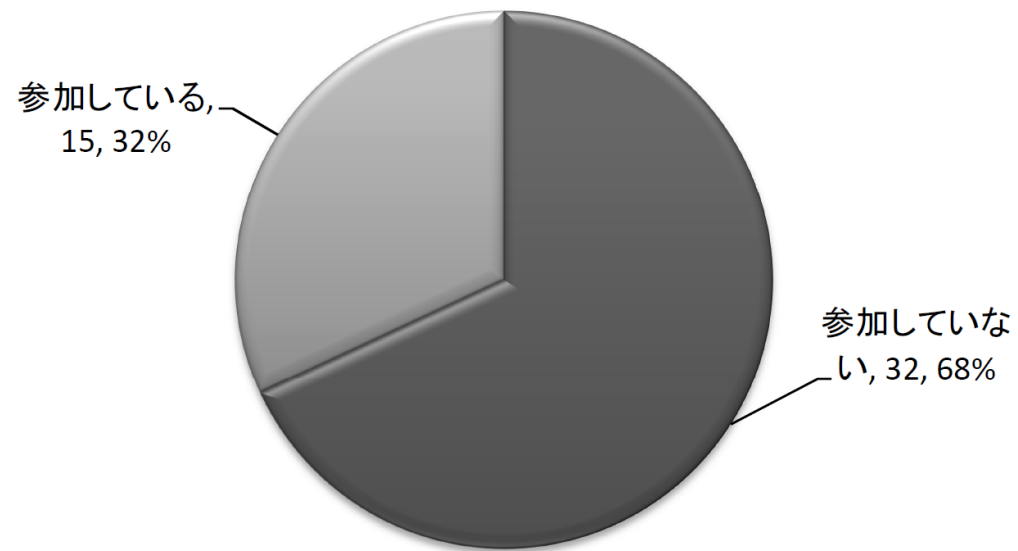
今後、労働人口の減少に伴い、高齢者の就労に関する対策が
求められることから、労災保険としても、**高齢労働者**への配
慮を含めた労災補償を充実させる必要がある

自賠責保険については、全国、都道府県が採用した自賠責保険診療費算定基準（新基準）をさらに普及促進し、新基準を採用する医療機関を増やす取り組みを進めるべきである。新基準の採用率に地域差があることから採用率の底上げを図るなど、新基準の制度化に向けた課題の検討が今後、必要となる。

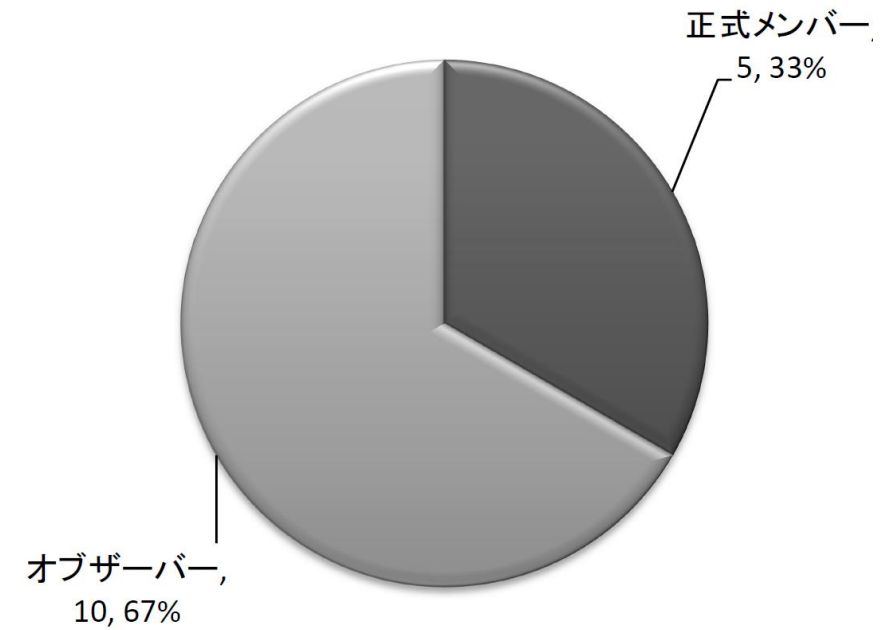
交通事故診療においては、療養期間の長期化に伴う治療費打ち切り、医業類似行為における不適切な施術費への支払い、健康保険の使用に関する問題等、未解決の課題も多い。

本委員会では、これらの問題点を把握するため、都道府県医師会にアンケート調査を実施し、医療現場のご意見をもとに検討を行った。

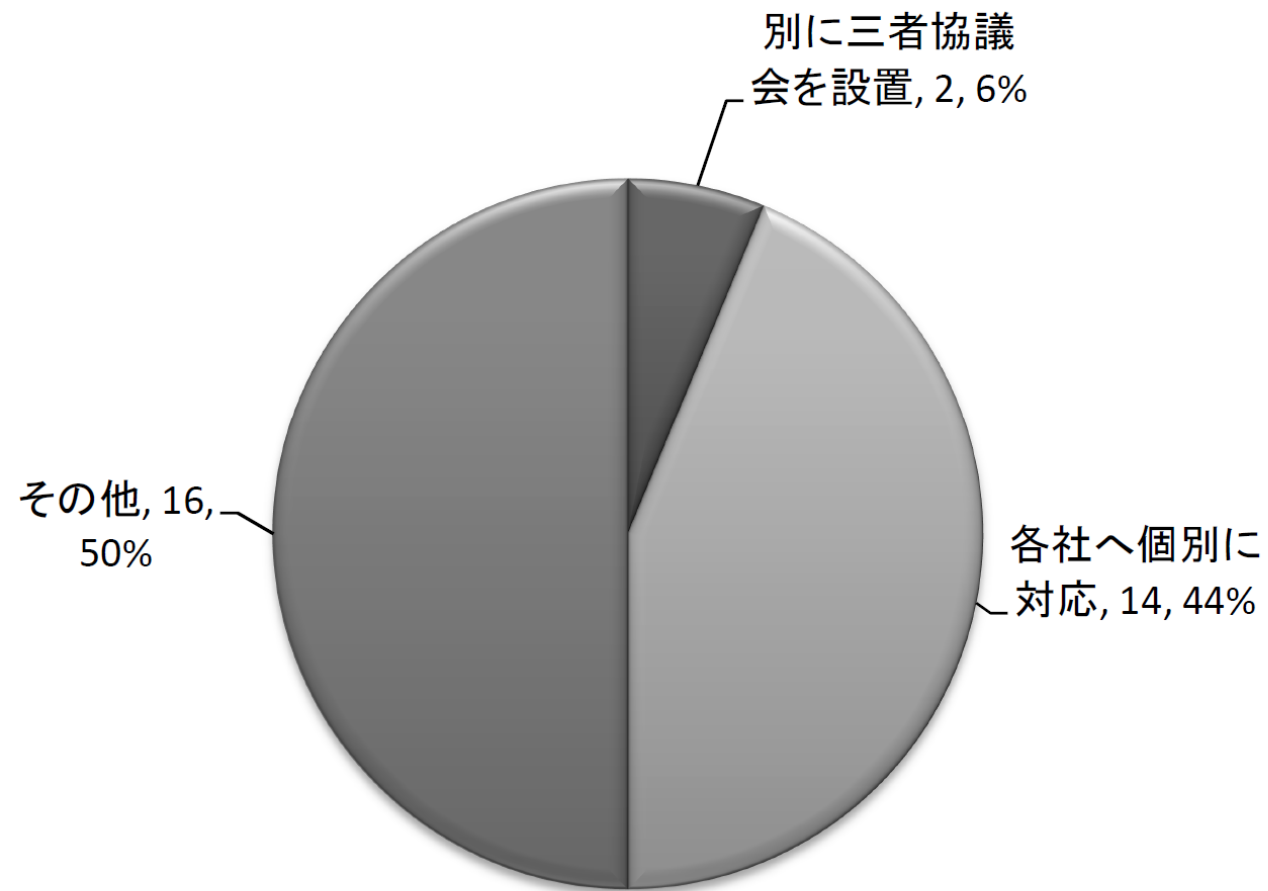
JA、全労災、全自共及び外資系損保の医療協議会
(三者協議会)への参加状況



参加している形式



参加していない場合のトラブル対応



ご清聴ありがとうございました



日本医師会新キャラクター 日医君

自賠責保険（共済）のしくみ

1

損害保険料率算出機構
自賠責損害調査センター
企画推進部

※損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

○「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき設立された非営利の民間の法人

○損保料率機構の主な業務

①自賠責保険の損害調査

全国に地区本部、自賠責損害調査事務所を設置。

自賠責保険の損害調査を実施

②参考準率および基準料率の算出・提供

参考準率（自動車保険・火災保険・傷害保険・介護費用保険）

基準料率（自賠責保険・地震保険）

③データバンク

各種保険に関するデータの集計、会員・消費者等へ提供

本日本話する内容

- I. 交通事故の民事責任と損害保険
- II. 自賠責保険制度の概要
- III. 自賠責保険への請求手続
- IV. 自賠責保険から支払われないケース
- V. 自賠責保険の損害調査

I . 交通事故の民事責任と損害保険

1. 交通事故における「責任」

◆道義上の責任

◆法律上の責任

(1) 刑事上の責任

- ・ 刑法 過失運転致死傷罪等

(2) 行政上の責任

- ・ 道路交通法

(3) 民事上の責任→損害賠償責任

(民法第709条、自賠法第3条等)

※金銭賠償が原則(民法第417条)

2. 交通事故と損害保険

◆ 任意自動車保険

- ・・・対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、車両保険など、複数の保険と特約を組み合わせたセット商品として販売

◆ 自賠責保険

- ・・・自動車による人身事故の賠償責任をでカバーする保険

(1) 対人賠償保険と自賠責保険

<人身損害額>

対人賠償責任保険
(任意自動車保険)

自賠責保険

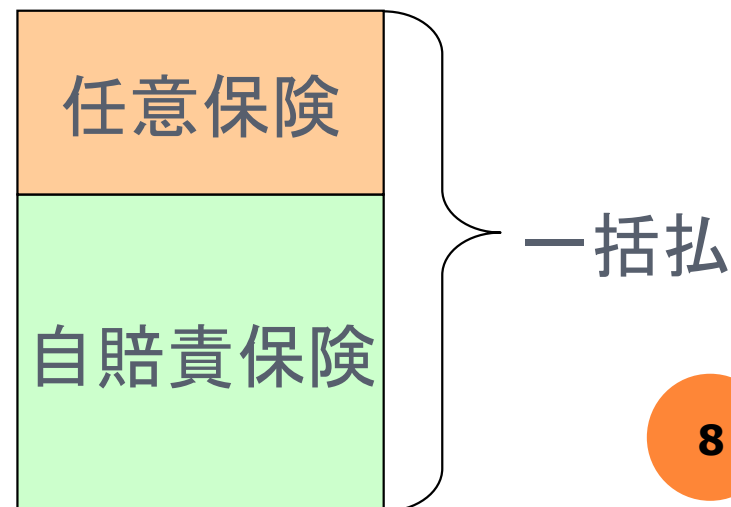
自賠責保険から支払われる額を
超える部分に対し、保険金を支払
う(上乗せ保険)

対人無制限の任意保険を付保し
ていれば、加害者の自己負担は
生じない

<主流は一括払制度>

- 加害者が任意自動車保険に加入している場合、通常、任意保険会社から、自賠責保険から支払われる額と任意保険から支払われる額の「一括払」が行われる。

- 一括払の後、任意保険の【損害賠償金】
保険会社は自賠責保険の保険会社に自賠責保険部分を精算請求する。

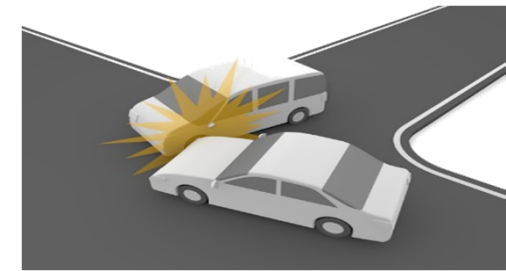


< 双方保険の相違点 >

	自賠責保険	対人賠償保険
付保	強制	任意
保険金額	上限あり	上限なし
免責事由	限定的	各種あり
過失相殺	被害者に7割以上の過失がある場合に減額	通常の過失相殺

Ⅱ．自賠責保険制度の概要

自賠責保険とは



- ◆ 自動車事故で他人を死傷させたこと
(＝人身事故)により、事故の加害者が
自賠法第3条の損害賠償責任を負う場合に、
保険金を支払うもの
- ◆ 加害者の損害賠償責任を資金的に担保する
ことにより、自動車事故の被害者の保護を
図ることを目的として創設

本資料における呼称

過失の大小にかかわらず

被害者…身体に被害を被った者

加害者…被害者から請求を受けた者

自賠責保険制度の特色

1. 条件付無過失責任主義・強制保険制度
2. 支払限度額と請求できる損害の範囲

Ⅱ-1. 条件付無過失責任主義・強制保険制度

◆ 自賠法制定前(過失責任主義)

被害者



事故発生



A運転



会社B



＜損害賠償責任発生の根拠＞

- A(加害運転手)・・・民法第709条
- B(Aの使用人)・・・民法第715条

◆ 民法第709条

被害者が損害賠償の請求を行う場合には、**加害者の故意・過失**を**被害者側で立証**しなければならない【過失責任主義】

◆ 民法第715条

- ・加害者に民法第709条責任が成立することが前提
- ・ただし書き※の内容を立証できれば使用者は責任を負わない

※使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったとき（民法第715条第1項ただし書）

- ①事故は一瞬の出来事であり、また、法律的知識に乏しい被害者にとって、加害者の故意・過失を立証することは容易でない。
- ②加害者の故意・過失を立証できたとしても、加害者が不誠実であったり、無資力で賠償責任を遂行できない場合は、被害者が救済されない。

損害賠償を得られない交通事故被害者が続出し、
社会問題化！

- ◆ 1955年 自動車損害賠償保障法（自賠法）の制定
自賠責保険の付保を強制
- ◆ 1966年 自賠責共済の実施

自賠責保険の導入の意義

- 条件付無過失責任主義を採用
 - 立証責任を加害者側に転換
 - かつ、その要件を厳しくすることにより、加害者側にほぼ無過失責任主義に近い責任を課すもの
 - ⇒ 被害者は、「自動車の運行によって損害が発生したこと」を立証すれば足りる（被害者に有利）
- 自賠責保険の締結を強制化
 - 被害者への損害賠償を実効性あるものに

Ⅱ－2. 支払限度額と請求できる損害の範囲

(1) 支払限度額

◆ 被害者1名に対するてん補の限度額

◆ 政令で規定[自賠法施行令2条]

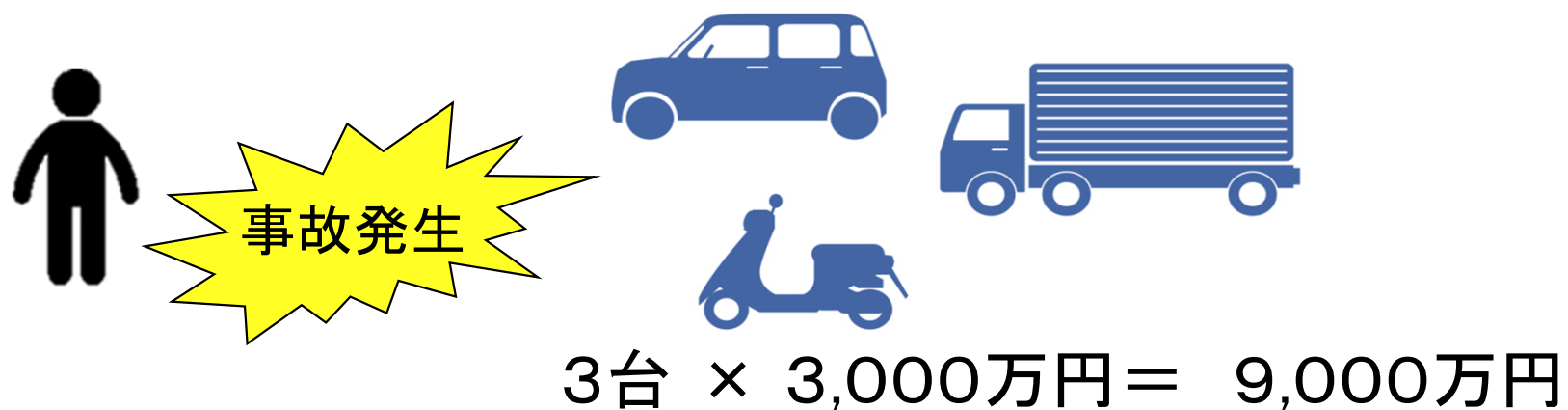
傷 害	120万円
後遺障害	75万円～4,000万円
死 亡	3,000万円

◆ 保険期間中に何度事故があっても、保険金額は減額されることなく自動的に復元

◆ 共同不法行為

支払限度額＝保険金額×有責の契約数

【例】被害者が過失のある3台の車両と衝突して
死亡した場合の支払限度額（死亡による損害）



(2) 減額

減額適用上の 被害者の過失割合	減額割合	
	後遺障害・死亡 による損害	傷害による損害
7割未満	減額なし	減額なし
7割以上8割未満	2割減額	2割減額
8割以上9割未満	3割減額	
9割以上10割未満	5割減額	

(3) 請求できる損害の範囲

「自動車損害賠償責任保険支払基準」

保険会社は、保険金等を支払うときは、死亡、後遺障害及び傷害の別に国土交通大臣及び内閣総理大臣が定める支払基準に従ってこれを支払わなければならない（自賠法第16条の3）

「平成13年金融庁、国土交通省告示第一号」として、官報に掲載

自賠責保険の支払に関する基準であり、加害者（対人賠償保険）と被害者の示談、訴訟等を拘束するものではない
損保料率機構のホームページ等にも掲載

①ー1. 傷害による損害（治療関係費）

支払できる 損害項目	内 容	お支払の基準
治 療 費	診察料、入院料、投薬料、手術料、 処置料、柔道整復等の費用など	必要かつ妥当な実費
通 院 費	通院、転院、入院又は退院に要した 交通費	必要かつ妥当な実費
看 護 料	入院中の看護料 自宅看護料または通院看護料	入院1日につき4,200円 自宅看護または通院1日につ き2,100円※
諸 雑 費	入院中の雑費	原則として入院1日1,100円
義肢等の 費用	義肢、歯科補てつ、義眼、眼鏡、 松葉杖当の費用	必要かつ妥当な実費 眼鏡等の費用は50,000円が 限度
診断書等 の費用	診断書、診療報酬明細書等の 発行手数料	必要かつ妥当な実費

①－2. 傷害による損害（治療関係費以外）

支払できる 損害項目	内 容	お支払の基準
文 書 料	交通事故証明書、被害者側の印鑑 証明書、住民票等の発行手数料	必要かつ妥当な実費
そ の 他 の 費 用	治療関係費以外で事故発生場所か ら医療機関まで被害者を搬送するた めの費用など	必要かつ妥当な実費
休業損害	事故による傷害のために発生した収 入の減少（有給休暇を使用した場合、 家事従事者の場合を含む）	原則として1日につき6,100円 これ以上に収入減の立証があ る場合は19,000円を限度として 実額
慰謝料	精神的・肉体的な苦痛に対する補償	1日につき4,300円 対象となる日数は治療期間の 範囲内で実治療日数の2倍

②後遺障害による損害

ア. 神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、
常時または随時介護を要する後遺障害

イ. 上記①以外の後遺障害

支払できる 損害項目	内 容	お支払の基準
逸 失 利 益	身体に障害を残し労働能力が減少したために将来発生するであろう収入減	収入および各等級(1～14級)に応じた労働能力喪失率、喪失期間等により計算
慰 謝 料 等	事故による精神的・肉体的な苦痛に対する補償等	上記ア. の後遺障害 1,650万円(第1級)、1,203万円(第2級)。 なお、初期費用等として500万円(第1級)、205万円(第2級)が加算 上記イ. の後遺障害 1,150万円(第1級)～32万円(第14級)。 ただし、①および②の後遺障害において、第1～3級で被扶養者がいるときは増額

③死亡による損害

支払できる 損害項目	内 容	お支払の基準
葬 儀 費	通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石 などに要する費用 (墓地、香典返しなどの費用除く)	100万円
逸 失 利 益	被害者が死亡しなければ将来 得ることができたと考えられる収 入額から本人の生活費を控除し たもの	収入および就労可能期間・被扶養 者の有無等を考慮のうえ計算しま す。
慰 謝 料	被害者本人の慰謝料	400万円
	遺族の慰謝料 遺族慰謝料請求権者(被害者の 配偶者、子供および父母)の人 数により金額が異なります。	請求権者 1名の場合 550万円 2名の場合 650万円 3名の場合 750万円 被害者に被扶養者がいるときはさら に200万円が加算されます。

Ⅲ. 自賠責保険への請求

請求権の種類

- ◆ 加害者(運行供用者)に対する請求
 - 自賠法第3条の損害賠償請求
- ◆ 自賠責保険に対する請求
 - 15条請求(加害者請求)
 - 保険金の請求
 - 16条請求(被害者請求)
 - 損害賠償額の請求
 - 17条請求(仮渡金の請求)

Ⅲ-1. 自賠法第3条に基づく損害賠償請求

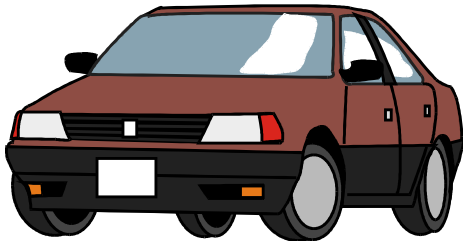
◆ 自賠法第3条

『自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。

ただし、自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があつたこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りでない。』

立証責任を転換し、交通事故の加害者は、故意過失がなかつたこと等を立証しない限り、損害賠償責任を負うとした。

自賠責保険
契約



加害者
(運行供用者)



自賠法第3条の
損害賠償責任



自賠法第3条の
損害賠償請求



被害者・
遺族

Ⅲ- 2. 加害者請求(15条請求)

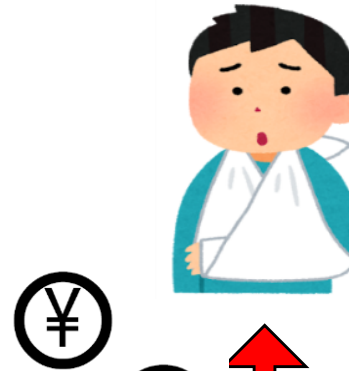
◆ 自賠法第15条

『**被保険者**は、被害者に対する損害賠償額について自己が支払いをした限度においてのみ、保険会社に対して**保険金**の支払を請求することができる』

被保険者の着服防止等のため、
実際に賠償金を支払ってからでないと請求できない

自賠責保険会社

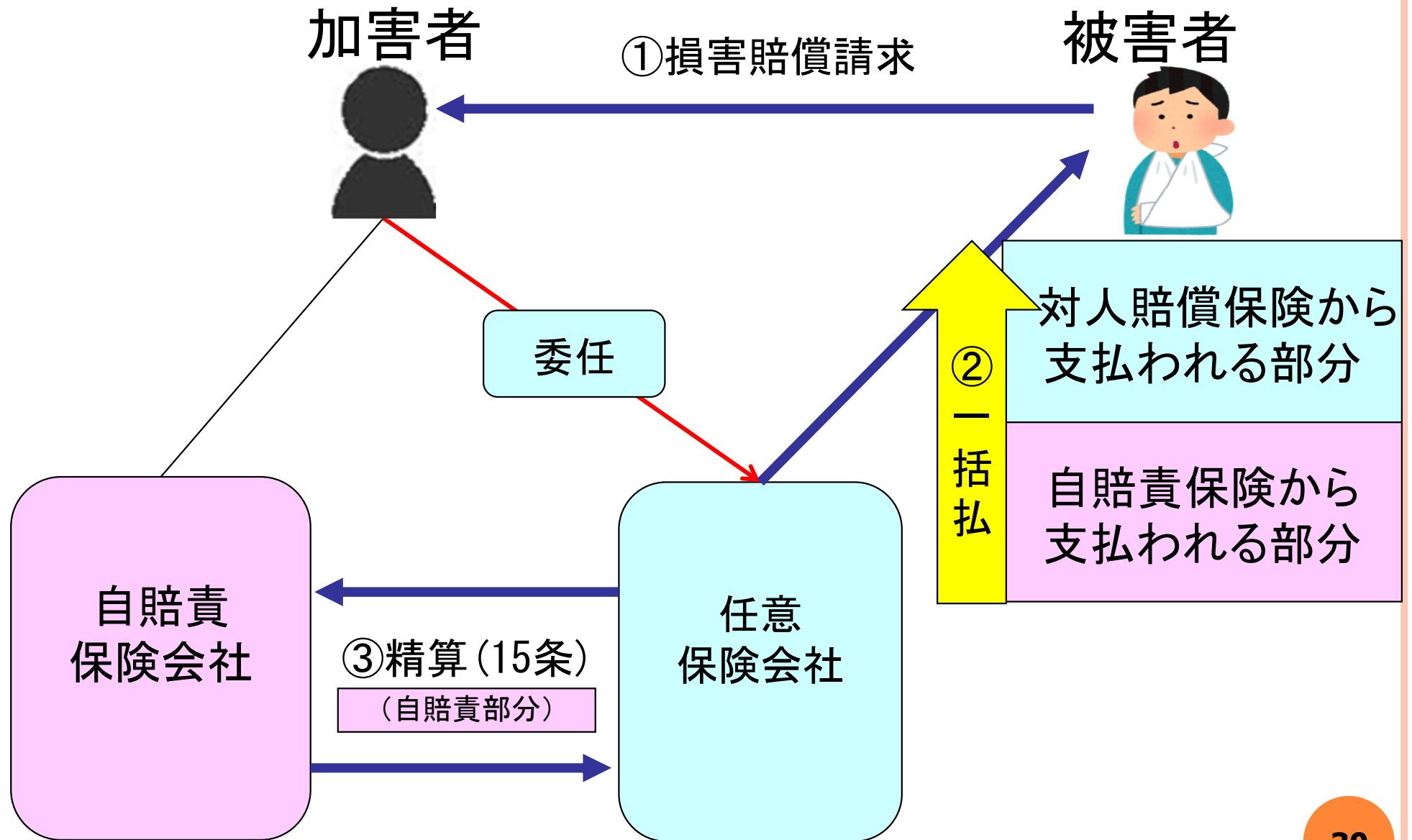
自賠法第15条の
保険金請求権



保有者・
運転者

自賠法第3条の損害賠償責任(運転者
の場合は民法第709条の責任)を負う

※一括払について



Ⅲ- 3. 被害者請求(16条請求)

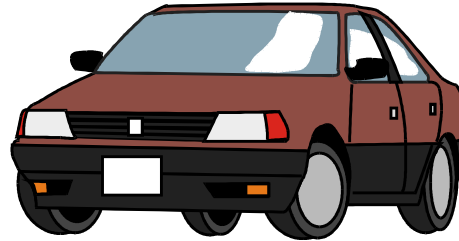
◆ 自賠法第16条1項

『第3条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生したときは、**被害者**は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、**損害賠償額**の支払をなすべきことを請求することができる』

- ・被害者の保険会社への直接請求権で自賠法で特別に認められている権利
- ・加害者が無資力等の場合でも、損害の填補を受けられる(被害者保護)

自賠責保険契約

自賠責保険会社



保有者・
運転者



自賠法3条の
損害賠償責任

被害者・
遺族



自賠法16条の
損害賠償額請求権



被害者が社会保険等から給付を受けた場合

⇒社会保険等求償 が代位

被害者加入の人身傷害保険会社が一括対応する場合

⇒人傷請求 が代位

Ⅲ- 4. 仮渡金請求(17条請求)

◆ 自賠法第17条1項

『…**被害者**は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、政令で定める金額を第16条1項の規定による損害賠償額の支払のための**仮渡金**として支払うべきことを請求することができる』

損害賠償責任または損害賠償額が確定していない段階において、当座の出費に当てるために請求することができる(被害者保護)

仮渡金

- ◆ 死亡・・・290万円
- ◆ 傷害・・・傷害の程度により
40万円、20万円、5万円

※後日、保険金等が支払われるとき、仮渡金額は**控除**される

※支払後、保有者に賠償責任がないことが判明した際には、保険会社は**政府に対して補償**を求めることができる

Ⅲ- 5. 競合請求

◆ 加害者請求と被害者請求

→ 加害者請求を優先する。

◆ 社会保険請求と被害者請求

→ 被害者請求を優先する。

※ 最高裁平成20年2月19日判決(被害者 > 健保)

※ 最高裁平成30年9月27日判決(被害者 > 労災)

◆ 人傷精算請求と被害者請求(保険法第25条2項)

→ てん補損害額(訴訟による損害額、または調査事務所へ提出された資料から算出する被害者の損害額)と人傷社の支払額の差額部分(=未てん補損害・被害者負担金額)は被害者請求が優先する。

IV. 自賠責保険から 支払われない場合

1. 加害者に賠償責任がない場合
2. 自動車の運行によって死傷したものではない
場合
3. 賠償責任を負う加害者がいない場合
4. 被害者が「他人」ではない場合
5. その他

IV-1. 加害者に賠償責任がない場合

自賠法第3条ただし書きの3条件

- ①自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと
- ②被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと
- ③自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと

⇒①から③を全て証明できる場合は加害者は自賠法第3条の損害賠償責任を負わない。

(1) 自賠法第3条ただし書きの3条件

- ①自己及び運転者が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと
- ◆関係法令の遵守をはじめとして、運行供用者・運転者に対して社会的に要求される通常の注意義務を指す
- ◆運行供用者の注意義務には、運転者の選任監督義務も含まれる

②被害者又は運転者以外の第三者に故意又は過失があったこと

【例】

- ◆被害者が自動車の運行を知らながら故意に飛び込んできた場合
- ◆正常に停止していたところに追突され、同乗者が受傷した場合



③自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったこと

◆構造上の欠陥

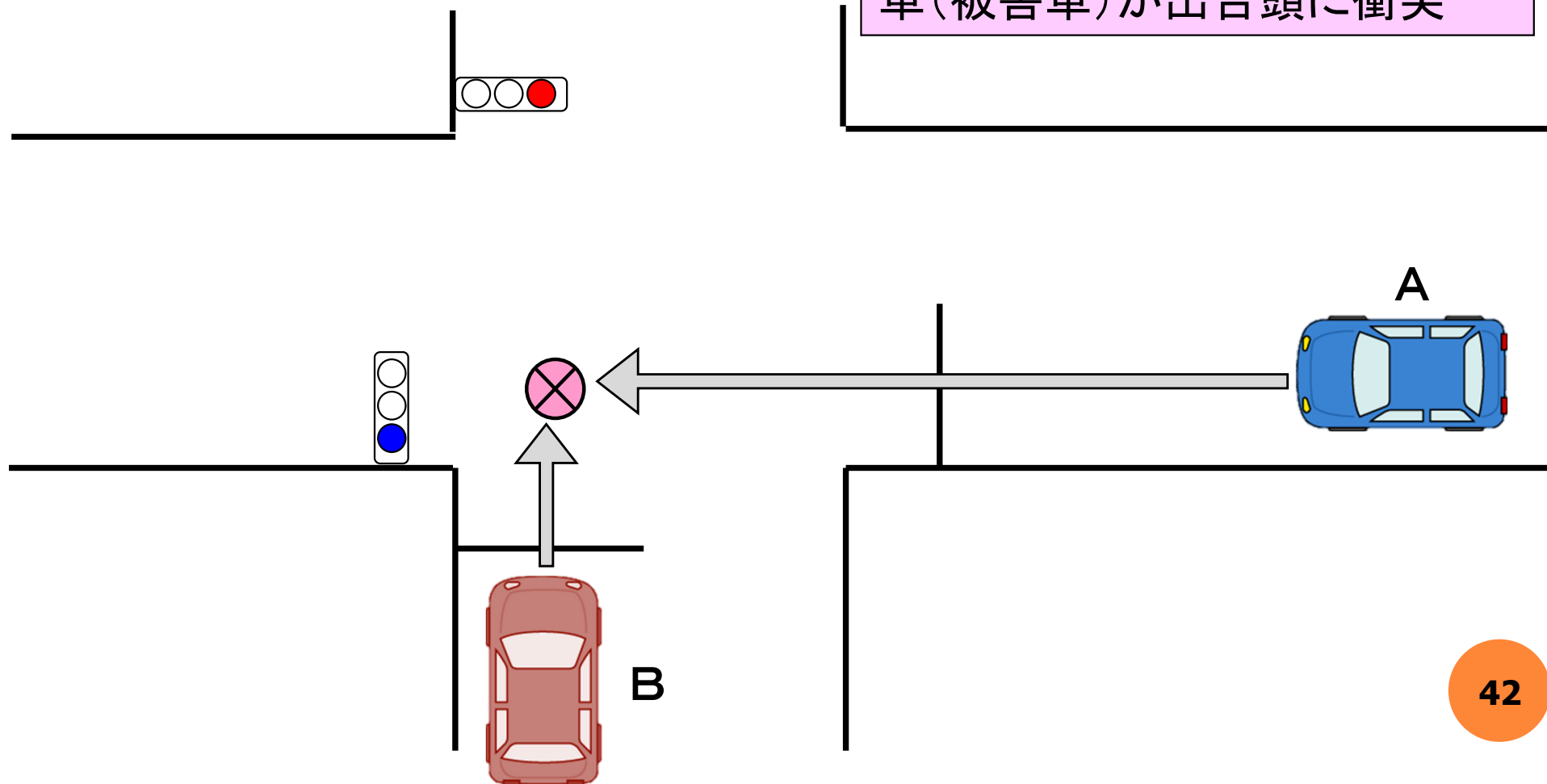
自動車各部の装置、部品の材料、仕組み、製造方法、補修その他に欠陥があること

◆機能の障害

自動車の各装置が規定どおりに作動しないこと

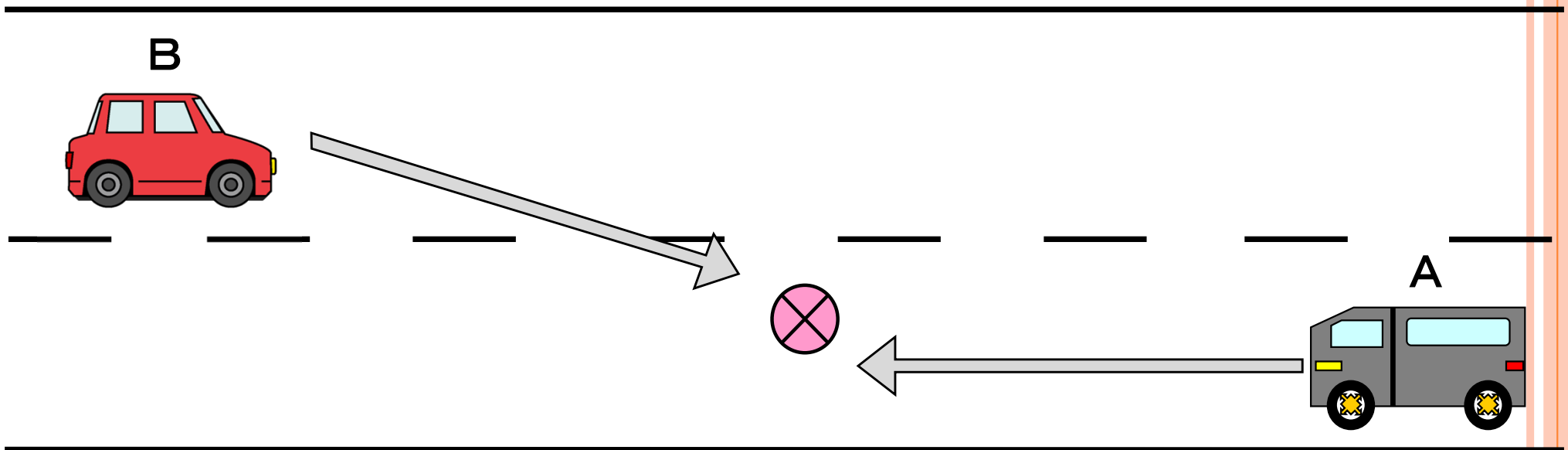
加害者に過失がない事例①

信号交差点で、青信号進入のA車(加害車)と赤信号進入のB車(被害車)が出合頭に衝突



加害者に過失がない事例②

B車(被害車)が中央線を突破し、対向車線を正常に走行してきたA車(加害車)と衝突



IV-2. 自動車の「運行によって」 死傷したものではない場合

自賠法第3条

自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任ずる。

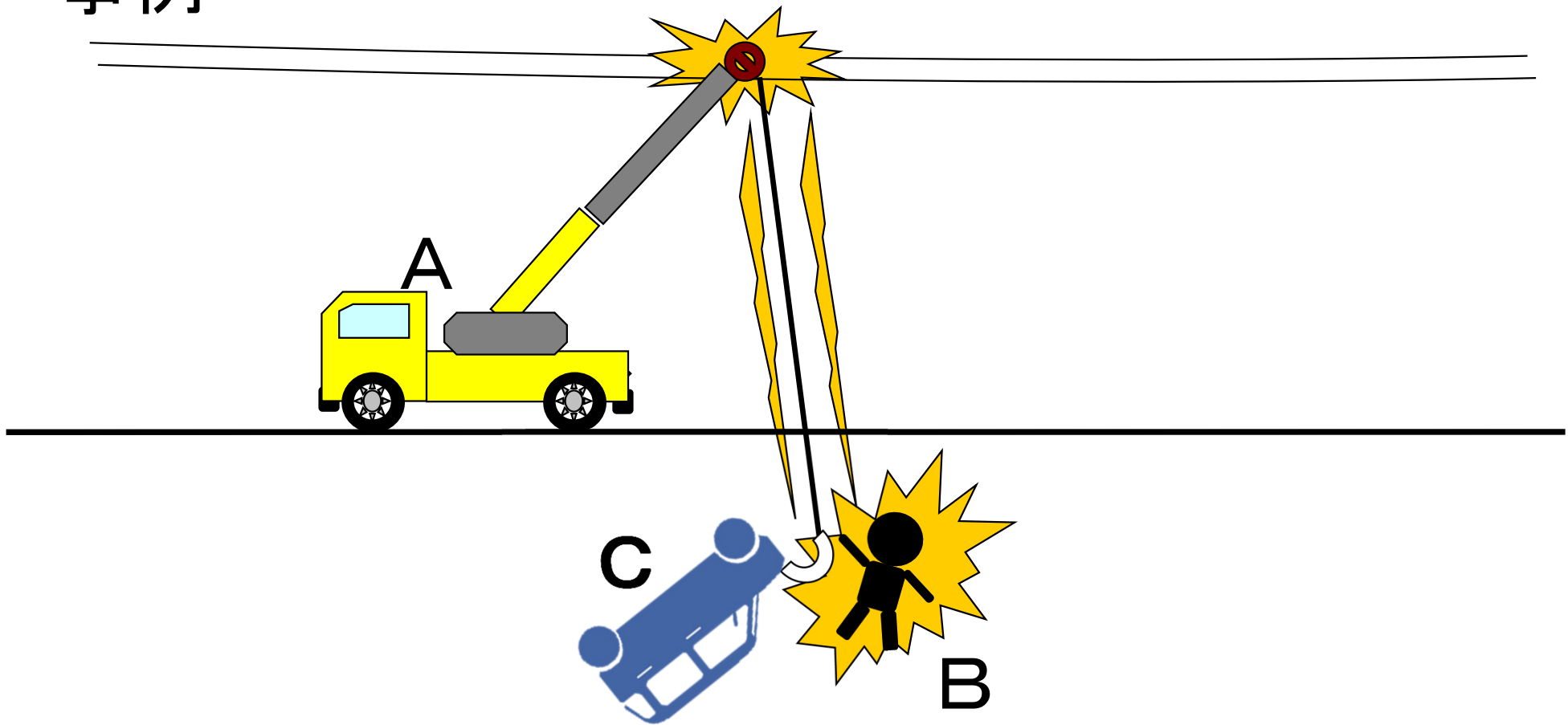
◆「運行」とは

人又は物を輸送するとしないとにかかわらず、自動車を当該装置の用い方に従い用いることをいう[自賠法第2条2項]

◆「によって」とは（判例・通説）

ある一定の行為があれば、社会通念・経験則上、そのような結果が生じるのが一般的であると認められる関係

事例



クレーン車のクレーン部分も当該車に固有の装置と捉えられる。

⇒固有装置を用いたことによって生じた事故であり、
運行起因性あり。

IV- 3. 加害者がいない場合

◆ いわゆる自損事故

- ・ Aが電柱に自ら衝突し死傷した場合



IV- 4. 被害者が「他人」ではない場合

- ◆「他人」とは、「運行供用者、運転者および運転補助者以外の者をいう。」
(最高裁昭和42年9月29日判決等)

- (1) 運行供用者
- (2) 運転者
- (3) 運転補助者

他人性が問題となる事例

- Aは自己所有車を運転して買い物に出かけた。
- たまたま街中で友人Bと出会い、一緒に食事したが、その際Aが飲酒したため、帰りはBに頼み、Aの自宅まで運転してもらうことになった。
- Bの運転で帰宅する途中で単独事故を起こし、助手席にいたAが受傷した。

Aが所有する車による事故であり、Aは「他人」とはいえない。

IV-5. その他

- ◆ 15条請求(加害者請求)

→加害者が被害者に**損害賠償金を支払ったとき**から
3年を経過したときは時効となる[保険法第95条]

- ◆ 時効の更新手続き(→保険会社への申告)を行えば時効は更新・再起算される。

傷害、後遺障害、死亡による損害ごとに時効期間は進行するので、個々に時効更新の申告が必要となる

- ◆ 16条請求(被害者請求)、17条請求(仮渡金請求)
 - 時効により**3年**で消滅する[自賠法75条]
 - 時効の起算日は、被害者またはその法定代理人が**損害および加害者を知ったとき**[民法724条]
- ☆平成22年3月31日以前の事故の時効は2年
- ※時効の更新手続き(保険会社への申告)等によって、時効は更新・再起算される。

傷害、後遺障害、死亡による損害ごとに時効期間は進行するので、個々に時効更新の申告が必要となる

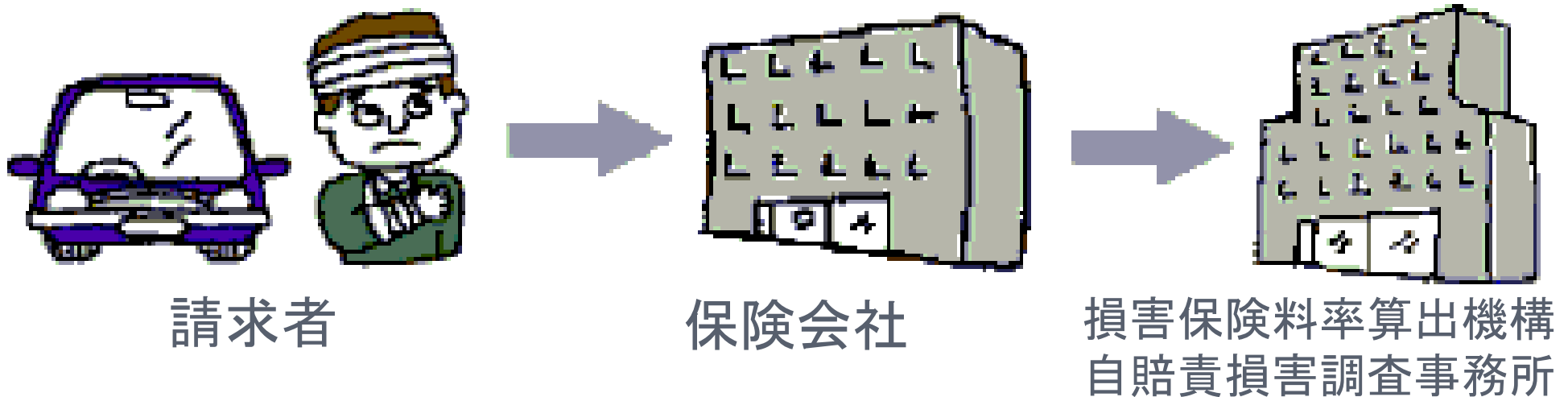
V. 自賠責保険の損害調査

1. 損害調査の流れ

2. 損害保険料率算出機構における損害調査体制

V-1. 損害調査の流れ

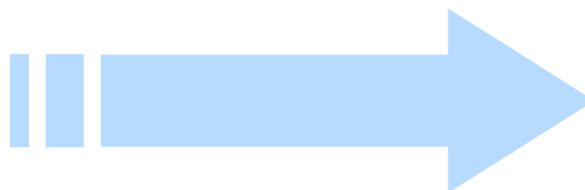
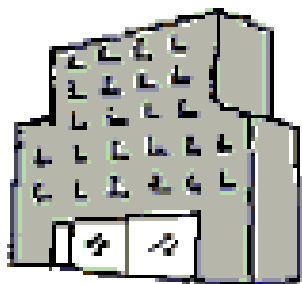
(1) 請求の受付と調査事務所への送付



○保険会社・・・請求書類の不備がないことを確認
して調査事務所に送付

(2) 損保料率機構による損害調査

損害保険料率算出機構
自賠責損害調査事務所
(都道府県庁所在地等に設置)



○請求書類に基づき、必要な調査を行う

- ① 事故当事者に事故状況照会
- ② 病院照会
- ③ 事故現場調査



被害者



加害者



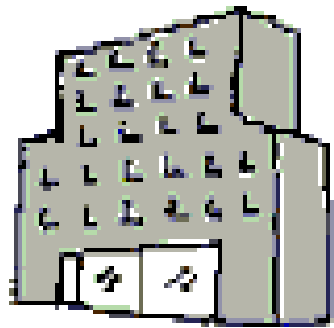
事故現場

病 院

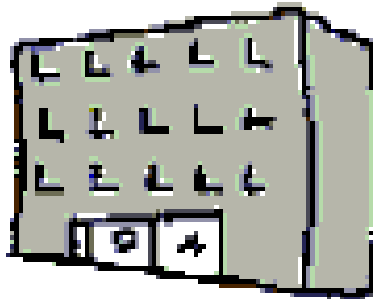


警 察

(3) 損害調査結果の報告と支払



損害保険料率算出機構
自賠償損害調査事務所



保険会社



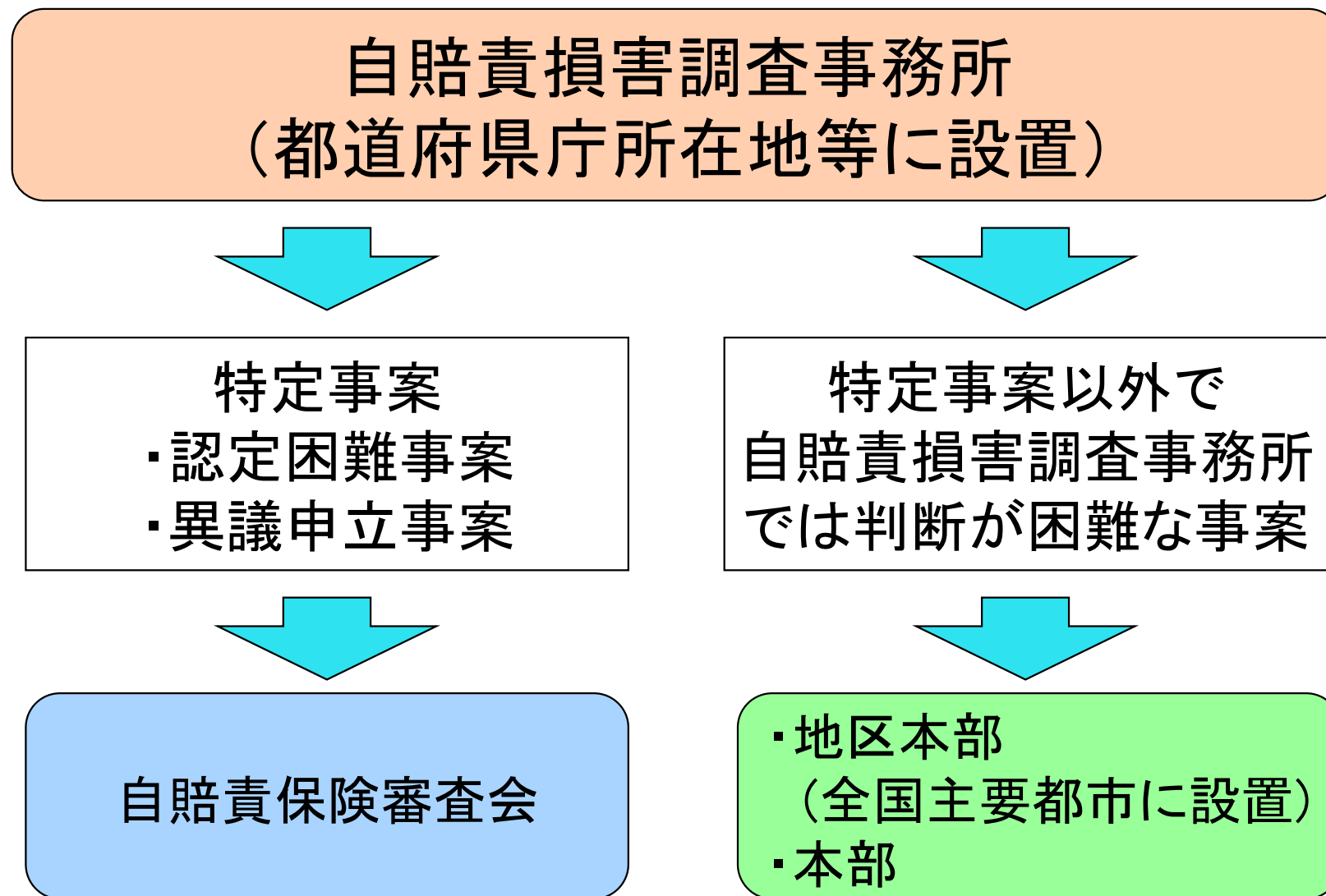
請求者
(被害者または加害者)

- 調査事務所・・・損害保険会社等に調査結果を報告
- 保険会社・・・支払額を決定し請求者に支払

※自賠責保険会社からの支払額等に 納得がいけない場合

- 保険会社に対する異議申立（請求権者であれば可能）
→書面に「異議申立の主旨」を記入、新たな資料があれば添付して提出
- 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構（自賠法に基づき設置された、訴訟外における自賠責保険（共済）の最終判断機関）に対する紛争処理の申請（被害者のみ）

V-2. 損保料率機構における損害調査体制



自賠責保険審査会

自賠責保険審査会

有無責等の専門部会

- 死亡事案で全く支払われないか減額される可能性がある事案
- 異議申立事案

後遺障害の専門部会

- 脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案等
- 異議申立事案

ご清聴ありがとうございました



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

<https://www.giroj.or.jp/>